

調 査 報 告 書

2023 年（令和 5 年）10 月 30 日

学校法人日本大学 御中

日本大学アメリカンフットボール部
薬物事件対応に係る第三者委員会

委員長 綿 引 万里子

委 員 中 村 直 人

委 員 小 林 明 彦

第1章	当委員会及び調査の概要	7
第1	当委員会の設置の経緯	7
第2	当委員会の構成等	7
第3	調査の方法	8
1	意見交換の方法	8
2	資料の収集・検討	8
3	ヒアリング調査	8
第2章	前提となる事実	9
第1	規程類	9
1	理事長、理事、学長及び副学長の職務についての基本的な規程	9
(1)	寄附行為	10
(2)	教育職組織規程	11
(3)	本部決裁要項	11
(4)	役員規程	11
2	役職員の職務権限行使に関する規程	11
3	危機管理に関する規程及びマニュアル	12
(1)	危機管理規程	12
(2)	不正・不祥事案等対応マニュアル	15
4	危機管理規程6条1項の「所管部署の長」及び「所属上長」	18
(1)	「所管部署の長」	18
(2)	「所属上長」	18
第2	関係者の概要	18
第3	事実経過	20
1	2022年10月29日（土）まで 保護者からの情報提供	20
2	10月30日（日） ヒアリング	21
3	10月31日（月）～11月1日（火） b部員情報	21
4	11月9日（水） C監督からBアメフト部長への報告	21
5	11月27日（日）～28日（月） c部員による情報提供	21
6	11月29日（火） アメフト部執行部会	22
(1)	D元監督の報告内容	22
(2)	D元監督の報告を受けた対応	23
7	12月1日（木） 警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課係官来校への対応	24
(1)	午前中における同係官来校	24
(2)	午後になされたC監督らからA競技スポーツ部長に対する情報提供	24
8	12月10日（土） 薬物乱用防止講習会	25
9	12月11日（日） 臨時保護者会	25

10	12月21日(水)～12月22日(木)	毎日新聞の取材に対する回答	25
11	2023年6月30日(金)	警視庁係官来校	26
12	6月30日(金)	学長報告等	27
13	7月4日(火)	アメフトコーチ陣との面談	28
14	7月6日(木)	警視庁訪問	29
15	7月6日(木)	薬物発見	30
16	7月6日(木)	f部員ヒアリングの実施	31
17	7月6日(木)	本件缶の保管開始	31
18	7月7日(金)	学長らへの報告等	31
	(1)	酒井学長への報告	31
	(2)	その他関係者との情報共有	32
19	7月7日(金)	D元監督の警察関係者への相談に係る正しい事実関係の判明	32
20	7月7日(金)	f部員ヒアリングの実施等	32
21	7月13日(木)	理事長への報告	33
22	7月13日(木)から14日(金)	ヒアリングの実施	33
23		保護者からの手紙の送付	34
24		保護者告発文の送付を受けての警視庁への連絡等	34
25		保護者告発文の送付を受けた報道機関からの取材要請とその対応	35
26		f部員の自己使用申告とその後の経緯	35
	(1)	f部員のC監督に対する自己使用申告	35
	(2)	理事長及び学長に対する報告	36
	(3)	警視庁に対する連絡と本件缶の差押え	36
	(4)	f部員の面談	36
27		危機管理総括責任者である村井常務理事に対する報告	36
28		村井常務理事と澤田副学長との情報共有に係るやり取り等	37
29		C監督による経緯書の作成	37
	(1)	経緯書の作成	37
	(2)	経緯書の共有状況	38
30		A競技スポーツ部長による学長への報告	39
31	8月1日(火)	インターネット上のニュース報道	39
32	8月2日(水)	前日の報道への対応とプレスリリース	39
33	8月2日(水)	林理事長の囲み取材	40
34	8月3日(木)	執行部会のメンバーによる非公式の打合せ	40
35	8月3日(木)	第6回理事会(臨時)	41
36	8月3日(木)	捜索差押えと係官の見立ての開示	41
37	8月4日(金)	記者会見実施の決定	42

38	8月5日(土)	f部員逮捕とアメフト部の活動停止の決定	42
39	8月7日(月)	第20回執行部会(臨時)	43
40	8月7日(月)	第4回専門部会	43
41	8月7日(月)	第7回理事会(臨時)	44
42	8月8日(火)	記者会見	44
	(1)	本件缶の預かり保管に関する発言	45
	(2)	警察関係者に対する相談に関する発言	45
	(3)	本法人内部での情報共有に関する発言	45
	(4)	複数のアメフト部員による大麻使用の疑いに関する発言	46
43	8月9日(水)	臨時の非公式打合せ	46
	(1)	c部員自己使用申告の内容についての詳細な報告	46
	(2)	関東学生連盟への回答と記者会見での説明との矛盾点の指摘	46
	(3)	アメフト部の無期限活動停止処分の解除についての議論	47
	(4)	臨時の保護者会とリーグ戦への参加表明	48
44	8月10日(木)	無期限活動停止処分の解除	49
45	8月10日(木)	関東学生連盟からのリーグ戦への参加不許可の回答	50
46	8月23日(水)	C監督作成の経緯書の共有	50
第3章 不適切な行為とその原因			51
第1 不適切な行為			51
1 2022年10月から12月までの対応			51
	(1)	10・29保護者情報への対応	51
	(2)	11・27c部員自己使用申告への対応	51
	(3)	12月1日の警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課係官来校への対応	51
	(4)	12月11日実施の保護者会での報告	52
	(5)	12月21日の報道対応	52
2 2023年6月30日以降のアメフト部員による大麻使用の疑いへの学内の対応			52
	(1)	6・30警視庁情報への対応	52
	(2)	7月6日以降の対応	52
	(3)	7・19f部員自己使用申告への対応	53
3 7・18保護者告発文受領への対応			53
4 7月18日以降の一連の報道対応			53
	(1)	7月18日読売新聞及び朝日新聞への取材対応	53
	(2)	8月2日プレスリリース	53
	(3)	8月2日林理事長囲み取材における発言	53
5 8月8日記者会見			54

6	危機管理態勢の構築の遅滞.....	54
7	執行部会及び理事会における本事案についての報告等.....	54
8	アメフト部の活動停止処分の解除の決定.....	54
第2	基本的姿勢の不適切さ.....	54
1	2022年10月から12月までの対応（第1の1(1)~(5)).....	55
2	本件缶の預かり保管（第1の2(2)).....	56
3	一連の報道対応（第1の1(5)、同4(1)~(3)).....	58
	(1) 2022年12月21日の毎日新聞からの問合せに対する回答（第1の1(5))	58
	(2) 2023年7月18日の読売新聞及び朝日新聞に対する回答（第1の4(1))	59
	(3) 8月2日のプレスリリース（第1の4(2)).....	59
	(4) 8月2日の林理事長の囲み取材（第1の4(3)).....	60
4	8月8日記者会見（第1の5）.....	60
	(1) 記者会見に臨む姿勢.....	61
	(2) 本件缶の預かり保管に関する発言.....	62
	(3) 警察関係者に対する相談に関する発言.....	62
	(4) 情報共有に関する発言.....	63
	(5) 複数のアメフト部員による大麻使用の疑いに関する発言.....	63
5	アメフト部の活動停止処分の解除の判断（第1の8）.....	63
	(1) 学生の不適切行為と部活動の停止等の処分の在り方.....	63
	(2) 関東学生連盟に対する回答の状況.....	63
	(3) 活動停止処分解除の意思決定に至る議論の経緯.....	64
	(4) 活動停止処分解除の意思決定の問題点.....	65
第3	学生・部員への教育的配慮に欠けた対応姿勢.....	66
1	2022年11月から12月までの対応（第1の1(1)~(3)).....	67
2	アメフト部の活動停止処分の解除の判断（第1の8）.....	68
第4	ガバナンスの機能不全.....	68
1	学長によるガバナンス.....	69
	(1) 6・30警視庁情報への対応（第1の2(1)).....	69
	(2) 7・6警視庁情報及び本件缶の預かり保管への対応（第1の2(2)ウ）.....	70
	(3) 7・19f部員自己使用申告後の対応（第1の2(3)).....	70
	(4) 8・8記者会見（第1の5）.....	71
	(5) アメフト部の活動停止処分の解除（第1の8）.....	71
	(6) ガバナンス不全を生む報告態勢の不備.....	72
2	理事長によるガバナンス.....	72

(1) 林理事長に対する報告がされなかったこと	72
(2) 7・18保護者告発文受領後の対応(第1の3)	73
(3) 7・19f部員自己使用申告への対応(第1の2(3))	73
(4) 8・3理事会報告(第1の7)	73
(5) 8・8記者会見(第1の5)	74
(6) アメフト部の活動停止処分の解除(第1の8)	74
(7) 林理事長の理事長としての責務に対する理解不足	74
3 理事会及び監事によるガバナンス	75
第5 情報が独占され、又は報告が適切になされなかったこと	75
1 11・27c部員自己使用申告の報告懈怠(第1の1(2))	76
2 広報課への虚偽報告等(第1の1(5)、4(1))	76
3 6・30警視庁情報、7・6警視庁情報の伝達禁止(第1の2(1)、(2)ア)	76
4 重要な面談結果等の囲い込み(第1の6)	77
第6 危機管理規程が遵守されなかったこと	77
1 報告ルールの無視	77
2 危機管理規程が全く機能しなかったこと	78
3 関連規程の曖昧さ	79
(1) 教学に関わる危機管理の在り方の不明確さ	79
(2) 競技部、競技スポーツ部の組織的位置付けの不明確さ	80
4 従来からの運用実態	80
第7 権限と責任の所在が明確でなかったこと	81
1 教学事案と法人の危機管理	81
2 競技部と競技スポーツ部の権限分配の不明確さ	82
3 執行部会における重要事項の決定	83
4 意思決定・報告の書面化の欠如	84
第8 組織風土	84
1 コンプライアンス意識の欠如	84
2 危機管理の在り方の認識がまったくないこと	85
第4章 改善策の提言	87
第1 社会と調和する理念の確立	88
第2 コンプライアンス・内部統制・危機管理等知見の徹底	88
1 コンプライアンスの徹底	88
2 権限と責任の所在の明確化(内部統制)	89
3 危機管理についての知見の獲得	89
4 改革の方策	89
第3 ガバナンスの改善	90

第4	組織の見直し	91
1	法人の管理運営と教学の関係の明確化	91
2	執行部会の位置付け	91
3	指揮命令系統の明確化	92
4	理事長・学長のスタッフの充実	92
5	広報機能の充実	92
6	危機管理体制の整備	93
第5	情報伝達・共有化の整備	93

第1章 当委員会及び調査の概要

第1 当委員会の設置の経緯

2023年8月5日、日本大学アメリカンフットボール部（以下、単に「アメフト部」という。）所属の学生が覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反の被疑事実で逮捕される事案が発生した。

文部科学省高等教育局長は、同月22日、5文科高第759号をもって、上記事案に係る対応においては、法人における重大な事態が生じていたにもかかわらず、法人を代表する理事長や校務をつかさどる学長に対する法人内部の情報伝達や捜査機関への連絡等の判断などの管理運営上の対応について、公共性の高い学校法人としての信頼性を損なう事態が生じているとして、遺憾の意を表明するとともに、上記事案の捜査に全面的に協力し、真相究明に向けた徹底的な調査により事実関係を明らかにするとともに、法人としてのこれまでの判断や対応等における問題点についてそれが生じた原因や背景を検証するように指導し、上記調査・検証は、本法人から独立した立場の複数の第三者の協力を得た委員会等において実施するように要請した。

本法人は、文部科学省高等教育局長の上記指導・要請に応じ、同月24日開催された理事会において、「日本大学アメリカンフットボール部薬物事件対応に係る第三者委員会」の設置を決議し、同日、当委員会に、アメフト部員による薬物事件に係る本法人内部の情報伝達、法人としての判断や対応等における問題点及びそれが生じた原因や背景の検証を委嘱した。

第2 当委員会の構成等

1 当委員会の構成は、以下のとおりであり、委員長及び各委員は、いずれもこれまで本法人との間に一切の利害関係を有していない¹。

委員長 綿引万里子 弁護士・元名古屋高等裁判所長官

委員 中村直人 弁護士

委員 小林明彦 弁護士・中央大学大学院法務研究科長兼同大学理事

なお、当委員会は、弁護士中村竜一、同澤田孝悠、同近藤直也の3名を補助者に選任し、事実関係の整理、調査資料の整理などについて協力を仰いだほか、その他4名の弁護士から、音声データ及びヒアリング結果の反訳、報告書の校正等に関する補助を受けた。

2 当委員会は、日本弁護士連合会が定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の趣旨に則り、本法人から独立した立場で、中立・公正で客観的な調査を実施した。調査方法の決定、調査・分析の実施、報告書の作成の全過程において、本法人の意向に左右されることなく、また、一切の影響を受けることなく、当委員会の責任と判断において、こ

¹ 本法人は、これまでに一切の利害関係のなかった綿引弁護士に委員長を依頼し、各委員の選任については同委員長に一任されたものであり、本法人の意向は一切含まれていない。

れらを遂行した。本法人も、当委員会の調査には全面的に協力してきたものであり、当委員会による最終的な調査結果についても、これを真摯に受け止め、尊重し、今後の対応に当たることを確約している。

第3 調査の方法

1 意見交換の方法

当委員会は、2023年8月24日に本法人から委嘱を受けて以降、委員会を合計12回開催したほか、委員間で随時、電子メール、ウェブ会議及び電話で意見交換を行いながら調査・検討を進めた。

2 資料の収集・検討

当委員会は、主として以下の資料を収集し、検討を行った。電子メールについては、林真理子理事長、酒井健夫学長、澤田康広副学長、競技スポーツ部長及びアメフト部監督が業務上使用するパソコンに係る電子メールの網羅的な調査を行った。

(1) 本法人が保有する各種規程類、会議資料、議事録、音声データ及び本件に関して作成されたメモ並びに関係者間の報告書類、電子メール及びSNS上のやり取り等の資料

(2) ヒアリング対象者から提供を受けた備忘メモ及び個人の電子メール等の資料

(3) 当委員会に提出された関係者の陳述書

(4) 当委員会に提出された伊藤ゆみ子理事、内田和人理事及び平沢郁子理事それぞれの意見書

(5) 公表されている以下の資料

ア 日本大学アメリカンフットボール部における反則行為に関する第三者委員会作成の2018年7月30日付け「最終報告書」

イ 元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会作成の2022年3月31日付け「元理事及び前理事長による不正事案に係る調査報告書」

ウ 日本大学再生会議作成の2022年3月31日付け「答申書」

エ 2022年4月7日付け「学校法人日本大学の前理事長及び元理事に係る一連の事案に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」

オ 「日本大学中期計画（修正版（令和4年3月）」

カ 2023年3月付け「令和4年度『私立大学ガバナンス・コード』遵守状況報告書」

3 ヒアリング調査

当委員会は、林真理子理事長、酒井健夫学長、澤田康広副学長、競技スポーツ部長、アメフト部長、アメフト部監督、アメフト部元監督を含む合計20名以上の関係者に対するヒアリング調査を実施した。事実認定のため、複数回のヒアリング調査を行った者もいる。

第2章 前提となる事実

本章以下では、次の略語を用いることとする。

(機関・規程類)

- ・ 本法人 : 学校法人日本大学
- ・ 日大 : 日本大学
- ・ 寄附行為 : 学校法人日本大学寄附行為
- ・ 役員規程 : 学校法人日本大学役員規程
- ・ 教育職組織規程 : 日本大学教育職組織規程
- ・ 本部決裁要項 : 日本大学本部決裁要項
- ・ 事務職組織規程 : 日本大学事務職組織規程
- ・ 本部事務分掌規程 : 日本大学本部事務分掌規程
- ・ 競技部規程 : 日本大学競技部規程
- ・ 危機管理規程 : 日本大学危機管理規程
- ・ 危機管理基本マニュアル : 日本大学危機管理基本マニュアル
- ・ 不正・不祥事案等対応マニュアル : 危機管理（不正・不祥事案等）対応マニュアル
- ・ 専門部会 : アメリカンフットボール部薬物事案に係る危機対応臨時委員会（専門部会）
- ・ 危機対策本部会議 : アメリカンフットボール部薬物事案に係る危機対策会議
- ・ 関東学生連盟 : 一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟
- ・ 文科省 : 文部科学省

(関係者)

- ・ 林理事長 : 理事長 林真理子
- ・ 酒井学長 : 学長 酒井健夫
- ・ 村井常務理事 : 常務理事 村井一吉
- ・ 澤田副学長 : 副学長 澤田康広

第1 規程類

1 理事長、理事、学長及び副学長の職務についての基本的な規程

本法人においてガバナンスが適切に機能していたか否かを検討する前提として、本法人における理事長、理事、学長及び副学長の職務に関する組織上の基本的な規程の定めについて、以下抜粋して引用する。

(1) 寄附行為

(理事)

第6条 この法人に、役員として14人以上24人以内の理事を置く。

(理事長)

第7条 この法人の理事長は、学校法人の管理運営に必要にして十分な知識と経験を有し、かつ、この法人の目的及び使命を深く理解し、社会的信望をもって健全な運営のために職責を果たし得る者とする。

4 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を総理する。

(理事の選任)

第8条 この法人の理事は、学校法人の管理運営に必要な知識と経験を有し、かつ、この法人の目的及び使命を深く理解し、その職責を十分に果たすことができると認められる者とする。

2 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 選考委員会から推薦された者 1人
- ② 日本大学学長（以下「学長」という） 1人
- ③ 日本大学副学長（以下「副学長」という） 1人以上3人以内
（以下略）

(学長)

第17条 学長は、この法人の設置する学校の教学に関する事項を統括する。

(副学長)

第17条の2 副学長は、学長の推薦により学部長会議の意見を聴いた上で、理事会の議を経て選任する。

2 副学長は、学長を補佐し、学長の命により、この法人の設置する学校の校務の一部を分掌する。

(2) 教育職組織規程

(学長)

第2条 本大学に、学長を置く。

- 2 学長は、学校法人日本大学寄附行為の定めるところに従い、この法人の設置する学校の教学に関する事項を統括し、教職員を統督する。
- 3 学長は、理事会の承認を得て、本大学の教育、研究及び保育に関する全学的な基本方針を定める。

(副学長)

第3条 本大学に、3名以内の副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を補佐し、学長の命により、本大学の校務の一部を分掌することができる。

(3) 本部決裁要項

1 最終決裁者は、次の区分による。

- ① 理事長は、諸規程に定めるもののほか、特に重要な法人の業務等管理運営に関する事項
- ② 学長は、諸規程に定めるもののほか、重要な教学に関する事項
- ③ 副学長は、学長の職務を分掌してそれぞれ担当する重要な事項
- ④ 常務理事は、理事長の職務を分掌してそれぞれ担当する重要な事項
- ⑤ 部・局長は、それぞれの部・局が所管する分掌業務

(4) 役員規程

(理事の報告義務)

第13条 理事は、役員及び教職員における不正、違法、著しい不当事実が生じたとき、又はこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を理事会及び監事に報告しなければならない。

2 役職員の職務権限行使に関する規程

事務職組織規程の定めを以下抜粋して引用する。

(部及び部長)

第4条 本部の組織は、次のとおりとし、各部に部長を置く。

② 教育研究事務部門

(3) 競技スポーツ部

3 部長は、理事長及び学長の命を受けて、所管業務を統括する。

(職務権限行使の基準等)

第54条 本大学の事務組織における職務所管者は、次の各号により職務権限を行使しなければならない。

① 職務権限は、この行使について、あらかじめ手続が定められ、又は方針若しくは基準がある場合は、これに従って行使しなければならない。

③ 職務所管者は、自己の職務権限内と判断する事項であっても、特に重要又は特異と認められる事項については、上位者の判断又は決定を受けなければならない。

(報告等の義務)

第57条 職務所管者は、自らの職務権限に基づいて処理した職務事項については、重要性の程度に応じて、直属の上位者に対し、その都度明確に報告・説明しなければならない。

2 前項により報告・説明を受けた者は、その内容を検討し、必要に応じて、対策等についての指示をしなければならない。

3 危機管理に関する規程及びマニュアル

(1) 危機管理規程

本法人には、危機事象における対応方針を定めた危機管理規程が存在する。本件に関連する定めについて、以下抜粋して引用する。

(目的)

第1条 この規程は、日本大学（以下「本大学」という）における危機管理体制及び危機管理に関する基本的な事項を定めることにより、本大学において発生する様々な危機事象から学生及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、本大学の資産を守り、本大学としての社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本大学の危機管理については、関係法令及び関連諸規程等に定めるもののほかこの規程による。

(対象とする事象)

第2条 この規程に定める危機事象とは、災害による被害並びに本大学の学生及び教職員

等による不正・不祥事案²であつて、次の各号に該当するものをいう。

- ① 本大学の教育・研究活動の遂行に重大な支障を及ぼす問題
- ② 本大学の学生及び教職員等並びに近隣住民等の安全に係る重大な問題
- ③ 本大学の施設管理上の重大な問題
- ④ 社会的影響の大きな問題
- ⑤ その他本大学の信頼及び財産を大きく損なうような事象で、組織的・集中的に対処することが必要とされる問題

(危機管理体制)

第3条 常時の危機管理の推進及び徹底を期するため、本大学に危機管理総括責任者を置き、本部及び各部科校等³に危機管理責任者を置く。

(危機管理総括責任者)

第4条 危機管理総括責任者は、常務理事（総務担当）とする。

- 2 危機管理総括責任者は、本大学における危機管理に必要な業務を総括し、全学的な危機管理体制の整備に努めるものとする。

(危機管理責任者)

第5条 危機管理責任者は、本部においては総務部長、各部科校等においてはその長とする。

- 2 危機管理責任者は、本部又は当該部科校等における危機管理に必要な業務を統括し、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、本部又は当該部科校等における危機管理体制の充実及び危機事象への対処等に関し、必要な措置を講じなければならない。

(教職員等の責務)

第6条 教職員等は、…不正・不祥事案又はこれらのおそれが高いことを了知した場合は、重大性の程度にかかわらず、所属上長を通じて又は直接、本部においては所管部署の長に…直ちに報告しなければならない。

- 3 前2項の報告を受けた本部所管部署の長は、重大性の程度にかかわらず、これを危機管理総括責任者に直ちに報告しなければならない。ただし、学校教育法に基づく学

² 「不正・不祥事案」の意義については、不正・不祥事案等対応マニュアル第3項に定められている（第2章第1の3(2)）。

³ 「本部」及び「部科校」の意義については事務職組織規程に定めがあり、アメフト部を所管する競技スポーツ部は本部組織であることから（事務職組織規程4条②(3)）、本件は「本部」における不正・不祥事案として処理される。

長権限⁴によって対応すべき事案は、学長へ報告した上で、危機管理総括責任者へ報告する。

(危機管理総括責任者の責務)

第7条 前条第3項の報告を受けた危機管理総括責任者は、その内容が重大でないことが明らかな場合を除き、理事長及び学長(前条第3項で報告済みのものを除く)へ報告しなければならない。

- 2 危機管理総括責任者は、前条第3項の報告内容が重大でないことが明らかな場合及び前項の報告を受けた理事長が、第15条に定める危機対策本部の設置の必要性がないと判断した場合、当該事案の対応部署を決定し、対応内容を指示する。なお、この場合、危機管理総括責任者は、上記決定及び指示に当たり、必要に応じ、第8条に定める危機管理委員会を招集して意見を求めることができる。

(危機管理委員会)

第8条 本大学に、危機管理に対応するための機関として、日本大学危機管理委員会(以下「委員会」という)を置く。

- 2 委員会は、…危機事象発生時においては、前条第2項の場合、同項なお書きのとおり危機管理総括責任者を支援する。
- 3 委員会は、危機事象について設置されるべきであると考えられる危機対策本部が設置されていない場合、危機対策本部の設置を理事長に勧告する。

(専門部会)

第14条 委員会に、危機管理に関する専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(危機対策本部の設置)

第15条 理事長は、危機事象が発生した場合又は発生するおそれが高い場合において、法人として危機対策を講ずる必要があると判断した場合は、危機対策本部(以下「対策本部」という)を設置する。

(対策本部の構成)

第16条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、理事長とし、対策本部の活動に関する全ての権限を持ち、指揮、命令す

⁴ 学校教育法92条3号は、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定める。「校務をつかさどり」とは、「学校の仕事全体を掌握し、処理するということである」とされる(鈴木勲編著「逐条学校教育法(第9次改訂版)」387頁)。

る。なお、理事長は、状況に応じて、危機管理総括責任者又は当該事案を対処するに適した者を本部長とすることができる。

(対策本部の権限)

第17条 対策本部は、本部長の指揮の下、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

- 2 全ての教職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部長は、危機事象の対処に当たり必要がある場合は、本大学の諸規程等による手続を省略して、権限を行使することができる。ただし、対処の終了後、諸規程上必要であった手続の事後承認を得るものとする。

(対策本部の業務)

第18条 対策本部は、次の業務を行う。

- ① 危機事象の情報収集及び情報分析に関すること。
- ② 危機事象において必要な対策の決定及び実施に関すること。
- ③ 学生及び教職員等への危機事象に係る情報提供に関すること。
- ④ 部科校等及び関係機関との連携・調整に関すること。
- ⑤ 報道機関等への対外的な情報提供に関すること。
- ⑥ その他危機事象への対応について必要な事項に関すること。

(危機管理広報)

第21条 企画広報部は、別途定める危機管理広報における基本方針に基づき、危機対応プロセスの初動の段階から適切な情報開示を行い、本大学の危機管理が迅速かつ的確に行われていることを広報する。

(所管)

第22条 危機管理に関する事務は、本部においては総務部及び企画広報部、部科校等においては庶務課又は庶務係が行う。

(2) 不正・不祥事案等対応マニュアル

危機管理規程に関する実務運用上のマニュアルは、主として全体的な枠組みを示した基本マニュアルと、個別の危機事象における具体的な対応策等を示した個別マニュアルとで構成されている。前者は危機管理基本マニュアルであり、後者のうち不正・不祥事案等に関する個別マニュアルとして不正・不祥事等対応マニュアルが存在する。

危機管理基本マニュアルにも危機対応時の具体的な対応策が定められているが、その点は不正・不祥事案等対応マニュアルの内容とほぼ重複することから、以下、後者の関連部分

を引用する。

3 不正・不祥事案の概念

…本学において、日本大学危機管理規程及び本マニュアルに基づいて対処すべき不正・不祥事案は、学生・生徒及び教職員等の犯罪行為、事件・事故（医療事故を含む）、ハラスメント行為、コンプライアンス違反、就業規則に定める懲戒事由及び学則に定める懲戒事由に該当する行為等により、本学が社会的な信用及び信頼を大きく失墜させ得る事案とする。

4 組織体制

…危機管理部署については、日本大学危機管理規程第22条において、危機管理に関する事務は、本部においては総務部及び企画広報部…が行うと定められている。これに基づき、本部における総務部については安全管理課、企画広報部については広報課が本部危機管理部署と…なる。

6 不正・不祥事案発生時の対応

① 部科校等において了知した場合の対応

…本部所管部署は、第1報告書の原本を保管し、写しを本部危機管理部署（総務部安全管理課）に提出する。…

② 本部内において了知した場合の対応

不正・不祥事案の発生又はそのおそれが高いことを了知した教職員等は、その重大性の程度にかかわらず、所属上長を通じて又は直接、本部所管部署の長に直ちに報告し、本部所管部署は①同様に報告する。

報告に際しては、情報伝達の迅速性を重視する。そのため、対象事案を了知した時点で、詳細が不明であっても、把握できる限りの内容を全て迅速に報告することとし、並行して事実確認等を進め、所管部署は適切に事案解決に努める。

8 学長への報告及び教学事案の対応

不正・不祥事案のうち、学校教育法に基づく学長権限によって対応すべき事案（教学事案）については、本部所管部署の長は、担当副学長を通じて学長に報告する。

学長は、本部所管部署の長に事案対応を指示し、所管部署が対応に当たる。

また、同時に本部所管部署の長は、その一連の報告・対応について、危機管理総括責任者に報告する。

当該所管部署は、総務部及び企画広報部と連携する。

学校教育法に基づく学長権限によって対応すべき事案において、対応の過程で大学運営に支障をきたす状況へと悪化した場合は、学長は、危機管理総括責任者に対応を委ね

る。

9 危機管理総括責任者への報告及び対応

本部所管部署の長は、事案の報告を受けた場合、その重大性の程度にかかわらず、上記8の場合を除き、その内容を担当常務理事に報告の上、危機管理総括責任者に直ちに報告する。

当該所管部署は、総務部及び企画広報部と連携する。

危機管理総括責任者は、報告を受けた内容に関して、執行部会⁵にて報告し、執行部内における情報共有を図る。

基本的には、所管部署が事案対応に当たるが、事案内容によっては、危機管理総括責任者は、対応を所管部署に指示することができ、また、事案内容が重大な場合、理事長と学長に報告する。

事案内容が重大でないと判断した場合、又は危機管理総括責任者から報告を受けた理事長が危機対策本部設置の必要性がないと判断した場合には、当該事案の対応部署を決定し、その部署の長に対応を委ねる。その決定及び指示に当たっては、必要に応じ、危機管理委員会を招集して経緯報告をし、意見や判断を仰ぐ。

11 危機対策本部の対応

理事長は、危機事象となる不正・不祥事案又はそのおそれが高い場合において、本学として危機対策を講ずる必要があると判断した場合は、危機管理委員会による勧告を受けた場合は、危機対策本部を設置する。

…学校管理は学校法人の最も主要な業務であることから、学校管理に関する事案である場合においては、理事会議決事案となり、理事会が最終的に業務を決することとなる

6。

12 企画広報部の対応

本部危機管理部署（企画広報部広報課）は、理事長・学長・危機管理総括責任者・危機管理委員会・危機対策本部・本部所管部署・本部危機管理部署（総務部安全管理課）等と連携し、危機対応プロセスの初動の段階から、ホームページ対応、プレスリリース発信等を、迅速かつ的確に実施することによって、適切な情報開示と説明責任を果たし、本

⁵ 「執行部会」は、理事長、学長、常務理事及び副学長によって構成される会議体であるが、設置根拠規定がなく不明確な性格の会議体であることは第3章第7の3で述べるとおりである。

⁶ 基本マニュアル第3章2⑩は、「危機対策本部は、法人として危機対策を講じる必要がある重大事案についての危機対応について対策を講じ対処するが、私立学校法で定められているとおり、学校法人の最高議決機関は理事会であるため、当該危機対応については、理事会に報告し、最終的には理事会が決定する。」と定める。

学の危機管理の透明性を確保する。

(略)

緊急時における広報手段、報道機関への情報提供、取材・問合せ対応、緊急記者会見等、緊急時の広報については、日本大学危機管理広報基本方針の定めに基づき対応する。

※下線箇所は、危機管理規程に定めがない箇所又は定めの内容が異なる箇所である。

4 危機管理規程6条1項の「所管部署の長」及び「所属上長」

(1) 「所管部署の長」

アメフト部は、学生の教育活動の一環として大学に置かれる競技部の一つであるところ、競技部規程16条は、「競技部に関する事務は、競技スポーツ部が行う」と定めていることから、競技部の所管部署は競技スポーツ部であり、「所管部署の長」は競技スポーツ部長である⁷。不正・不祥事案等対応マニュアル6項別表においても、「競技部に関する不正・不祥事案」についての「本部所管部署」は競技スポーツ部とされている。

なお、競技スポーツ部は、学生部や学務部などと同列に教学部門に属する本部内の一部局である（第3章第7の2参照、事務職組織規程4条1項②(3)）。

(2) 「所属上長」

競技部規程において、「部長は、副学長（競技スポーツ担当）の命を受けて、当該競技部を統括する」（同規程5条2項）、「監督は、部長の命を受けて、競技部学生を管理監督する」（同規程7条2項）と定められていることからすれば、アメフト部の部長の所属上長は副学長（競技スポーツ担当）であり、監督の所属上長は部長であると認められる。

また、競技スポーツ部の「部長は、理事長及び学長の命を受けて、所管業務を統括する」（事務職組織規程4条3項）とされているところ、「副学長は、学長を補佐し、学長の命により、本大学の校務の一部を分掌することができ」（教育職組織規程3条2項）、「副学長は、…所管部署に対して適切な指導、指示等業務執行を行い、もって学長を補佐する」とされている（役員規程8条5号）。これらの定めからすれば、競技スポーツ部長の直接の所属上長は副学長（競技スポーツ担当）である。

第2 関係者の概要

1 林理事長

⁷ 競技部規程1条に「競技部は、…学長の命により副学長が管理するものとする」との定めがあることから、競技部についての「所管部署の長」は競技スポーツ担当の副学長であると解釈する余地もある。ただし、これは本法人における実務的な解釈・運用とは整合しないので、上記本文の解釈に従って、報告義務についての検討を進めることとする。規程解釈において疑義が残ることが報告懈怠の一因にもなると考えられ、規程の整理を要することは第3章第6及び第7において指摘するとおりである。

2022年7月1日の理事会で理事長に選任され、現在に至っている。

2 酒井学長

1981年4月に本法人での勤務を開始し、総長等を経て、2022年7月1日に学長に就任し、現在に至っている。

3 村井常務理事

1980年4月に本法人での勤務を開始し、監事監査事務局長等を経て、2022年11月5日、常務理事（総務、人事担当）に選任され、現在に至っている。総務担当の常務理事であることから、危機管理規程4条1項に基づく危機管理総括責任者でもある。

また、2023年7月1日、危機管理委員会委員長に就任し、現在に至っている。

4 澤田副学長

澤田副学長は、検察官を退官後、2018年4月に法学部教授に着任した。2022年7月1日の理事会で、「学生・就職、競技スポーツ担当」の副学長に選任され、現在に至っている。

5 A競技スポーツ部長

A競技スポーツ部長は、2021年12月7日に競技スポーツ部長に就任し、現在に至っている。

6 Bアメフト部長

Bアメフト部長は、2022年1月21日から現在に至るまで文理学部長を務めている。また、文理学部長がアメフト部長を兼任する慣行に従い、いわばあて職として、同年4月1日にアメフト部の部長に就任し、現在に至っている。

7 C監督

C監督は、2022年4月1日、アメフト部の監督に就任し、現在に至っている。

8 D元監督

D元監督は、文理学部の職員であるが、アメフト部との関係では、アメフト部コーチを経て、2016年4月から同年12月までアメフト部の監督を務めていた。

アメフト部関係者によれば、D元監督は、2022年4月に「顧問」に就任したとされ、部内で作成された組織図にもその旨の記載がある。しかし、競技部規程上、「顧問」の役職は定められておらず、事実上、アメフト部指導陣の相談に応じていたにすぎないと認められる。

第3 事実経過

アメフト部員による大麻使用の疑い（以下「本事案」という。）に係る主たる事実は、2022年10月から12月まで及び2023年6月から9月までの間に生じている。2022年の出来事であるか、2023年の出来事であるか紛らわしくない場合には、年の記載を省略することがある。

1 2022年10月29日（土）まで 保護者からの情報提供

10月23日、アメフト部員の保護者から、Bアメフト部長の下に、アメフト部の中野区所在の寮（以下「アメフト部の学生寮」という。）内での盗難トラブルを主たる問題とする複数の問題について相談するメールが届き、その中には「大麻疑惑 →練習中や寮内での不可解行動、学生からの証言（父兄からの又聞き）あるものの未解決」との指摘が含まれていた。Bアメフト部長は、翌日、文理学部の職員でもあったD元監督にこのメールを転送し対応を相談したところ、直ちにこのメールはアメフト部指導陣で共有され、C監督は、アメフト部の現状及び今後の指導方法について説明するため、10月29日の試合後に保護者会を開催することとした。

アメフト部スタッフは、10月27日午後4時14分のメールで、A競技スポーツ部長、競技スポーツ部の事務長及び課長に対し、10月29日に保護者会を開催することとなったことを報告した。このメールには、Bアメフト部長が保護者から受信した前記10月23日付けメールも添付されていたことから、A競技スポーツ部長は、この時点でアメフト部内に大麻使用の疑いがあることを認識可能であった。

保護者会の2日前である10月27日午後10時頃、C監督は、前記保護者の配偶者から電話で、アメフト部内において大麻使用の疑いがあることを改めて告げられたことから、10月29日開催予定の保護者会後にその詳細を聞くこととした。C監督は、その旨を、10月28日午前1時37分のメールでBアメフト部長に報告した上で、同日午前中にBアメフト部長と面談し、口頭でも報告をした。

10月29日の保護者会后、保護者3名とBアメフト部長、C監督、コーチ陣及びD元監督との話合いの場が持たれ、保護者らから、アメフト部内で部員による大麻使用の噂があるとの情報（以下「10・29保護者情報」という。）の提供があった。

そこで、保護者帰宅後、同日中にアメフト部の主要な指導陣⁸で協議し、すぐに部員121名全員に対するヒアリング調査を行うこととした。C監督は、Bアメフト部長には事後的に報告したものの、Bアメフト部長及びC監督は、10・29保護者情報及びヒアリング調

⁸ アメフト部内では、監督、助監督ほか主要な指導陣を「執行部」と呼び、その集まりを「執行部会」と呼んでいたが、本書ではこれらを、本法人における執行部及び執行部会と区別して、「アメフト部執行部」及び「アメフト部執行部会」と呼称する。当時、アメフト部執行部会では、D元監督に相談してその意見に従って多くのことが決定されるのが実態であった。

査を実施する方針となったことについて、澤田副学長及びA競技スポーツ部長に報告も相談もしなかった。

2 10月30日(日) ヒアリング

10月30日の試合後、C監督及びコーチ陣は、分担して、その日のミーティングに参加していた部員(全体の7割程度)に対して簡単なヒアリングを行った。

その中で、Eコーチ(当時、以下同じ。)は、a部員から、「b部員から自分が聞いたところでは、c部員がb部員に対し、『自分は先輩と一緒に大麻を使用したことがある』と話したことがあったようだ。」という情報(以下「a部員情報」という。)の提供を受けた。Eコーチは、同日、C監督にこの情報を報告した。しかし、C監督は、この情報をBアメフト部長及びA競技スポーツ部長に直ちに報告しなかった。

3 10月31日(月)～11月1日(火) b部員情報

翌10月31日も残りの部員に対するヒアリングが続けられ、Eコーチが、前日のa部員の情報提供を踏まえ、b部員に対しヒアリングを行ったところ、b部員は、「c部員が、『d部員、e部員及びf部員と一緒にアメフト部の学生寮の屋上で大麻を吸った』と話をしてい」と述べた(以下「b部員情報」という。)

C監督は、10・29保護者情報の提供を受けてから、a部員情報・b部員情報の提供を受けるまでの経緯を、11月1日付け「大麻吸引の疑いについての聞き取り調査結果」にまとめ、11月上旬頃、Bアメフト部長に持参して直接手渡したが、Bアメフト部長は、同書面の内容を澤田副学長及びA競技スポーツ部長のいずれにも報告しなかった。

なお、11月1日頃、C監督は、c部員など疑いの対象となった部員に対し、大麻使用の事実の有無を尋ねるなどしたが、同人らが大麻使用に関して否定したことから、アメフト部指導陣は、指導陣だけの判断で、部員による大麻使用の事実は認められないと結論付けた。

4 11月9日(水) C監督からBアメフト部長への報告

C監督は、11月9日午後5時04分のメールで、Bアメフト部長に対し、「部員一人ひとりの聞き取り調査を行ったこと、大麻吸引の疑いがあるという噂は部内に存在したこと、疑いの対象になっている学生に対しての聞き取り、抑止を行ったこと、などを(情報提供した保護者に対して)昨日お電話で連絡した事をご報告致します。」という内容の報告を行った。

5 11月27日(日)～28日(月) c部員による情報提供

11月27日に行われた試合の会場で、C監督が、c部員に対し、同人によるいじめの疑いがあることについて指導していた際、大麻使用の疑いについても追及したところ、c部員は、概ね以下の事実を申告した(以下「11・27c部員自己使用申告」という。)

- ・ c部員は2022年7月頃、先輩部員に誘われ、アメフト部の学生寮屋上で初めて大麻を使用した。それまでもその後も頻繁に誘われており、数回に一度は断りきれず、複数名で使用した。
- ・ 首謀者は4年生のd部員であり、その他、4年生4名、3年生1名、2年生1名が大麻を使用していたことを知っている（それぞれの氏名を挙げており、その中にはf部員やg部員も含まれている）。
- ・ 10月29日の保護者会後のヒアリング調査を契機に一旦は大麻の使用は収まっていたが、1週間ほど前から使用を再開している先輩（4年生3名）がおり、現在は305号室を中から電源コード等で施錠して、外から入れない状態にして使用している。

11・27 c部員自己使用申告については、11月28日、C監督から主要な指導陣に対し、アメフト部内の連絡ツール（Slack）を通じて共有された。

C監督は、同日、今後の対応についてD元監督に相談したところ、D元監督から、至急、時系列でまとめた文書を作成し、Bアメフト部長を交えた面談を設定するよう指示された。そこで、C監督は、11・27 c部員自己使用申告の詳細を記載した「薬物吸引の疑いについてご報告」と題する11月28日付け報告書を作成し、同日午後6時30分、Bアメフト部長と大学本部で面談し、同報告書を手渡した。

なお、C監督は、この時点では11・27 c部員自己使用申告をA競技スポーツ部長に報告していなかったが、12月1日午後、A競技スポーツ部長にこれを報告した。しかし、Bアメフト部長及びA競技スポーツ部長は、澤田副学長及び村井常務理事のいずれに対しても、この情報を報告しなかった。

6 11月29日（火） アメフト部執行部会

11・27 c部員自己使用申告についてアメフト部内で対応を検討するため、11月29日の午後8時から午後11時頃、C監督の招集により、アメフト部執行部会が開催された。

(1) D元監督の報告内容

この席上、D元監督が、11・27 c部員自己使用申告への対応について警察関係者に相談した結果を報告したことは、上記アメフト部執行部会の出席者は一致してこれを肯定する。この点、上記報告をした日時、場所についてのD元監督の記憶はいささか曖昧であるが、上記出席者らの一致した供述に従い、D元監督は、上記アメフト部執行部会の席上において、アメフト部指導陣に上記報告をしたものと認めるのが相当である。

次いで、D元監督の報告内容について検討すると、これについては、D元監督とC監督以下のアメフト部指導陣とで供述及び認識が異なる。

まず、D元監督は、当委員会のヒアリング調査において、アメフト部OBで自身と大学同期であった警察庁在籍の警視正に対し、部員の一人から数か月前の大麻使用の申告を受けたことの対応を個人的に相談したところ、同OBから「この種の犯罪の捜査は難しい。心配

なら所轄の警察署に相談するように。」との助言を得たので、そのことをアメフト部指導陣に報告したと述べる。そして、その報告の中で、所轄署である成城警察署には知り合いがいるのでいざとなれば相談に応じてくれるはずだという趣旨の発言もしたと述べる。

これに対し、C監督は、2023年7月7日、アメフト部指導陣のグループLINE上でD元監督の報告内容について確認する趣旨のメールを送付しているが、その中で「所轄の警察（成城？世田谷？）に知り合いがいて相談した、と記憶しています」と述べた上で、「D元監督が警察に相談したら、『大麻を吸ったという証言をする学生がいたとしても、数ヶ月前の事なので検査したとしてももう判明しない、学生の証言だけで実物がない、売人に騙されて本物ではないものを思い込んでいるケースもよくある。なので立件できない。』」と話していた記憶である旨と指摘している。また、F助監督は、このグループLINE上でのC監督とD元監督の会話に自ら介入し、「私もD元監督が成城警察に相談されたという記憶があります。」「OBの方にも相談されたともおっしゃってました」と述べた上で、助言内容に関するC監督の投稿に概ね賛同した。加えて、当委員会のヒアリング調査において、C監督及びF助監督がD元監督から成城警察等に相談したという報告を受けた旨の供述をするだけでなく、Gチーフディレクターは、D元監督から日大OBの話が出ただけでなく「成城警察署に確認した」「大麻を使用したというのが過去の出来事で、大麻の現物が存在しないので立証ができない」という報告を受けたと述べ、H総監督も、D元監督からの「警察に相談した」「現物がなく、使用したという時期から時間が経っているので調査できない」という報告の中で、「成城警察」という言葉も出てきたと述べる。

これらの状況に加え、当委員会のヒアリングにおけるD元監督の供述には、話が散漫になったり、話題が飛んだりする傾向がみられたことに鑑みると、上記アメフト部執行部会においてD元監督が、アメフト部OBの警察官に相談したこと、同OBから所轄の警察署に相談するよう助言を受けたこと、所轄の警察署は成城警察署であり、成城警察署には知り合いがいるので、いざとなれば相談に応じてくれることなどを混然と報告・説明したために、その報告内容が、聞く者にとっては成城警察署に相談済みであると受け取られるようなものであったと認めるのが相当である。また、警察関係者から受けた助言内容については、C監督以下の指導陣の供述はそれぞれ具体的であり、かつ、D元監督の供述とも、「捜査が難しい」という結論において一致するものであることからすれば、D元監督からは、上記C監督のグループLINEへの投稿内容のような助言があったとの報告があったと認めるのが相当である。

(2) D元監督の報告を受けた対応

同日、D元監督から報告された警察関係者からの助言内容を踏まえ、アメフト部指導陣でc部員に対する処分について協議され、厳重注意にする方針が決定された。C監督は、同日の協議・決定内容を、同日以降にBアメフト部長に対し、また12月1日午後A競技スポーツ部長に対し、それぞれ報告した。

11・27c部員自己使用申告によれば、現在も大麻を使用している部員がいるとのこと

であり、大麻の使用の態様まで具体的に述べられていたが、Bアメフト部長及びアメフト部指導陣は、調査をさらに進めることも、警察に届け出ることもしなかった。

7 12月1日（木） 警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課係官来校への対応

(1) 午前中における同係官来校

12月1日午前10時、警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官2名が来校し、本法人側は澤田副学長、A競技スポーツ部長ほか1名が対応した。同係官は、警視庁の薬物ホットラインに、アメフト部内で大麻の使用者がいるという匿名の通報が2022年5月及び11月にあったとの情報（以下「12・1警視庁情報」という。）を伝え、これに対応するために、警視庁主催の薬物乱用防止講習会を開催して犯罪抑止を図りたいという提案をした。澤田副学長はその提案をその場で受諾し、同日中に、酒井学長に対し、警視庁が来訪した事実、12・1警視庁情報及び警視庁主催の薬物乱用防止講習会を実施予定であることを口頭で報告した。

この点、酒井学長は、澤田副学長からは、警視庁から薬物乱用防止講習会を実施したいという申出があったことの報告のみを受けたにとどまると述べる。しかし、澤田副学長の説明が、薬物乱用防止講習会の開催に重点が置かれていた可能性は否定できないものの、警視庁が薬物乱用防止講習会の実施を提案するに至る経緯について何ら説明をしないというのは不自然であり、澤田副学長からは、警視庁が来訪し、12・1警視庁情報の提供を受けたことについても報告がなされたと考えるのが合理的である上、酒井学長が当委員会によるヒアリング調査において、重要な報告について、ほとんど記憶していないとの供述に終始した姿勢に照らしても、同学長の上記供述は採用し難い。

酒井学長は、澤田副学長から前記の報告を受けたにもかかわらず、澤田副学長に対し、12・1警視庁情報が事実であるか否かの確認や調査実施の有無の確認をせず、また、調査を行うように指示もしなかった。

(2) 午後になされたC監督らからA競技スポーツ部長に対する情報提供

12月1日午前10時30分頃、A競技スポーツ部長は、C監督に電話し、至急の用件であるとして、C監督及びD元監督を大学本部に呼び出した。

大学本部には、D元監督が先に到着し、遅れて午後1時頃、C監督が到着した。

A競技スポーツ部長は、C監督及びD元監督に対し、この日の午前中に警視庁の警察官が本部を訪れたこと、また、警察から、アメフト部における大麻使用に関する情報提供があったが講習会を行うことで先手を打ちたいとの提案があったことを伝えた上で、アメフト部内での大麻使用について両名の認識を尋ねた。

A競技スポーツ部長がC監督及びD元監督と面談した時間は完全に重なってはいなかったが、C監督及びD元監督の両方又はいずれかから、a部員情報、b部員情報及び11・27c部員自己使用申告など、アメフト部内における大麻使用に関する情報提供があったこ

と、及び11・27c部員自己使用申告への対応についてはD元監督が成城警察署に相談済みであることを報告した。

しかし、A競技スポーツ部長は、この時、村井常務理事及び澤田副学長に対し、C監督及びD元監督からの聴取内容を報告せず、更なる調査の要否等につき、組織的に検討することもなく、警視庁から提案のあった講習会を実施することにより、事態の収束を図った。

この点について、当委員会のヒアリング調査において、A競技スポーツ部長は、澤田副学長に報告をしなかった理由について、警視庁が講習会を開いて本件の解決を図るという方針は、11・27c部員自己使用申告が所轄の成城警察署を通じて警視庁に共有されていることを前提に決定されたものであり、講習会開催によって大麻使用の問題は一切解決済みとなると理解したからであると説明する。しかし、11・27c部員自己使用申告が同日の訪問前に警視庁に共有されていたのであれば、同日午前中の面談時にその話題が出てしかるべきであるのに、警視庁側から全く言及がなかったことからすれば、A競技スポーツ部長の説明内容は合理的とは言えず、採用することができない。また、A競技スポーツ部長は、2023年8月中旬以降に自らが作成した時系列表において、「薬物防止講習会を開催することが最優先事項と判断する中、澤田副学長・酒井学長への報告を失念した」と記載するが、11・27c部員自己使用申告ほどの重要な事実の報告を「失念」したということも信じ難い。

8 12月10日（土） 薬物乱用防止講習会

12月10日、文理学部において、警視庁主催の「薬物乱用防止講習会」が開催され、大学からは澤田副学長、A競技スポーツ部長、Bアメフト部長、C監督らが出席し、ほとんどの部員が同講習会を受講した。C監督以下の受講者は全員、感想文を作成し、大学を通じて警視庁に提出した。

9 12月11日（日） 臨時保護者会

12月11日に臨時保護者会が開催され、C監督は、前日に講習会を実施したことの報告を行った。しかし、a部員情報、b部員情報及び11・27c部員自己使用申告については、確たる証拠もなく、警察も立件できない状況であったことを理由として、保護者会では全く触れず、現時点で問題が発生しているわけではないなどの報告を行い、10・29保護者情報への対応を終えた。

10 12月21日（水）～12月22日（木） 毎日新聞の取材に対する回答

12月21日、毎日新聞から広報部⁹に対し、大麻使用に関する取材を求めるメールが届いた。そのメールでは、「日本大学アメフト部の複数の部員が、同部学生寮（中野区（略）

⁹ 2023年7月1日の組織改編により、広報を扱う部署名が「企画広報部」から「広報部」に変更されたが、本書では、組織改編の前後を問わず「広報部」と称することとする。

で『大麻』を吸う事案が発生し、大学側も把握しているという情報を得ました」として、「学生寮のどこで、どのように（部員の部屋に集まって等）吸ったのでしょうか」といった15項目に及ぶ具体的な質問が記載されていた。このメールを広報部から受領したA競技スポーツ部長は、同日中に澤田副学長にそのメールを転送した。

A競技スポーツ部長は、翌12月22日午前11時50分のメールで、澤田副学長に対し、「アメリカンフットボール部関係者から同部指導者に10月29日に寮内生活実態の調査依頼があったため、アメリカンフットボール部で聞き取りの結果、大麻を吸った事実は確認しておりません。」と記載した回答案を送信し、意見を求めた。

それに対する澤田副学長からの電話による指示を受け、競技スポーツ部担当者は、広報課長（当時、以下同じ。）に対し、同日午後3時45分のメールで、「アメリカンフットボール部関係者から同部指導者に10月29日に寮内生活実態の調査依頼があったため、アメリカンフットボール部で聞き取りをした結果、大麻を吸った事実はありません。」と修正された回答案を送信した。

この回答案を受領した広報課長は、回答案が大麻使用の事実を簡単に否定するだけの文言であったことから懸念を抱き、競技スポーツ部を訪れ、担当者に対し、本当にこの回答内容で大丈夫か、澤田副学長の了解も得ているのかを確認したところ、同担当者から、澤田副学長の了解を得ているので問題ないとの回答を受けたことから、競技スポーツ部作成の回答文を毎日新聞に送信した。

なお、広報課長（当時）は、12月21日に毎日新聞からメールを受けた際に、本部総務部（安全管理課及び総務課）にその内容を報告していたが、その後総務部から特段の反応はなかった。

11 2023年6月30日（金） 警視庁係官来校

警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官2名が本部に来校し、大学側は、澤田副学長、A競技スポーツ部長ほか2名が対応した。

その面談で、係官らは、澤田副学長らに対し、アメフト部の学生寮3階に大麻部屋があること、数名が大麻を使用しており、指導者も知っていること等が記載された匿名のメールが、6月19日に警視庁に届いたと伝えた。係官らが澤田副学長らに対して伝えた事項の概要は、以下のとおりである。

- ・ 「大麻部屋」との記載から、大麻の使用が複数名に拡大していることが懸念される。
- ・ 昨年、ある高校のサッカー部の部員が所持していた大麻を監督が保管したことが、大麻所持や証拠隠滅であるとして立件され、大きなニュースになった。
- ・ 昨年の講義だけでは対応しきれなかったことを考えると、元を絶つためには検挙も一つの取り得る手段として考えられる。
- ・ 大学側でコーチや監督らに聴取りを行う際に、警視庁への通報内容を共有してもらって構わない。

- ・ 警察が対応しないと、メール送信者が報道機関に情報提供する可能性がある。
- ・ 係官らとしては、監督やコーチは、部員が大麻を所持していることを知っているのではないかと考えている。大ごとにならないよう、学生に自首してほしいと言ってもらいたい。もし該当者がいれば、自首させてほしい。
- ・ メールの内容は信ぴょう性が高いという印象を受けている。

これに対し、澤田副学長は、大学として何もしないわけにはいかず、何か少しでも分かったことがあれば警視庁に連絡する、対応について学長と相談するなど返答した。

面談終了後の帰り際、係官らは、澤田副学長らに対し、後日警視庁に来て、上司から本件について説明を受けてほしいと要請した（以上の警視庁係官とのやり取りで提供された情報を、以下「6・30警視庁情報」という。）。

上記係官らとのやり取りについて、澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、当委員会に提出した陳述書やヒアリング調査において、この時、係官らから、犯罪の嫌疑がある者を自首させることの依頼を受けるとともに、保秘（秘密保持）の徹底を厳しく指示されたと述べる。

しかし、当日のやり取りを録音したデータ（ただし、音声の不鮮明で、聴き取れる会話には限度があるもの。）によると、係官らの「自首させてほしい」との発言は、係官2名の考えであると断った上でされており、その文脈からみて、報道機関に取り上げられるなどして大ごとにならないように、犯罪の嫌疑がある者がいたら自首させることが望ましいとの係官らの個人的な考えを述べたものであり、捜査機関が、組織として、犯罪の嫌疑のある者を自首させることを大学に対して依頼したと認めることはできない。また、録音データによると、係官らが、「捜査は当然秘匿で実施するものであるが、大学に対策をお願いしたい」という文脈の中で、「秘匿」という表現を用いたことは確認されたが、「保秘」や「秘密保持」を徹底するようとの指示があったことは確認されない。競技スポーツ部事務長が当日のやり取りを記した手書きのメモにも、そのような指示がなされた事実は記載されていない。むしろ、録音データによれば、係官らは、大学内での調査のために警視庁への通報内容を共有することを許容している。以上の事実を照らせば、澤田副学長らが、警視庁から秘密保持の徹底を指示された事実を認めることもできない。

なお、この日の面談内容については、上記録音データと競技スポーツ部事務長が記録した手書きのメモのほか、そのメモをタイプアウトしたとされる文書が存在する。この文書ファイルの作成日は8月20日で、最終更新日は8月30日であること、14で認定するとおり、競技スポーツ部事務長は、自己が作成した7月6日の警視庁との面談記録（手書きのメモをタイプアウトしたとされる文書）について澤田副学長及びA競技スポーツ部長の点検を受けていたことからすると、この日のものも両者の点検を経て完成されたものであると推認される。

12 6月30日（金） 学長報告等

澤田副学長は、警視庁係官との面談後、A競技スポーツ部長と共に酒井学長を訪ね、6・

30 警視庁情報について口頭で報告した。その際、澤田副学長は、酒井学長に対し、アメフト部員による大麻使用の疑いについては、大学で調査する考えであること、警視庁から秘密保持を徹底するよう指示を受けたので、上記疑いについては酒井学長、澤田副学長及び競技スポーツ部で対応したいとの方針を報告し、酒井学長は、これを了承した。その際、酒井学長は、警視庁が匿名の情報提供を相当信ぴょう性のあるものと考えているのではないかと述べ、理事長には自身から報告すると述べた。

このやり取りについて、酒井学長は、当委員会によるヒアリング調査において、澤田副学長から聞いたのは、警察から大麻について質問があったという程度であり、アメフト部の学生寮であるとか、3階の一室であるとか、複数名やっている等の情報は聞いておらず、アメフト部の大麻問題について、酒井学長、澤田副学長及び競技スポーツ部の三者で対応しようという話を了承した記憶はないと述べる。

しかし、上記認定に沿う澤田副学長及びA競技スポーツ部長の供述は、その後の同副学長の言動と一致するものであるだけでなく、後述するように、7月20日に、危機管理総括責任者である村井常務理事に対して本事案について報告がされた後においても、酒井学長が、執行部会・常務理事会との情報共有に反対する澤田副学長の意見を支持したことをも考慮すると、信用するに足りるものである一方、酒井学長は、当委員会に対し、アメフト部の大麻使用の疑いへの対応は澤田副学長の業務の範疇であり、自分は全学的な判断をする立場にあって、この時点では警察が来た程度のことしか覚えていないなどと責任逃れともいえる供述に終始しており、酒井学長の供述は採用するに足りないものといわざるを得ない。

なお、この時、酒井学長、澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、本事案については酒井学長、澤田副学長及び競技スポーツ部で対応するとの酒井学長が了承した方針の下、危機管理総括責任者である村井常務理事に対し、6・30警視庁情報について報告しなかったし、また、酒井学長は、6・30警視庁情報について、理事長に対して報告せず、また、役員規程に基づく理事会及び監事に対する報告もしなかった。

酒井学長との面談後、澤田副学長及びA競技スポーツ部長の2名は、アメフト部の学生寮を視察した。その際、澤田副学長らは、在寮していた部員数名の居室内や共用部分を確認したが、不審な物は発見されなかった。また、その際、A競技スポーツ部長が、寮に住込みのコーチにヒアリングしたところ、同コーチは、寮内での学生の大麻使用について認識していることはない旨回答した。

13 7月4日（火） アメフトコーチ陣との面談

澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、C監督、H総監督、F助監督及びGチーフディレクターの4名を本部の副学長室に呼んで面談した。その際、澤田副学長は、C監督らに対し、警視庁からアメフト部の学生寮で大麻使用の疑いがある旨の情報提供があったこと、指導者もそれを知っていると疑われており、何か知っていることがあれば直ちに教えてほしいと伝えた。

しかし、C監督らアメフト部指導陣の中で、澤田副学長に対し、11・27c部員自己使用申告など、アメフト部員の大麻使用の疑いに関する情報を伝えた者はいなかった。当委員会は、上記情報を伝えなかった理由について確認したが、要領を得た回答はなく、同日の面談は、澤田副学長からの情報提供に重点が置かれたものであったことが窺われた。

14 7月6日（木） 警視庁訪問

澤田副学長、A競技スポーツ部長及び競技スポーツ部事務長の3名は、警視庁を訪問した。警視庁側は、警視らが対応した。

その面談で、警視らは、澤田副学長らに対し、概要以下の事項を伝えた。

- ・ 警視庁に届いたメールに記載された事案の概要は、具体的な話も入っており、作り話とは思えない。
- ・ 警視庁としては、部の指導者も把握していて、見て見ぬふりをしていると推察している。
- ・ 反社会的勢力であれば捜索する事案であるが、社会的影響があるので、まずは大学で調査してほしい。大学の調査内容によって、強制捜査するかどうか判断したい。
- ・ 供述のみでも立件は可能である。犯人がいることを前提に調査を行ってほしい。
- ・ 大学による調査の進捗・結果を警視庁に報告してほしい。大麻の痕跡があれば大学側で押さえて共有してほしい。

これに対し、澤田副学長は、早急に調査を行いたいなどと回答した（以上の警視庁とのやり取りで提供された情報を、以下「7・6警視庁情報」という。）。

なお、この日の面談内容を録音したデータは存在しないが、競技スポーツ部事務長が面談内容を記録した手書きのメモと、同事務長がそれをタイプアウトしたとされる文書が存在する。タイプアウトしたとされる文書には、面談冒頭での警視の発言として、「警視庁から大学に対して調査と、使用している者がいれば自首させるよう依頼をしているが、今回のトラブルの位置付けを大学としてどのように考えているか」と記載されている。他方で、手書きのメモには、「今回のトラブルのいちづけ どのように考えているか 調査の依頼している」と記載されているだけで、「使用している者がいれば自首させるよう依頼をしている」旨の記載は見当たらない。この点について、競技スポーツ部事務長は、当委員会によるヒアリング調査で、「手書きのメモにはないが、警視庁からそのような話があったと思ったので、タイプアウトしたものに書き足した。澤田副学長とA競技スポーツ部長とタイプアウトしたメモに関してやり取りしたが、手直しされたことも、指示を受けたこともない」と述べる。しかし、6月30日の「自首させてほしい」との発言は、係官らの個人的な考えに基づき、報道機関などに取り上げられて大ごとにならないように自首させてほしいとの趣旨のものであり、組織としての依頼事項であったとは認められないことは前記のとおりである。それにもかかわらず、警視が、面談の冒頭で、捜査機関としての要請事項として、自首の依頼をしていることを再確認することは著しく不自然である。加えて、タイプアウトしたとされる

文書ファイルの作成日時が7月6日11時31分で、最終更新日時が8月20日午後2時36分であることから、同書面は、面談直後に作成された後に修正されている。上記警視の発言は、最終稿が作成されるまでのどこかの過程で加筆された可能性が高い。

以上のことから、当日、警視から「使用している者がいれば自首させるよう依頼をしている」との発言があったとは、認め難い。

また、澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、この面談時、警視庁側から「保秘を徹底してもらいたい」との要請を受けたと述べるが、そのような発言は、競技スポーツ部事務長による手書きのメモにも、タイプアウトしたとされる文書にも記載されていない。同日、当該「保秘」の要請があったことについても、認め難い。

さらに、大学での調査の進捗・結果を報告してほしい、大麻の痕跡があれば押さえて共有してほしい旨の警視庁側の発言は、競技スポーツ部事務長の手書きのメモにのみ記載され、タイプアウトしたとされる文書には記載されていない。競技スポーツ部事務長は、手書きのメモに記載のある発言を、タイプアウトしたとされる文書に殊更記載しなかったか、又は後日削除した可能性が高いと思われる。少なくとも、手書きのメモに記載された上記発言に鑑みれば、警視庁は、アメフト部員による大麻使用の疑いについて、一定期間大学の調査に委ねたわけではなく、調査によって得られた情報を警視庁と共有することを求めていることが明らかである。

15 7月6日（木） 薬物発見

澤田副学長は、夕刻、C監督と競技スポーツ部の職員らと共にアメフト部の学生寮に行き、部員らに経緯を説明した上で、各部員の荷物検査及びヒアリングを実施した。その際、澤田副学長は、C監督やA競技スポーツ部長以下の競技スポーツ部の職員らに対し秘密保持を徹底するよう指示した。

澤田副学長は、C監督から、過去に大麻使用を自己申告した学生がおり、その学生が名前を挙げたf部員及びg部員に大麻使用の疑いがあるとの説明を受け、疑わしいとされる上記の者から荷物検査を行うこととした。その結果、305号室のf部員のベッドに備え付けられた鍵付き収納庫の中から、植物片が入ったビニールの小袋（パケ）や錠剤等が保管された缶（以下「本件缶」という。）が発見された。ただし、澤田副学長は、この時点では、本件缶の中に保管されていた錠剤については、ビニールフィルムに包まれて缶の端にあったためその存在に気付かなかった。

荷物検査の実施中、f部員は、終始反抗的な態度を示し、特に鍵付き収納庫の開扉には激しく抵抗する様子を見せたが、最後は自ら開扉した。鍵付き収納庫の中にあつた本件缶について、f部員は、卒業生のd元部員から預かったものだと言った。その後、f部員は、本件缶を開けることにも抵抗したが、最終的に自ら缶の蓋を開け、中にあつたビニールの小袋を「パケ」と称し、「中身は悪いものだと思います。」と言った。

その後、澤田副学長は、f部員から本件缶の提出を受けた。

16 7月6日(木) f部員ヒアリングの実施

荷物検査の後、澤田副学長は、f部員らのヒアリングを実施した。f部員は、大麻の所持や使用を認めず、本件缶については先輩から預かったもので中身が何であるかは知らないと述べた。

また、別の部員からは、大麻を使用していた者、又はその噂・疑いがある者として、f部員のほか、複数の卒業生の部員の氏名が挙げられた。

17 7月6日(木) 本件缶の保管開始

澤田副学長は、ヒアリング実施後、アメフト部の学生寮を出て大学本部に向い、一旦本件缶を副学長室に置いて帰宅したが、翌日の午前中、A競技スポーツ部長に対し、本件缶を、同人管理のロッカーで保管するよう命じ、副学長室から本部3階競技スポーツ部のA競技スポーツ部長管理の施錠されたロッカーに移して施錠した。以後、本件缶は、警視庁によって差押えがされるまで、同所において保管された。

18 7月7日(金) 学長らへの報告等

(1) 酒井学長への報告

澤田副学長は、A競技スポーツ部長と共に、酒井学長に対し、前日行われたアメフト部の学生寮での荷物検査の結果、部員の所持品から大麻のカスのような物が入ったビニール袋(パケ)が保管された本件缶を発見したこと、その提出を受けて大学本部で保管していること、部員は大麻であることを認めていないので、まだ自首はさせられないことを報告した。これに対し、酒井学長は、本件缶を保管していることを問題視することなく、本件缶を警察に提出するよう、又は警察に保管の事実を報告するよう指示をしなかったし、危機管理総括責任者である村井常務理事に対する報告を指示することもせず、自らも理事長に対する報告や役員規程に基づく理事会及び監事に対する報告をすることもなかった。

この点について、酒井学長は、当委員会によるヒアリング調査において、澤田副学長に本件缶のことを警察に相談してくださいと要請したところ、澤田副学長から、今は置いておいても大丈夫である旨返答を受けたと述べる。しかし、そもそも酒井学長は、当委員会に対し、この日の澤田副学長からの報告内容については時系列表を見ないと分からないと述べ、時系列表を見た後の供述も、澤田副学長が缶を預かったことについて、確実な記憶はないが、報告を受けたことはあると思う程度の曖昧なものであった。また、警察に相談してくださいとの発言の趣旨についての酒井学長の説明も、澤田副学長に対する指揮命令や指示ではなく、素人的な疑問を伝えたものであったという要領を得ないものである。澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、酒井学長との間で上記やり取りがあったとは述べておらず、酒井学長の供述は採用することができない。

(2) その他関係者との情報共有

澤田副学長は、同日午前中に、学部長会議のために本部に来校していたBアメフト部長と会話をした。この時、澤田副学長は、Bアメフト部長に対し、警視庁からの提供情報とアメフト部の学生寮で植物片が見つかり、大学本部で保管していることを伝え、去年の段階で大麻の自己使用を申告した者がいたことを知っていたかと質問した。これに対し、Bアメフト部長は、「知っていた」と回答し、既に警察には相談しており、随分前のことで本当に大麻か分からないので当人に注意した旨報告を受けたことを伝えた一方で、当該自己使用を申告した部員がc部員であることや、c部員が大麻を使用していた者として複数名の部員の氏名を挙げていたことは伝えなかった。

このように、澤田副学長は、酒井学長やBアメフト部長との間では植物片が発見されたこと等を情報共有したが、村井常務理事には報告しなかった。

19 7月7日（金）D元監督の警察関係者への相談に係る正しい事実関係の判明

C監督は、午前10時20分過ぎ、アメフト部執行部グループLINEで、「昨年大麻騒動のときに、『自分もやった（c部員）』という学生もいて警察に相談もしたと聞いたが、それはいつ誰にしたのかを文書で教えて欲しい」、「確かD元監督が所轄の警察（成城？世田谷？）に知り合いがいて相談した、と記憶していますが、その日時と誰に、を教えてくださいませんか」と送信し、11・27c部員自己使用申告があったときに、D元監督が相談した警察関係者が誰であるのかを明らかにすることを求めた。これに対し、D元監督は、11・27c部員自己使用申告について所轄の警察署には相談しておらず、アメフト部OBの警察官に相談しただけであり、そのことはC監督、Bアメフト部長及びA競技スポーツ部長にも報告しているはずであると返答した。

この一連のやり取りにより、C監督ほかアメフト部執行部のメンバー内において、D元監督は、2022年に11・27c部員自己使用申告があった時に、所轄の警察署には相談していなかったことが判明した。

その後、午後1時過ぎ、D元監督は、A競技スポーツ部長に対し、11・27c部員自己使用申告について所轄の警察署には相談していないことを電話で伝え、相談したアメフト部OBの警察庁所属の警視正の名刺をA競技スポーツ部長にメール送信した。

20 7月7日（金）f部員ヒアリングの実施等

午後7時以降、澤田副学長は、C監督と競技スポーツ部の職員らと共に、アメフト部の学生寮で、荷物検査とf部員らのヒアリングを実施した。f部員は、大麻の自己使用は認めなかったが、d元部員ら複数名の卒業した部員の氏名を挙げ、元部員らが大麻を使用していたことを認めるとともに、やや言葉を濁しつつも、元部員らが大麻を使用する際には本件缶を使っていたこと、元部員らから本件缶を鍵付き収納庫から出してくれと言われて出したことがあることなどを述べた（以下「7・7f部員ヒアリング結果」という。）。

また、7月10日から12日までに実施されたヒアリングでは、複数の部員から、薬物使用の噂・疑いがある者として、f部員のほか、複数名の卒業した部員の氏名が挙げられた。

21 7月13日（木） 理事長への報告

澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、林理事長に対し、別件の報告のついでに、本件缶の中身が確認できる写真¹⁰を示しながら、警視庁から依頼を受けてアメフト部の大麻疑惑について大学で調査を行ったところ、部員の荷物から大麻らしきものが発見され、預かっていること、当該部員は発見されたものが大麻であることを否認していることを報告した。林理事長は、この時初めて、アメフト部員による大麻使用の疑いがあり、部員の所持品から大麻らしき物が発見され、これを大学が預かっていることを認識するに至った。

この点について、林理事長は、当委員会でのヒアリング調査で、この日の報告に澤田副学長は同席していなかったと述べ、そのことはA競技スポーツ部長とも確認していると述べる。しかし、同日の報告内容からして、A競技スポーツ部長が単独で林理事長に報告したとは考え難く、澤田副学長もA競技スポーツ部長も、当委員会に対して、二人で報告したと述べていることからすると、当日は、澤田副学長も同席していたものと認めることができる。

また、本件缶の所在について、澤田副学長は、林理事長に対し、学生から預かっている旨報告したと述べ、他方で、林理事長は、どこにあるかは聞かなかったため、それを澤田副学長が持っていることは知らなかったと述べる。しかし、林理事長は、本件缶の保管場所の詳細を承知していなかったというにとどまり、学内においてこれを保管していることすら認識できなかったというのは、澤田副学長の説明の趣旨に照らして考え難い。また、林理事長は、澤田副学長が学生のために本件缶を保管し続けたことについて、少なくとも8月7日の時点では好意的に解釈していたと述べる。これらの事実からすれば、林理事長は、7月13日の時点で、澤田副学長から、本件缶を大学が預かっていることを聞いていたが、それが簡単な報告であったため、特段そのことを問題視せず、気に留めていなかったと推認される。

澤田副学長らからの報告を受け、林理事長は、澤田副学長らに対し、しっかり調査を行うよう伝えただけで、そのほかの指示はしなかったし、林理事長自身は、報告内容を村井常務理事と共有することはなく、役員規程に基づく理事会及び監事に対する報告をすることもなかった。

22 7月13日（木）から14日（金） ヒアリングの実施

澤田副学長は、C監督及び競技スポーツ部の職員らと共に、アメフト部の学生寮で、c部員らのヒアリングを実施した。

c部員は、ヒアリングで、前年夏に自分が大麻を使用したことのほかに、d元部員、e元

¹⁰ この写真は、7月6日に本件缶が発見された時にC監督が撮影したものであり、7月13日までにA競技スポーツ部長に共有されたものと思われる。

部員ら複数名の卒業した部員が大麻を使用していたこと、g部員が大麻の使用に誘われていたこと等を述べた（以下「7・14c部員ヒアリング結果」という。）。

また、他の部員からも、薬物使用の噂・疑いがある者として、d元部員ら卒業した部員の氏名が挙げられた。

23 保護者からの手紙の送付

7月18日、林理事長は、封筒に「日本大学アメリカンフットボール部父母会」と記載された手紙（以下「7・18保護者告発文」という。）を受領した。この手紙は、大学に送付されたものであり、本文に記載の作成日は7月10日であるが、封筒の消印は14日金曜日であることから、大学には15日以降の連休中に届いたものと認められる。

7・18保護者告発文には、概要以下の内容が記載されていた。

- ・ 自分はスポーツ科学部2年生の保護者で、息子はアメフト部に所属し、アメフト部の学生寮で生活している。
- ・ 昨年、アメフト部の学生寮で大麻を吸っている上級生がいることが問題となり、保護者会が開かれた。上級生たちは大麻使用を認めたが、大学はそのことを隠蔽し、何の処分もしなかった。
- ・ 7月上旬、アメフト部の学生寮で持ち物検査が実施された。その際、植物片の入ったパケが発見され、それを職員が本部に持ち帰った。
- ・ 植物片を保有していた部員に対して処分はなく、警察にも通報していない。隠蔽するつもりではないか、調査してほしい。
- ・ この書面は、各報道機関、日本アメフト協会、関東アメフト連盟にも送る。

林理事長は、この手紙をA競技スポーツ部長に手渡し、7月13日に見せられた本件缶の写真との関連について調査を依頼したが、村井常務理事への報告を指示することはなく、また、自ら村井常務理事に報告することも、危機管理態勢を構築することもなかったし、役員規程に基づく理事会及び監事に対する報告もしなかった。また、A競技スポーツ部長は、この手紙に記載された事実関係を見れば、重要な事実について自らが認識している事実と合致していることが分かったはずであるにもかかわらず、そのことを林理事長に伝えず、同告発文を澤田副学長に渡したただけであったため、この重大さが関係者において共有されることはなかった。結局、この時点に至っても、危機管理総括責任者である村井常務理事に対する報告は、なされないままであった。

24 保護者告発文の送付を受けての警視庁への連絡等

競技スポーツ部職員は、澤田副学長の指示を受けて、18日正午頃、警視庁の係官に電話し、調査の中間報告をしたいと伝えた。その結果、同月21日に澤田副学長から、7月6日に面談した警視に電話で報告することになったが、その後、澤田副学長は、自ら警視に電話をし、学生から預かった所持品の中に大麻のおそれのある植物片が入ったパケがあること、

7・18保護者告発文を受領したことを伝えた。警視は、学生から預かった物を提出してもらいたいと述べ、澤田副学長は、明日、学長や理事長らと相談し、改めて連絡する旨伝えた。

25 保護者告発文の送付を受けた報道機関からの取材要請とその対応

7月18日午後4時過ぎ、読売新聞及び朝日新聞の記者から、本法人に対し、アメフト部の部員の保護者を名乗る者から情報提供を受けたとして、部員の大麻使用に関する問合せのメールが届いた。

広報部の部長は、読売新聞及び朝日新聞からの問合せについて、競技スポーツ部に、問合せメールを持参の上、事実関係を確認したが、同部からは、「調査をしている事実はありませんが、植物片が見つかった事実はありません」との回答が届いた。広報部は、A競技スポーツ部長から、澤田副学長も回答を確認済みであることを聞いた上で、19日午後6時頃、読売新聞に対しては「調査をしている事実はありませんが、植物片が見つかった事実はありません」、朝日新聞に対しては「調査をしている事実はありませんが、大麻が見つかった事実はありません」との回答を記入したメールを送信した。なお、読売新聞及び朝日新聞から問合せがあったことについては、I総務部長に報告されたが、I総務部長は、村井常務理事にそのことを報告しなかった。

その後の報道機関からの問合せについては、調査の事実は認めるが、調査内容については回答ができないとの趣旨の対応がされた。

26 f部員の自己使用申告とその後の経緯

(1) f部員のC監督に対する自己使用申告

C監督は、7月18日も、f部員との対話を続けていたが、同日午後9時半頃、f部員から概要以下のような申告があった。

- ・ 昨年4月から7月までの間、d元部員に誘われて、3、4回大麻を使用した。それ以降、自分は使用していない。
- ・ 使用する時は必ずd元部員がおり、e元部員も一緒のことが多かった。
- ・ 大麻はいつもd元部員から購入していた。
- ・ 本件缶は今年の2月にd元部員から渡された。

C監督は、19日午前0時過ぎ、澤田副学長に、f部員の上記申告をメールで報告した。

その後、C監督は、f部員と同日午前9時頃までLINEで断続的にやり取りを続けた。その中で、f部員は、2023年の1月～2月頃に、数回、Twitter(現:X)で探した売人から自分で大麻を購入し、使用したこと、本件缶の中に入っていた錠剤は、大麻購入時に売人からおまけとしてもらったもので、危ないものだと思っていたこと、本件缶に保管されていたパケの中身は自分で購入したものと、d元部員らと吸った時のものもあるかもしれないなどと伝えた。

C監督は、f部員の上記LINEでの会話の内容を、随時、澤田副学長にメールで報告した。

上記メールでの報告を受ける過程で、澤田副学長は、本件缶に錠剤が保管されていることを初めて認識した。

(2) 理事長及び学長に対する報告

澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、19日午前9時30分頃、林理事長及び酒井学長に対し、f部員が大麻の使用について認めたので、同人を自首させること、f部員から預かっている本件缶には、大麻だけでなく、違法性が疑われる錠剤も保管されており、それらを警視庁に提出することを報告した。酒井学長及び林理事長は、これを了承した。

しかし、この時点に至っても村井常務理事への報告は全くなされず、林理事長及び酒井学長が、澤田副学長及びA競技スポーツ部長に対して、村井常務理事に報告するよう指示することもなかったし、役員規程に基づく理事会及び監事に対する報告もされなかった。

(3) 警視庁に対する連絡と本件缶の差押え

澤田副学長は、19日正午ころ、7月6日に面談した警視に電話し、f部員を自首させようと考えていると伝えたところ、警視から、大学がf部員から預かっている物と、大学が保管していた状況について確認させてほしいとの申し出があった。

同日午後1時頃、警視庁の係官が来校し、澤田副学長が応対した。その際、澤田副学長は、f部員の荷物検査の状況や、本件缶を発見した状況及びそれを大学本部に持ち帰って保管していた状況について警視庁の係官の取調べを受け、その場で澤田副学長の供述調書が作成された。

警視庁の係官は、澤田副学長に対し、f部員の所持品については、任意提出ではなく、令状に基づいて差押えをすると伝え、20日午前1時55分頃、警視庁による本件缶の差押えが行われ、午前2時に完了した。

(4) f部員の面談

他方で、澤田副学長及びC監督は、19日夕方頃、大学本部でf部員と面談し、同部員が、大麻の所持と使用を認めていることを確認した(以下、澤田副学長がC監督から随時報告を受けていたf部員の供述及び上記面談におけるf部員の供述を併せて「7・19f部員自己使用申告」という。)。その後、同日午後7時15分頃から午後10時10分頃まで、大学本部で警視庁の係官によるf部員の取調べが実施された。

27 危機管理総括責任者である村井常務理事に対する報告

7月19日、総務部がA競技スポーツ部長と、陸上部のトラブルに関する週刊文春の取材対応について打合せを実施していた際、A競技スポーツ部長は、雑談的に、陸上部のトラブルよりもアメフト部の大麻問題の方が重いという話を始めたが、この時は詳しい話をしなかった。翌20日の午前中に、総務部の担当者らが、A競技スポーツ部長に、アメフト部の

大麻の件の詳細を確認したところ、A競技スポーツ部長は、学生の一人がそれらしいことを言っており、アメフト部の学生寮でそれらしいものが発見されて、大学本部に持ち帰っていた旨を説明した。この打合せに途中参加したI総務部長も、その時点でA競技スポーツ部長の説明内容を認識するに至った。

上記打合せ後、同日中に、I総務部長は、広報部の担当者と共に、A競技スポーツ部長から聞いた内容を村井常務理事に報告した。また、その後、I総務部長は、A競技スポーツ部長に対し、大麻の件は危機管理総括責任者である村井常務理事に報告しなければならないことを伝え、その後、A競技スポーツ部長は、漸く村井常務理事に対し、アメフト部員による大麻使用について報告をした。その際、A競技スポーツ部長は、村井常務理事に対し、19日にf部員が大学本部で警視庁職員による事情聴取を受けたこと、その後、f部員から提出を受け、大学本部で保管していた本件缶の差押えが行われたこと、その間、澤田副学長がf部員を説得していたことを報告したが、11・27c部員自己使用申告などアメフト部員の大麻使用の疑いをめぐる2022年の一連の経緯や7月6日以降に行われたアメフト部各部員のヒアリング結果など、大麻の使用者がアメフト部の学生寮内に複数名いたことを疑わせる情報については報告しなかった。

28 村井常務理事と澤田副学長との情報共有に係るやり取り等

村井常務理事は、7月20日に、I総務部長らからアメフト部員の大麻使用について報告を受けた後、I総務部長らと共に澤田副学長と面談した。澤田副学長は、村井常務理事らに対し、アメフト部の大麻使用の件は警察と話を詰めており、大学での調査を優先させてほしい、あまり騒ぐと情報が漏れる、情報が漏れて学生が逮捕されたらその責任を取れるのかなどと伝えた。

また、村井常務理事は、翌21日にも澤田副学長と面談し、翌週に予定されていた執行部会や常務理事会でアメフト部の大麻使用に関する情報を共有すべきではないかと意見を述べたところ、澤田副学長は、不起訴の可能性があり、警察も公表しない可能性が高い、学長も了解していると述べ、執行部会や常務理事会での情報共有に反対した。その数日後に行われた、林理事長、酒井学長、澤田副学長、村井常務理事の打合せにおいても、酒井学長は、澤田副学長の意見を支持し、執行部会において情報を共有することはしない方針を示したため、アメフト部員の大麻使用についての情報は、7月31日に開催された執行部会及び常任理事会において共有されないままであった。

29 C監督による経緯書の作成

(1) 経緯書の作成

C監督は、上記のようにアメフト部員の大麻使用をめぐる事態が動く中で、7月7日、A競技スポーツ部長から、2022年の一連の経緯を纏めた書面を作成するよう指示を受け、同月10日「経緯書：令和4年度からの大麻疑惑について」と題する書面（以下「7・19

C監督経緯書」という。)の作成を開始し、これを7月19日午後2時44分のメールでA競技スポーツ部長に送信した¹¹。この書面には、概要以下の事項が記載されている。

- ・ 10月29日、アメフト部の保護者会後に、特定の保護者から、「アメフト部の学生寮での大麻使用の疑いが保護者の中で話題になっている」との指摘を受ける。
- ・ 10月30日、コーチ陣が部員に聴取り調査を行ったところ、a部員がEコーチに対して、当時4年生のd元部員とe元部員、そしてc部員の3名が大麻を吸っているということを、b部員がc部員から聞いたと伝える。後日、b部員にヒアリングしたところ、上記3名に、f部員を加えた4名が、アメフト部の学生寮屋上で大麻を吸ったと、c部員から聞かされたことを告白する。
- ・ 11月27日、c部員から、同年7月頃、先輩部員に誘われてアメフト部の学生寮屋上で初めて大麻を使用したこと、その後も複数名で使用したこと、首謀者はd元部員であり、その他g部員及びf部員、自分らを含む計8名(いずれも氏名を特定したもの)の部員が大麻を使用していたこと、d元部員ら3名は引き続き大麻を使用しており、現在は、屋上ではなく、305号室を外から入れない状態にして使用しているとの申告を受ける。
- ・ その後、D元監督が、既に警察を退任したアメフト部OBに相談したところ、過去のことで実物がなく、c部員以外否定している状況では事実認定できないとの意見をもらった。
- ・ 12月1日、警視庁が大学本部を訪問し、アメフト部の学生寮内での大麻使用に関する通報があったとの情報提供を受けた。
- ・ 12月10日に警視庁による「薬物乱用防止講習会」が実施され、そのことは、翌11日に実施した保護者会で報告した。

(2) 経緯書の共有状況

A競技スポーツ部長は、C監督から7・19C監督経緯書の送付を受けたが、これを澤田副学長に届けたと認めるに足りる証拠はない。一方、C監督は、澤田副学長に対し、7月20日午前2時45分のメールで、2022年11月28日付けの「薬物吸引の疑いについてご報告」と題する文書を送信した。同文書は、C監督からBアメフト部長に対する報告書面

¹¹ 当委員会には、7月19日にC監督からA競技スポーツ部長にメール送信された7・19C監督経緯書とは別に、同経緯書と同一タイトル、同一作成日のもので、一部内容が異なる文書(プリントアウトされたもの)が提出されている。後者の文書には、7月19日にメール送信された文書をベースに、C監督が2022年11月時点で、D元監督から、11・27c部員自己使用申告のことを成城警察署にも相談したと聞かされていたことなどが追記されている。C監督のパソコン内に保存されていた7・19C監督経緯書の文書ファイルの最終更新日時が8月17日であることからすると、C監督は、7月19日にA競技スポーツ部長に対してメール送信した文書を、その後8月17日までの間に、「D元監督から、成城警察署にも相談したと聞かされていた」という自己の認識を強調する内容に修正したものと考えられる。

の体裁となっており、11・27c部員自己使用申告の詳細が記載されている。澤田副学長は、遅くともこの時点で11・27c部員自己使用申告の詳細を正確に認識するに至ったものと認められるが、澤田副学長やA競技スポーツ部長がこれらの情報を、村井常務理事を始めとする危機対応所管部署と共有することはなかった。

7・19C監督経緯書が危機対応所管部署と共有され、会議資料として多数の者に共有されたのは、8月23日になってからであった。

30 A競技スポーツ部長による学長への報告

A競技スポーツ部長は、20日午前9時30分頃、酒井学長に対し、「7月19日（火）警視庁組織犯罪対策部 薬物銃器対策課による取り調べについて」と題する文書を用いて、19日の経緯を報告した。同文書には、19日に大学本部内でf部員が警視庁の取調べを受けたこと、20日に尿検査の本検査及び本件缶の中身の鑑定が実施されること、21日に鑑定結果が判明する予定であること、鑑定結果によっては、警視庁がアメフト部の学生寮に差押えに来る可能性も十分にあることなどが記載されていたが、11・27c部員自己使用申告や7月6日以降の各部員のヒアリング結果については記載されていない。

また、同日午後4時頃、A競技スポーツ部長は、酒井学長に対し、「アメリカンフットボール部薬物問題に関する経過」と題する文書を手渡した。この文書は、A競技スポーツ部長が、午前の面談時に酒井学長から指示を受けて作成したものであり、2022年12月1日以降の経緯が時系列で記載されているが、11・27c部員自己使用申告や7月6日以降の各部員のヒアリング結果は記載されていない。

酒井学長は、A競技スポーツ部長からこれら書面による報告を受けたにもかかわらず、それまでの対応に特段の変化はなかった。

31 8月1日（火） インターネット上のニュース報道

8月1日の夜に配信されたインターネット上のニュースで、アメフト部の部員が、同部の学生寮内で大麻を使用しているとの情報があり、大学側が調査していることが1日、関係者への取材で分かった、との報道がなされた。

32 8月2日（水） 前日の報道への対応とプレスリリース

8月2日午後2時、第1回専門部会が開催され¹²、林理事長、村井常務理事、澤田副学長ほか7名が参加し（酒井学長及びA競技スポーツ部長は不参加）、前日の報道への対応方針及びプレスリリースの内容について協議した。

¹² 専門部会は、本来、危機管理規程14条に基づき、危機管理委員会が設置するものであるが、危機管理委員会を2日のうちに招集することができなかったことから、専門部会の設置を先行させ、8月4日に開催された第1回危機管理委員会で専門部会の設置が追認された。

同専門部会では、プレスリリースの文言に関し、澤田副学長から、本件缶について、鑑定結果が出ていない以上はまだ確認されていないものとして扱えばよいという趣旨の発言があり、これに対し、鑑定結果がどうなるかは分からない状態で確認されていないと回答することを疑問視する意見が出るなど、議論がなされたが、この意見は多数の賛同を得ることができず、同日午後4時18分、広報部は、文科省記者クラブに対し、「現時点では、一部マスコミで報道されているように、本学アメリカンフットボール部の寮内において、違法な薬物が発見されたとの事実は確認できておりません。」とのプレスリリースを送信した。

なお、この席でも、澤田副学長から、11・27c部員自己使用申告、7・7f部員ヒアリング結果、7・14c部員ヒアリング結果など、大麻の使用者がアメフト部の学生寮内に複数名いたことを疑わせる具体的情報が報告されることはなかった。

33 8月2日（水） 林理事長の囲み取材

前記32の第1回専門部会が終了した後、林理事長は、正面玄関前に報道関係者が多数集まっている様子を見て、自ら対応する必要があると考え、広報部長、I総務部長及び村井常務理事に相談の上、午後5時46分頃、報道関係者から囲み取材を受けた。

林理事長は、「一部のマスコミで報道されていますように違法な薬物が見つかったとか、そういうことは一切ございません。」と述べ、大学の寮から大麻を押収したということはあるかとの趣旨の質問に、「それはないです。だからなんでそういうこと、関係者からってなっていますが、それはあり得ません。それはないです。それはあり得ません」と述べた¹³。この時、林理事長からは、大麻である可能性が高い植物片が入った小さなビニール袋（パケ）が保管されていた本件缶を発見して大学が預かっていたこと、上記植物片については警視庁に差し押さえられ、鑑定されているが、その結果は聞いていないことなどの説明はなかった。

34 8月3日（木） 執行部会のメンバーによる非公式の打合せ

執行部会のメンバーは、林理事長、酒井学長、副学長3名、常務理事4名である。8月3日午前10時30分、副学長1名を除く執行部会のメンバーが、オンラインも含めて急遽集められたが、特に資料は配付されず、非公式の打合せと位置付けられた。

同打合せでは、本部や関係者の自宅に押し寄せるマスコミへの対応方法についての議論の前提として、澤田副学長から、本事案への対応に係る一連の経過について報告があった。その中で、澤田副学長は、アメフト部の学生寮で行った荷物検査で怪しいと思われる物の提出を受けて本部に持ち帰ったこと、その後警視庁に令状に基づいて差し押さえられたこと、鑑定結果については知らされていないので違法な薬物であったかどうかは分かっておらず、

¹³ 林理事長は、8月7日開催の臨時執行部会（第2章第3の39）において、「鑑定結果が出ていないので」と言ったがテレビでは切られた、との説明をしたが、林理事長が上記発言をしたことは、囲み取材の音声データを確認しても認めることはできなかった。

したがって、前日時点で、「違法な薬物が発見されたという事実は確認されていません。」とプレスリリースしたなど報告した。

また、差し押さえられた物についての質問に対し、澤田副学長から、植物片という情報がどこから出たのか分からないが、実際に見たところ、植物片というよりは消しゴムのカスのような緑がかったものが小さなビニールパックに入っていた状態であり、非常に微量で、大麻所持として立件するには非常に難しいと思うこと、まだ報道にはないが麻薬の MDMA である可能性がある錠剤のかけらが入っており、MDMA の所持で立件される可能性はあるとの考えが述べられた。

35 8月3日(木) 第6回理事会(臨時)

前記34の執行部会のメンバーによる非公式の打合せの直後、午前11時から、臨時理事会が開かれた。理事会には、執行部会のメンバーのほかに、学外理事を含むその他の理事も出席する。

会議の冒頭10分程度で、林理事長から、本事案の経過についての簡単な報告があった。林理事長は、警察から話があつて澤田副学長が中心となって粛々と調査を進めている、「学生寮で澤田副学長と学生部長が抜き打ちに学生の持ち物をきちんと了解をとったうえで調査をしました結果、そういう違法な薬物は見つかっておりません。これは大切な事でございますけども、見つかっておりません。」「それならば、何故このようなことがあるかといいますと、はっきり申し上げましてグレーな学生がいることは事実でございます、そういう聴き取り調査を今しているところでございます。」と説明した。f部員が大麻の所持・使用を認めたこと、本件缶を発見して大学が預かっていたこと、本件缶の中のビニールパックに消しゴムのカスのような植物片があったこと、それが警視庁に差し押さえられて鑑定されているがその結果は聞いていないこと、MDMA の可能性がある錠剤のかけらも本件缶に入っていたことなど林理事長自身が認識していた事実の説明はなかったし、澤田副学長がより詳細な事実関係を補足することもなかった。

36 8月3日(木) 搜索差押えと係官の見立ての開示

8月3日午後1時、警視庁により、アメフト部の学生寮3階及び共用部分の搜索差押え及び検証が実施された。その際、澤田副学長は、係官から、7月20日に差し押さえられた本件缶の中身の鑑定結果について、パケの中身は大麻であったこと、錠剤には覚醒剤の成分が含まれていたこと、f部員の携帯電話を解析中であるが、現時点でも、アメフト部の学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用しているか、f部員の大麻使用を知っているのではないかとと思われるとの見立てを耳打ちされた(以下「8・3係官情報」という)。この時、澤田副学長の近くにいたA競技スポーツ部長も、8・3係官情報を聞いていた。

澤田副学長は、当委員会のヒアリング調査において、警視庁による搜索差押えに立ち会った後、同日午後4時30分から開催されていた第2回専門部会に出席し、その出席者である

林理事長、酒井学長、村井常務理事等に対し、8・3係官情報を報告したと供述する。この点、当委員会によるヒアリング調査において、林理事長、渡辺常務理事及びI総務部長が、澤田副学長から、パケの中身が大麻であったこと及び錠剤に覚醒剤の成分が含まれていたことの報告があったと述べており、これに反する供述をする者はいないので、当該報告があったことは明らかである。これに対し、8・3係官情報のうち、学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用しているか、f部員の大麻使用を知っているのではないかとの係官の見立てについては、林理事長及びI総務部長は、そのような報告がされた記憶はないし、少なくとも参加者が理解できるような形での報告がなされた記憶はないと述べている。しかし、第2回専門部会に出席していた渡辺常務理事が当該会議の内容を記載した個人的なメモには、「半数以上」との記載があり、同常務理事は、アメフト部の学生寮の半数以上の学生が大麻使用に関与するなどしている可能性があるとの警視庁の見立てが報告されて、驚いたと述べる。これらの供述に加え、8月8日の記者会見に向けた準備作業において、寮生の半数以上又は半数近くが大麻を使用している可能性を念頭においた準備がされた形跡がないことを総合すると、澤田副学長は、8・3係官情報のうち、アメフト部の学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用している可能性についても言及したものの、その深刻さや重大さが出席者に十分に伝わるようなものではなかったと認めるのが相当である¹⁴。

なお、澤田副学長は、当委員会のヒアリング調査において、第2回専門部会以外で、8・3係官情報のうちアメフト部の学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用しているかf部員の大麻使用を知っているとの係官の見立てを報告した記憶はない旨供述し、各会議記録にその証跡もないことから、第2回専門部会以外では、当該報告はなされなかったものと認められる。このことから、澤田副学長が、8・3係官情報のうち、学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用している可能性についての見立てを深刻で重大なものであると考えていなかったことが窺われる。

37 8月4日（金） 記者会見実施の決定

8月4日午前9時30分、第3回専門部会が開催され、酒井学長、澤田副学長ほか10名が参加し（林理事長、村井常務理事、A競技スポーツ部長及び競技スポーツ部事務長は不参加）、記者会見の実施を決定した。

38 8月5日（土） f部員逮捕とアメフト部の活動停止の決定

8月5日午前9時15分、f部員が覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反の被疑事実で

¹⁴ アメフト部の学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用している可能性があることの深刻さや重大さが出席者に十分伝わるようなものでなかったことについては、立証されていないことは事実として存在しないという澤田副学長の考え方が反映されたものと推察される。

逮捕された。

上記逮捕を受け、臨時執行部会が持ち回りで開催され、アメフト部の無期限活動停止処分が決定され、本法人は、ホームページに同日付け「本学アメリカンフットボール部員の逮捕について」と題するお知らせを掲載し、アメフト部を無期限活動停止処分としたことを公表した。

39 8月7日（月） 第20回執行部会（臨時）

8月7日午前11時、臨時執行部会が開催された。

林理事長から、囲み取材で面白おかしく取り上げられて責任を感じている、「鑑定結果が出ていないので」と申し上げたがテレビでは切られた、マスコミにうまく利用された、との発言があった¹⁵。

澤田副学長からは、7月6日に行ったアメフト部の学生寮の部屋の荷物検査で、微量の葉っぱのかすが入ったパケを見つけ、大麻かもしれないも思ったが、大麻使用を疑うことまではできなかったこと、f部員本人も大麻とはっきり認めておらず、即座に報告すべきと言われているが、報告したら自首が成立しないのでアメフト部員のヒアリング調査を進めたいと思ったこと、7月20日に令状に基づく搜索差押えにより本件缶が押収されたことなどが報告された。さらに、8月3日に実施された警視庁による搜索差押え及び検証については、学生が生活していた3部屋と共用部分を対象に実施されたこと、本件缶の発見状況について検証が実施されたこと、主任の係官から本件缶の中身から大麻と覚醒剤の成分が検出されたと教えてもらったことが報告された。そのほかには、大麻を使用していた学生について、警察がどの程度証拠を掴んでいるかは分からず、今後複数人出てくる可能性も十分に考えられるとの発言があった。これに対し、林理事長から、記者会見後に新たな逮捕者が出る可能性もあるのかとの質問があり、澤田副学長は、逮捕者が出ることではないと思うが、複数名の使用の可能性を公表することはあると思うとの発言があった。

最後に、林理事長から、翌日の記者会見について「悪いことは何一つしていないし嘘もついていないから、堂々と臨もうと思う。」との発言があった。これに対し、酒井学長からも、「何一つ恥じることはないと思う。」との発言があった。

40 8月7日（月） 第4回専門部会

8月7日午後1時、第4回専門部会が開催され、林理事長、酒井学長、村井常務理事、澤田副学長、A競技スポーツ部長ほか17名が参加し、記者会見当日の手順、冒頭の説明内容、Q&Aの内容などについて確認した。

Q&Aは、本法人から取得した情報を元にして外部アドバイザーが作成したものであり、本法人内における情報共有が不十分であったのではないかなどを指摘する質問に対しては、

¹⁵ 前記注13のとおり、林理事長が上記発言をしたことは、囲み取材の音声データを確認しても認めることはできなかった。

「情報共有が不十分であったと考えております。」「今後検証し、情報共有体制の改善につなげてまいります。」など、問題があったことについては認め、把握している事実は開示する回答が準備されており、また、2022年11月の警察関係者への相談に関する質問に対しては、部の関係者が経験豊富な警察官に個人的に相談したものだとの回答が準備されていた。Q&Aは全部で91項目あり、参加者は、全項目について一つ一つ読み合わせて確認を行った。

このうち、澤田副学長が本件缶を預かってからそのことを警察に報告するまでに約2週間が経過していた点に係るQ&Aについて、澤田副学長から、学生を自首させるために預かっていたものであるとの回答であるべきだとの発言があったが、当初準備されていた「ご指摘は真摯に受け止めます。」とのQ&Aは変更されなかった。

なお、澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、記者会見の対応を検討するこの専門部会に対しても、既に把握していた複数のアメフト部員による大麻使用の可能性に係る具体的情報を報告せず、また、前記35のとおり、8・3係官情報のうちアメフト部の学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用しているかf部員の大麻使用を知っているとの係官の見立てについては報告されず、その結果、複数のアメフト部員が大麻使用に関与している可能性があることについては、考慮されることなく、記者会見の準備が進められた。

41 8月7日（月） 第7回理事会（臨時）

8月7日午後6時、臨時理事会が開催された。

澤田副学長は、学生寮で行われた犯罪であることを踏まえれば、その他の学生にも広がっている可能性を見極める必要があるが、逮捕者が出るというほどのことではなく、他の者もやっていたような話が出るかどうかという程度だろうなど、自らの考えを述べた。

出席した学外理事からは、証拠物を7月6日から20日まで約2週間にわたって保管していたことについては記者会見で質問されると思われること、警察等からの具体的な情報提供があった状況下においてはかなり黒に近い証拠物件と思われるということ、危機対応という観点からは時間がかかりすぎていて対応が遅いとの評価を受けるなどの意見が述べられ、また、危機管理の4つの要点として、正確性、透明性、迅速性及び簡潔性が挙げられ、記者会見ではこれに沿った説明を行い、ガバナンスやコンプライアンス対応を進めているというイメージが出ると良いとの見解も述べられた。これに対し、林理事長は、既にリハーサルを行い質疑応答についても精査したと回答し、澤田副学長は、危機管理の観点では自分が答えることではないが、法律上の自首が成立するように保管していたとの自説を述べ、学外理事の助言が記者会見での質疑応答に反映されることはなかった。

42 8月8日（火） 記者会見

8月8日午後3時、記者会見が行われ、林理事長、酒井学長及び澤田副学長が登壇した。

(1) 本件缶の預かり保管に関する発言

ア 澤田副学長は、本件缶を預かってから警察に報告するまでの空白の12日間が適切であったのかという質問に対し、警察から、取り敢えず大学の調査に委ねたい、もし大麻所持等の犯罪事実が認められた場合には自首させてほしいと言われており、f部員が大麻所持を認めて自首できる状態にない以上は、すぐに警察に届け出るべきではないと判断した旨発言した。

本件缶を約2週間にわたって預かり、警察に計画的に報告しなかったことにより捜査に不利益になる可能性があるのではないか、隠したように見えてしまうのではないか、との質問に対しては、当時はそのようには全く考えず、今考えても判断は間違っていなかったと思うと回答した。また、警察への報告が遅かったのではないかと質問には、今考えればもう少し早く報告した方が良かったかもしれないが、当時の判断としては間違いではなく、自首できる状況になれば、自首をさせるとともに報告したと思うと回答した。

イ 林理事長は、澤田副学長の一連の対応はいずれも適切であったと考えている旨発言した上で、警察と協議していることであって、報道機関各社から隠蔽があったと言われることは遺憾である旨発言した。

ウ 酒井学長は、澤田副学長が7月6日からずっと警察と連携を取りながら進めてきた旨発言した。

(2) 警察関係者に対する相談に関する発言

ア 酒井学長は、記者会見の冒頭で、2022年にも大麻使用の情報提供があった点について、「この申告についてアメリカンフットボール部としては警察関係者に相談いたしました。本人の申告のみで物的証拠がないことや、4か月という期間が経過しており、吸ったとされるものが大麻かどうか確認できないことなどから、事実の立証は困難であるとの回答がございました」「自己申告した学生に関しては、十分指導するよう警察関係者よりご指導があったため、本人に対してはアメリカンフットボール部の判断で部の指導者より厳重注意をいたしました」と説明した。この説明をするに当たって、酒井学長は、D元監督に対し、警察関係者に対する相談の内容やその回答を確認することはしていない。

イ 澤田副学長は、11・27c部員自己使用申告の当時、所轄警察署に相談しなかった理由について質問され、「関係者の方に確認をし、アドバイスをいただいて、それで納得したからだろうというふうに思います。」と回答した。

(3) 本法人内部での情報共有に関する発言

ア 林理事長は、法人内の報告に問題がなかったかを問う質問に対し、適切な時期に適切な情報を上げてもらっていると回答し、学長に上がった情報については、学長が精査して、よほど重要なことだけが理事長に上がってくる、11・27c部員自己使用申告などの大麻使用に関する情報は理事長に上がるべき情報ではないなどと回答した。他方で、記者会

見の後半には、ガバナンスや連絡事項について反省すべきことは多々あると思うと発言した。また、アメフト部の無期限活動停止処分については、酒井学長と澤田副学長が相談した上で諮られたものであるから賛同したものであり、競技スポーツに関しては学長がトップであるから学長の判断に任せていると発言した。

イ 澤田副学長は、2022年12月の時点で理事長への報告がされなかったことが適切であったか否かという点は、今後さらに検討し、連絡体制等を整えたいと発言した。

(4) 複数のアメフト部員による大麻使用の疑いに関する発言

澤田副学長は、今回逮捕された部員以外にも今回のような薬物の事案を大学として把握しているかとの質問に対し、現時点でそのような事実は把握していないと回答し、林理事長も、預かっている7万の学生のうちの1名が不祥事を起こして大きな問題になった旨発言した。

43 8月9日（水） 臨時の非公式打合せ

(1) c部員自己使用申告の内容についての詳細な報告

8月9日午後3時、林理事長、酒井学長、村井常務理事、澤田副学長、A競技スポーツ部長、競技スポーツ部次長及びC監督が打合せを行った。なお、この打合せは、根拠規定がある公式の会議ではない。

会議の冒頭で、C監督から、11・27c部員自己使用申告のうち、アメフト部の学生寮内で複数の部員が大麻を使用しているとの申告があったことを含め、2022年10月から2023年8月のf部員の逮捕に至る一連の経緯について詳細に報告があった。

(2) 関東学生連盟への回答と記者会見での説明との矛盾点の指摘

C監督からの冒頭説明の後、関東学生連盟からの質問に対する回答内容について議論がなされた。

同連盟からは、本事案について7月19日付けの質問を1回目として合計3回の質問があったところ、アメフト部は、7月31日に1回目の回答を、8月2日に2回目の回答を、8月7日には、「貴連盟からの質問について再々回答」を送付して3回目の回答をしていた。

1回目の回答は、1名の学生から大麻と思われる物を吸った旨の自己申告があったため、警察関係者に相談したところ、本人の申告以外に証拠がなく立証が困難であることから、部から注意、指導願いたいとの指導を受けたというもの、2回目の回答は、1回目の回答を敷衍しつつ、警察関係者に相談したのがD元監督であることを明示し、申告した学生には嚴重注意を与え、活動停止や出場停止処分とはしなかったとの説明を加えたものであったが、3回目の回答には、「④ 令和4年7月頃に大麻と思われるものを吸った旨の自己申告をした学生に対し行った聴取では、合宿所3階305号室のベランダで、2022年度卒業生、当時の4年生からもらい、同学年2名ら計4名と2～3回吸った。一緒に吸っていないがその

他にも、当時4年生2名、当時3年生1名、当時2年生1名が吸っていると当時4年生らから聞いたと申告されました。」と記載し、初めて、氏名は伏せたものの、複数部員による大麻使用の事実を含む11・27c部員自己使用申告の内容をほぼ正確に報告した。

上記3回目の回答について、酒井学長から、自分は部員1名による大麻の自己使用があったとのみ聞いており、その他の部員が大麻を使用したことを仄めかす供述があったことを聞いていなかった、これが事実であれば記者会見の前に共有されるべき情報であったとの発言があった。また、林理事長から、記者会見で説明した以上に詳しい情報を、関東学生連盟に対して提供すべきではなかったとの発言があった。

これに対し、澤田副学長から、1名の部員が、複数名の部員が大麻を使用したと言っているだけで、調査の結果、複数名の使用は認められなかったことから、関東学生連盟に報告した事実と記者会見で説明した事実とは矛盾しないとの発言があった。酒井学長から、そうであれば、関東学生連盟に対する回答書には、申告した1名以外の学生による大麻使用については調査しても認められなかったと書くべきであって、3回目の回答である「貴連盟からの質問について再々回答」の内容は舌足らずであり、回答内容の差替えを申し入れるくらいの対応をすべきであるとの発言があった。このため、澤田副学長は、そのように修正して4回目の回答を送付する旨発言した。

この非公式打合せの終了後である同日午後6時8分、アメフト部は、関東学生連盟に対し、4回目の回答として、「貴連盟からの質問について再々回答（補充）」を提出した。その内容は、「令和4年11月27日に、同年7月頃に大麻と思われるものを吸った旨の自己申告をした学生から聴取した内容は『8月7日付け貴連盟からの質問について再々回答』④記載のとおりであるが、同聴取後、本学監督等の指導陣において、関係する学生全員から再聴取するなどの調査をした結果、自己申告した学生の申告どおりの事実関係は確認できなかった。したがって、本学では、④記載の事実関係については認められないと判断した。」というものであった。

(3) アメフト部の無期限活動停止処分の解除についての議論

関東学生連盟への4回目の回答について議論された後、アメフト部のパワハラ問題、その他競技スポーツ部対応案件について話し合われた。それらの議論が一段落したところで、澤田副学長が口火を切って、アメフト部の活動停止処分の解除についても議論された。アメフト部の活動停止処分の解除については、他の議題とは異なり、事前に配付資料もなく、議題となることは予定されていなかった。

澤田副学長から、他に使用している者がいてもそれは個人の問題であるからその者だけを活動停止にすべきであり、9月2日から始まるリーグ戦に出場するために活動停止を解

除してほしいという保護者からの強い要望があったこと¹⁶、活動停止を解除するか否か、解除するとしても全面解除か一部解除か判断が必要であること、卒業生の逮捕者が出る可能性はあるが在学生の逮捕者は多分出ないと思うこと、関与している者の名前が出る可能性はあるが有罪になるとは思えないこと、個人的には何もやっていない者については活動させてあげたい、学長及び理事長の意見を聴きたい旨の発言があった。

酒井学長は、安全性が確保され、保護者等の協力関係が確保できるのであれば活動させてやるべきであること、一人のために連帯責任というのは旧軍隊方式で時勢に合わないこと、現役部員から第二の逮捕者が出ないことが大切であると発言した。林理事長は、酒井学長の意見に賛成であること、試合に出しても出さなくても批判されるであろうこと、特に学生寮で生活している学生がその他に大麻を使っている学生がいないことを約束してくれることを条件とすべきであると発言した。

この判断の際に、競技部の活動停止処分やその解除についての基本的な考え方、方針、判断基準等が確認されることはなかった。また、澤田副学長から、f部員の友人が怪しいとしてアメフト部の3名の部員が中野警察署に呼ばれているとの説明はあったものの、8・3係官情報のうちアメフト部の学生寮の半数以上又は半数近くの学生が大麻を使用しているかf部員の大麻使用を知っているとの係官の見立てについては報告されなかった。また、この見立てを近くで聞いていたA競技スポーツ部長からも報告されず、複数のアメフト部員による大麻使用の疑いがあることについての情報が問題視されないまま林理事長及び酒井学長による上記意見が述べられた。

(4) 臨時の保護者会とリーグ戦への参加表明

前記非公式打合せで決めた方針に従い、8月9日午後7時、臨時の保護者会がオンラインで開催され、澤田副学長は、寮生を含む部員及び保護者に対し、後に逮捕者が出た場合には廃部になる可能性があることを説明するとともに、大麻使用に関与した者、知っている者がいないか呼びかけた。部員からは、現時点ではリーグ戦出場を辞退した方がよい、これからまた逮捕があるかもしれないし、出場してはいけないと思うとの意見があり、また、保護者から、逮捕者が出たら廃部という判断を学生に求めるのは重すぎるなどの意見があったが、部員による大麻の使用又は関与について知っている者名乗り出る者はいなかったため、澤田副学長は、これをもって、林理事長が求めた条件は満たされたものと判断した。

このオンライン会議の結果を踏まえ、アメフト部は、同日午後9時43分、関東学生連盟に対し、リーグ戦に参加する意向であることを表明した。

¹⁶ 8月8日の記者会見の後に開催された保護者会では、保護者から澤田副学長に、一人の犯罪であるのに連帯責任とされるのは納得がいかない、大人がマスコミなど矢面に立ってでも勇断してほしいなどの意見があり、アメフト部の無期限活動停止処分の解除を求める声があった。

44 8月10日(木) 無期限活動停止処分の解除

8月10日午後2時30分、臨時執行部会が開催された。資料として、活動停止解除のプレスリリース案文のみが配付された。

澤田副学長から、2022年11月27日に、ある寮生が、「7月頃に、先輩から勧められて大麻と思われるものを吸ったことがある。」との申告をしたこと、申告を受けた直後に当該先輩部員にヒアリングを行ったが違法行為は認められなかったことの説明があった。また、8月5日にf部員が逮捕され、アメフト部を同日付けで無期限活動停止処分としたが、その後の検討により、基本的には学生個人の犯罪であり、現状では他に逮捕された学生はおらず、部全体で責任を負わせるべきものではないので、処分を解除し、当該逮捕された学生のみ無期限活動停止処分としたいとの発言があった。

出席者の1名から、部内で複数名の学生が薬物を使用しているという証言があるとマスコミで報道されている、今後のヒアリングで澤田副学長も知らない新たな事実が出るようであれば今回の判断はまだ待つべきとも思うとの意見が出されたが、澤田副学長は、現時点で自己使用の申告が確認できているのは2名だけであり、逮捕者以外の1名の学生については使用したとは認定していない、その他薬物をやっているのではないかと思うというレベルではいくつか話はあるが、自分がやったとか、誰かがやっているのを見たという供述はない、逮捕された学生については単独犯であることが逮捕事実から明らかになっている、父母からの文書(7・18保護者告発文)に書かれていた事実は認定できないなどの説明を行い、11・27c部員自己使用申告、7・7f部員ヒアリング結果、7・14c部員ヒアリング結果など、大麻の使用者がアメフト部の学生寮内に複数名いたことを疑わせる具体的情報については、説明をしないまま、9月2日の初戦に出なければ規程上リーグ戦は全敗になってしまうと述べた。これに対し、林理事長は、結局出場させてもさせなくても非難はあるだろう、どうせなら出場する方が良いと発言し、参加者の1名からも、基本的には逮捕される学生が2名だとしても、個人の犯罪と考えて明言すれば良いと思う、との発言があり、澤田副学長も、個人犯罪である旨ははっきりさせるべきだなどと発言した。

以上の議論がされる中で、複数の部員による大麻使用についての関東学生連盟への報告の仕方を問題視した8月9日の非公式打合せ(前記43)に参加していた林理事長、酒井学長及び村井常務理事からも、アメフト部の複数部員による大麻使用の疑いに関する情報は報告されず、どれだけアメフト部内において大麻が広がっているのか、それを調査すべきではないか、警察の捜査を待つべきではないかといった意見は誰からも出されなかった。

この点について、8・3係官情報を当時立ち聞きしていたA競技スポーツ部長は、この執行部会中に、澤田副学長に出張先から電話をかけ、アメフト部の活動停止処分の解除には反対である旨の意見を告げたが、受け容れられることはなかった。

逮捕された学生以外に自己使用申告をした部員がいることの指摘や、複数人が大麻を使用していた場合には大きな問題になるとの反対意見があったにもかかわらず、同会議では

採決をすることもなく¹⁷、アメフト部の無期限活動停止処分を解除する方向で話が進んだ。

この執行部会の後、決裁権者である酒井学長がこれを決裁したものとして（決裁文書は作成されていない。）、午後10時50分、アメフト部の無期限活動停止処分を解除し、逮捕された部員1名のみを無期限活動停止処分とすることをホームページに公表した¹⁸。

45 8月10日（木） 関東学生連盟からのリーグ戦への参加不許可の回答

8月10日午後11時13分、関東学生連盟は、アメフト部に対し、現状では試合に出場させることはできないと判断した旨を通知した。その理由として、①逮捕された部員以外の部関係者全員が違法薬物に潔白であると保証できない旨がアメフト部側から示されたこと、②逮捕された部員以外の部の関係者に違法薬物を使用した者が存在している疑いが払拭できないこと、③再発防止策の提示並びにその実施がなされていないこと、④部関係者（指導者、学生を含む）の責任の所在が明らかでないことが挙げられていた。また、十分な事実の解明がなく、責任の所在が明確でない現段階ではアメフト部全体を処分せざるを得ず、連帯責任以前の問題であるとの見解が記載されていた。

46 8月23日（水） C監督作成の経緯書の共有

8月23日午前9時30分、臨時執行部会が開催された。澤田副学長は参加を認められなかった。

同会において、資料として、7・19 C監督経緯書が配付され¹⁹、11・27 c部員自己使用申告の詳細が出席者に共有された。同経緯書が、澤田副学長及びA競技スポーツ部長以外の目に触れるのは、これが初めてであった。また、11・27 c部員自己使用申告、7・7 f部員ヒアリング結果、7・14 c部員ヒアリング結果など、大麻の使用者が寮内に複数名いたという情報が、部員から得られていたことが説明されたのも、前記43の非公式打合せ以外では、これが初めてであった。

なお、同経緯書は、同日開催された常務理事会でも配付された。

¹⁷ 執行部会の議事録は作成されておらず、参加者の発言内容が録音に残っているのみで、それが賛成なのか反対なのか、また、発言がない参加者の意思がどちらなのかを特定する記録は残されていない。

¹⁸ 無期限活動停止処分の解除を決めたこの執行部会が終わった直後に、危機管理規程15条に基づいて危機対策本部会議が設置され、第1回の会議が開催された。そこでは、これまでの事実について経過報告がなされるとともに、執行部に詳細な情報が伝わらなかったことやコンプライアンス違反等への意見が出たが、決まったことは、今後は危機対策本部会議が危機管理の意思決定プロセスとしての機能を果たすということだけであった。

¹⁹ 同経緯書は、当委員会委員長による提出要請によってもなかなか提出されず、これとは別に、監事による本事案全体の裏付け資料提出要請に応じて提出された膨大な資料の中にも含まれていたものであり、重要な書類として意識的に開示されたものではなかった。その後、同監事がI総務部長に各会議への共有を指示したことにより配付された。

第3章 不適切な行為とその原因

本章においては、前章で認定した事実経過を踏まえ、本事案への対応に係る本法人の役職員の行為につき、当委員会が不適切であると判断したもののうち主要なものを、第1において時系列に沿って目次的に挙げる。ここで挙げる「不適切」の中には、法令違反や役員として善管注意義務に違反し、又は教職員等として雇用契約上の義務に違反する場合を含むが、それに限らず、大学・役職員等の行為として社会的に妥当でなかったもの、本法人の社会的信用を棄損するものも含む。それは、本報告書が、違法行為に限らず、本法人のコンプライアンス上、ガバナンス上の問題点を検証し、その改善策を提言することを目的とするものだからである。

第2以下においては、第1に挙げた不適切な行為を生んだ原因、背景について、いくつかの視点から分類した。本事案への対応の中で、当委員会が不適切であると判断した上記の各行為は、一つの不適切な行為が一つの原因で生じているというよりは、複数の原因が複合的に絡んで生じたものであることが多く、一つの不適切な行為が複数の視点から問題とされることがあり、また、ある不適切な行為の原因が、別個の不適切な行為であることもあるので、上記のようにいくつかの視点からの分類を行ったものである。

第1 不適切な行為

1 2022年10月から12月までの対応

(1) 10・29保護者情報への対応

アメフト部内において部員の大麻使用の噂がある旨の10・29保護者情報を得たアメフト部指導陣は、同部の事務を所管する競技スポーツ部に報告することなく、アメフト部指導陣だけの判断で、部員121名に簡単なヒアリングを実施した上、c部員や疑いの対象となった他の部員がC監督に対して大麻への関与を否定したことから、大麻使用の事実は認められなかったと結論付けた。

(2) 11・27c部員自己使用申告への対応

11・27c部員自己使用申告は、自らの大麻使用を認めるものである点で信ぴょう性が高く、かつ、氏名を特定して複数の先輩部員の大麻使用を述べるものである点で具体性に富むものであったにもかかわらず、アメフト部指導陣だけの判断で、c部員に対する厳重注意処分を行うにとどめた。

(3) 12月1日の警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課係官来校への対応

12月1日午前、警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官2名が来校し、同人らから澤田副学長、A競技スポーツ部長ほか1名に対し、警視庁薬物ホットラインにアメフト部内で大麻の使用者がいるとの情報提供があったなどの12・1警視庁情報が伝えられ、しかも、同日午後、C監督からA競技スポーツ部長に対し、11・27c部員自己使用申告があった

旨の報告がされたにもかかわらず、A競技スポーツ部長は、独断で、上記係官から提案のあった講習会を実施することによって、一連の情報提供に基づく大麻使用の疑いへの対応を終えることとした。

(4) 12月11日実施の保護者会での報告

C監督は、12月11日実施の保護者会において、それまでに得られたアメフト部員による大麻使用の疑いに関する情報に全く触れることなく、現時点で問題が発生しているわけではないなどの報告を行った。

(5) 12月21日の報道対応

毎日新聞からのアメフト部員による大麻使用に関する取材メールに対し、A競技スポーツ部長は、澤田副学長の承認を得て、広報部をして、「アメリカンフットボール部関係者から同部指導者に10月29日に寮内生活実態の調査依頼があったため、アメリカンフットボール部で聞き取りをした結果、大麻を吸った事実はありません。」との回答をさせた。

2 2023年6月30日以降のアメフト部員による大麻使用の疑いへの学内の対応

(1) 6・30警視庁情報への対応

澤田副学長は、来校した警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課係官から、アメフト部の学生寮内に大麻部屋があることなどを記載した匿名のメールが警視庁に届いた旨の6・30警視庁情報を得たが、澤田副学長は、酒井学長に対し、アメフト部員による大麻使用の疑いに係る問題については、酒井学長と澤田副学長及び競技スポーツ部で対応したいとの方針を報告し、酒井学長はこれを了承した。

(2) 7月6日以降の対応

ア 澤田副学長は、警視庁を訪問し、上記匿名メールの信ぴょう性が高いことや強制捜査をする可能性にも言及する7・6警視庁情報を得たが、その時点で、独自の判断で、競技スポーツ部の職員の補助を得て、アメフト部員のヒアリングと荷物検査を開始することとし、これを開始するに先立ち、A競技スポーツ部長ほか競技スポーツ部職員に対し、秘密保持を徹底するように指示した。

イ 同日、アメフト部の学生寮で行われた澤田副学長による荷物検査により、f部員の部屋の鍵付き収納庫から大麻である可能性が極めて高い植物片が保管された本件缶が発見されたが、澤田副学長は、誰に相談することもなく、f部員からその提出を受け、大学本部において本件缶の預かり保管を開始し、警視庁に対して報告をした7月18日まで12日間、大学本部における本件缶の預かり保管を続けた。

ウ 翌7日、澤田副学長は、酒井学長に対し、本件缶の発見及び保管について報告をしたが、酒井学長は、これを問題視することなく、本件缶を警察に提出することなどを指示しなかった。

エ 澤田副学長及びA競技スポーツ部長は、7月13日、林理事長に対し、別件の報告のついでに、本件缶の中身が確認できる写真を示しながら、本事案について初めて簡単な報告をしたが、林理事長は、澤田副学長らに対し、しっかり調査を行うよう伝えただけであった。

(3) 7・19 f部員自己使用申告への対応

澤田副学長は、7・19 f部員自己使用申告を受けて、7月19日、林理事長と酒井学長にf部員を自首させる旨具申するとともに、大麻だけでなく、違法性が疑われる錠剤も本件缶に保管されていた事実を伝えたが、林理事長及び酒井学長は、法人としての危機管理のために必要な対応を執らなかった。

3 7・18保護者告発文受領への対応

7・18保護者告発文が林理事長宛てに届いたが、林理事長は、A競技スポーツ部長にこれを交付しただけで、法人としての危機管理のために必要な対応を執らなかった。

4 7月18日以降の一連の報道対応

(1) 7月18日読売新聞及び朝日新聞への取材対応

読売新聞及び朝日新聞からのアメフト部員の大麻使用に関する問合せメールに対し、A競技スポーツ部長は、澤田副学長の承認を得て、広報部をして、読売新聞に対しては、「調査をしている事実はありませんが、植物片が見つかった事実はありません。」との、朝日新聞に対しては、「調査をしている事実はありませんが、大麻が見つかった事実はありません。」との回答をさせた。

(2) 8月2日プレスリリース

8月2日開催された専門部会の決定に基づき、本法人は、同日午後4時18分、文科省記者クラブに対し、骨子「アメフト部の寮内において、違法な薬物が発見されたとの事実は、確認できておりません。」とのプレスリリース文を送信した。

(3) 8月2日林理事長囲み取材における発言

上記プレスリリース後、林理事長は、報道陣の囲み取材に応じ、違法な薬物が見つかったとか、そういうことは一切ないと述べ、また、大学の寮から大麻を押収したということはあるかとの趣旨の質問に対し、それはないと重ねて断言した。

5 8月8日記者会見

8月8日の記者会見において、危機管理広報の本質を理解せず、登壇者が不適切な発言を重ねた。

6 危機管理態勢の構築の遅滞

7月20日に初めて危機管理総括責任者である村井常務理事に対して本事案が報告されたが、その後も、澤田副学長が、執行部会や常任理事会において情報を共有することに反対し、それを酒井学長が支持したため、組織的な情報共有は行われず、8月1日にアメフト部員の大麻使用の疑いについてインターネット上のニュースで報じられるまで、危機管理態勢が構築されることはなかった。

7 執行部会及び理事会における本事案についての報告等

8月3日以降に開催された理事会、執行部会においても、複数のアメフト部員による大麻使用の疑いがあることに言及する具体的な情報が開示されず、アメフト部の学生寮内における大麻使用がどのような広がりを持っているのかについて、正確な現状認識がされないままの状況が続いた。

8 アメフト部の活動停止処分の解除の決定

8月9日の非公式打合せを経て、8月10日の臨時執行部会において、どのような場合に競技部の活動を停止し、どのような場合にそれを解除するのか等についての議論もないまま、上記7のような状況の下で、8月5日に決定したアメフト部の活動停止処分の解除を事実上決定し、同日酒井学長がそれを決裁したものとされた（決裁文書は作成されていない。）。

第2 基本的姿勢の不適切さ

第1に挙げた不適切な行為を通観すると、そこでまず際立つのは、立証されていない事実や立証される可能性が低いとみなした事実を矮小化し、時にはないものとする（立証されていない疑惑は、「立証されていないから事実としては存在しない」）、不都合な情報には目をつぶり、得られた情報を自分に都合よく解釈し、自己を正当化するという姿勢が全ての場面で顕著であるということである。本事案の対応を進める中で、刑事訴訟において有罪になるか、その立証がなされ得るのか、違法薬物であることについて鑑定等によって立証がされているかという判断基準の下で様々な意思決定がされ、アメフト部の学生寮内において複数の部員が大麻を使用していたことが高い蓋然性をもって疑われることが明らかになれば、教育現場の健全性に懸念が生じ、そのことによって本法人の社会的信用、レピュテーションが大きく傷つく結果になることが十分に理解されないまま対応が重ねられてきたものといえる。それが原因で、本法人が社会からの信用を失い、また次の不適切な行動に出る結果と

なっている。以下に本視点からの分析を詳述する。

1 2022年10月から12月までの対応（第1の1(1)～(5)）

10・29保護者情報、a部員情報、b部員情報があった中で、11・27c部員自己使用申告があり、かつ、12・1警視庁情報をもたらされたという一連の状況の下における第1の1(1)～(5)の対応は、上記の基本的姿勢の不適切さを如実に表すものといえる。

すなわち、第2章第3の1～10に認定したところによれば、アメフト部指導陣は、10・29保護者情報だけでなく、複数のアメフト部員が継続的に大麻を使用していることを疑わせるa部員情報、b部員情報を得ていたにもかかわらず、簡単なヒアリングによって、名前が挙がった部員が大麻使用の事実を否定していることから大麻使用の事実はないと結論付けた上、11・27c部員自己使用申告がされた際も、D元監督が所轄の成城警察署に相談したところ、同警察署において、立件は困難であるとの指導を受けたものと誤信して、それ以上の調査を行うことなく、c部員を嚴重に注意するにとどめた。

しかも、Bアメフト部長は、自ら10・29保護者情報を聞いていただけでなく、C監督から上記ヒアリングの経過や11・27c部員自己使用申告について報告を受けたにもかかわらず、上記のようなアメフト部指導陣の対応を是正せず、また、A競技スポーツ部長は、12月1日、警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官の来校を受け、警視庁にアメフト部内で大麻の使用者がいるという匿名の情報が寄せられている旨の12・1警視庁情報に接した上、同日、C監督から11・27c部員自己使用申告の報告を受け、c部員が大麻の使用を認めているだけでなく、アメフト部員7名の氏名を挙げて、同人らが大麻を使用していると述べていることを知ったにもかかわらず、警視庁が講習会の実施により同庁に対する通報への対応を終えようとしているのであれば、これ以上ことを大きくする必要はないとの安易な考えにより、11・27c部員自己使用申告について誰にも報告せず、表れた事実についての更なる調査の要否等につき、組織的に検討することもなく、講習会の実施により、一連の情報提供に基づくアメフト部員による大麻使用の疑いへの対応は終え、事態の収束を図った。

そして、C監督は、この時期に行われた保護者会において、特に問題が生じているわけではないと説明し、A競技スポーツ部長は、澤田副学長の承認の下、毎日新聞からの取材に対しても、「聞き取り調査の結果、大麻を吸った事実はない。」との回答を広報部に交付し、その旨の回答をさせた。

これら一連の対応は、大麻使用が疑われている者がそれを認めなければ、また、立証が困難であれば、大麻使用の事実はないものとして事態を収束させようとするものであって、大麻使用が寮内で一定の広がりを持っている可能性があるならば、これに対して採るべき組織的な対策や措置について何ら考慮されていない。しかも、A競技スポーツ部長が、12・1警視庁情報やC監督の報告により、アメフト部内における大麻使用が一定の広がりを持っている可能性があることを知りながら、危機管理総括責任者である村井常務理事に報告

をしなかったことは危機管理規程に違反するし²⁰、更なる調査の要否等について組織的に検討することもなく、自分だけの判断で、警視庁主催の講習会の実施により事態を収束させる判断をしている点で、法人としてのガバナンス上の問題があることも明らかである²¹。この時点で、アメフト部員による大麻使用の疑いについて、所轄警察署ないし警視庁該当部署に相談をし、早期に適切な組織的な対応を採っていれば、また、寮生活の管理について適切な対応をしていれば、今日のように本法人が社会の信頼を失う事態を回避することができた可能性は決して小さくはなかったものといえよう²²。

2 本件缶の預かり保管（第1の2(2)）

澤田副学長が、f部員から大麻である可能性が極めて高い植物片が保管されていた本件缶を預かり、警察に報告するまで12日間も大学本部で保管を続けた上記第1の2(2)の対応は、世の中の常識（法律家の常識でもある）からは乖離した独自の判断基準の下で、得られた情報を自己に都合よく歪曲し、自らの対応を正当化し続けた結果、社会から本法人の隠蔽体質を疑わせ、本法人の信用を著しく失墜させた最大の原因であったといっても過言ではない。

すなわち、本件缶の発見時、澤田副学長は、C監督からf部員が大麻使用の疑わしい者であると報告されていたこと、本件缶はf部員のベッド備え付けの鍵付き収納庫の中に保管されていたこと、f部員は本件缶が保管された鍵付き収納庫の開扉や本件缶を開けることに抵抗したこと、当日、f部員は、大麻であることが疑われる植物片が入っていた小さなビニール袋を「パケ」と称し、薬物を使用する者特有の専門用語を用いていたこと、「中身は悪いものだと思っています。」と述べていたことは、第2章第3の15に認定したとおりである。これらの事情に照らせば、検事の経歴を有する澤田副学長は、本件缶に保管された小さなビニール袋（パケ）の中の植物片が大麻であり、違法なものである可能性が極めて高いことを容易に認識できたものといえる。

本件缶を大学が預かることとし、さらに警察にそのことを報告しなければ、それは証拠の

²⁰ 規程上は、Bアメフト部長についても同様の問題を指摘すべきであるが、12月1日時点で、アメフト部を管理、監督する責務を負う所管部署である競技スポーツ部の長であるA競技スポーツ部長が上記情報を得ていることから、Bアメフト部長の対応の問題点をここで指摘することはしない。ただし、競技部と競技スポーツ部の権限、責任の所在について、整理が必要であることは、第7の2に指摘するところである。

²¹ それ以前に、アメフト部の指導陣だけの判断で、大麻使用の事実はないと結論付けたり、c部員を厳重注意とするのみにとどめたことにも問題はあるが、A競技スポーツ部長への報告はされている点で、辛うじて、上記の問題について、本法人として組織的な対応をすることができる状況にはあったものといえることができる。

²² 本報告の時点で、薬物所持等の容疑で逮捕された2名のアメフト部員の氏名は、11・27c部員自己使用申告で挙げられていたことを考えると、2022年12月時点での判断を誤らなければ、今日の事態を回避できた可能性は高かったものといえよう。

隠匿を疑われることはもちろんのこと²³、大麻は所持自体が違法であるから預かり行為が犯罪となる可能性も考えられる。さらに預かった違法な物品が、保管中になくなったり、足りなくなったりしたら、それを使用したさらなる犯罪を惹起しかねないし、その所持や使用の疑いを大学関係者が受けることにもなる。学生が大麻の使用等をしたという事実も重大であるが、大学の副学長が大麻を長期間にわたって保管し、証拠の隠蔽や大麻所持罪の疑惑を持たれることとなった場合、それは大学トップ層の問題であり、しかも組織的な行動ということになるから、社会からの批判や不信は単なる学生の違法行為の比ではない。

しかるに、澤田副学長は、6月30日に来校した警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官から、個人的意見として、大学が何ら対応せずに報道が先行すると大ごとになるため、該当する者がいれば自首させてほしいと言われたにすぎないのに、警視庁から大麻使用が疑われる者がいれば自首させるように依頼を受けており、現時点で本件缶を警察に届け出ることはf部員の自首の機会を失わせることになるのでこれを行うべきではないとの自己正当化理由とともに、本件缶に収納されたビニール袋の中の植物片は極めて微量であり、鑑定によりこれが大麻であることが確定され、大麻所持で立件される可能性は低いとの見込みの下に、上記のように、長期間にわたり本件缶の保管を続けたものである。以上の澤田副学長の対応は、得られた情報を自己に都合よく歪曲し、本件缶の中の植物片が鑑定で大麻と確定され、大麻所持で立件される可能性が低ければ大きな問題ではないという誤った判断基準に基づいてされたものといえる。この澤田副学長の行為は、本法人の理事であり、副学長でもある者の刑事責任が問題になる可能性も皆無ではないなど本法人の社会的信用を大きく失墜させるものである点で、善管注意義務違反となり得るものと考えられる。

なお、6月30日の警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課係官来校時のやり取りの音声データ、6月30日及び7月6日の警視庁訪問時のやり取りを競技スポーツ部事務長が速記した手書きメモとこれをタイプアウトしたとされるメモを比較対照すると、①音声データによれば、6月30日に来校した上記係官は、個人的な見解であると断って、マスコミが取り上げるなどして大ごとにならないようにするためには犯罪の嫌疑のある者を自首させるのが望ましいとの趣旨を述べたことが明らかであるにもかかわらず、7月6日の警視庁訪問時のやり取りをタイプアウトしたとされるメモの冒頭には、あたかも警視庁が組織として犯罪の嫌疑のある者を自首させることを大学に依頼したかのような記載（手書きメモにはない記載）が不自然に書き加えられていること、②7月6日の警視庁訪問時のやり取り

²³ 6月30日に来校した警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官が、前年、ある高校のサッカー部の部員が所持していた大麻を監督が保管したことが、大麻所持や証拠隠滅であるとして立件され、大きなニュースになったことを伝えて、違法薬物の疑いのある物を発見しながら、警察に連絡をしないことの問題を指摘していたことは、第2章第3の11に認定したとおりである。なお、弁護人が、依頼者から拳銃・実包を預かり保管する際、これを捜査機関に提出する意思があったとしても、依頼者の保釈を得るための駆け引きに利用する意思をも有していた場合には、この拳銃等の所持は、正当な弁護権行使の範囲を逸脱し、拳銃等の不法所持罪を構成するとされた事例がある（札幌地判昭和47年12月25日（判タ295号419頁））。

の手書きメモには、何か見つかった時にはすぐに報告してほしい旨の警視庁警視の要望が記載されているにもかかわらず、タイプアウトしたとされるメモからは上記記載が落とされていること、③手書きのメモをタイプアウトしたとされるメモの最終更新日時は、6月30日のものが8月30日、7月6日のものが8月20日であること、④競技スポーツ部の事務長は、タイプアウトしたとされるメモの作成に当たって、A競技スポーツ部長及び澤田副学長の点検を受けていたことは、第2章第3の11及び14に認定したとおりである。これらの事情を総合すると、タイプアウトしたとされる上記メモを作成した競技スポーツ部事務長は、本事案の事実解明が進む中で、澤田副学長の意向に沿うように、同副学長が主張する自己正当化理由を裏付けようとしたのではないかとの疑念を拭うことができない。

3 一連の報道対応（第1の1(5)、同4(1)～(3)）

アメフト部員の大麻使用疑惑をめぐる上記第1の1(5)、同4(1)～(3)の一連の報道対応が、いずれも、立証されていない事実や立証される可能性が低いとみなした事実を矮小化し、時にはないものとするという不適切な基本姿勢の下に行われた結果、本法人の社会的信用を大きく棄損したことは、以下のとおりである。

(1) 2022年12月21日の毎日新聞からの問合せに対する回答（第1の1(5)）

毎日新聞の問合せは、15問に及ぶ質問内容からみて、毎日新聞が、10・29保護者情報、a部員情報、b部員情報、そして11・27c部員自己使用申告に関わる情報の全部又は一部を得ていることが推測されるものであったといえる。しかるに、A競技スポーツ部長が、澤田副学長の承認を得て作成した回答案は、「アメリカンフットボール部関係者から同部指導者に10月29日に寮内生活実態の調査依頼があったため、アメリカンフットボール部で聞き取りをした結果、大麻を吸った事実はありません。」というものであって、この回答案に懸念を抱いた広報課長（当時）からその回答で大丈夫であるのかとの問合せを受けたにもかかわらず、競技スポーツ部担当者は、上記懸念を否定し、広報部をして上記回答案に基づく回答を行わせたことは、第2章第3の10に認定したとおりである。

当時、A競技スポーツ部長は、C監督から、11・27c部員自己使用申告について報告を受けており、少なくとも1名のアメフト部員が自らの大麻使用を認めていることを知っていたにもかかわらず、立証されていない事実や立証される可能性が低いとみなした事実を矮小化し、時にはないものとするという、誤った判断基準に基づき、本法人の教職員としての義務に違反し、広報部に虚偽の報告をしたものと評価せざるを得ない（就業規則4条1項、53条1号、3号、5号）。

他方で、本部広報部は、正しい懸念を抱いても、十分な調査権限も調査のリソースも有しておらず、事実を確認した上で正しい広報を実施するという基本的な手順が踏めない状態であることが分かる。これは、本部広報部の責任ではなく、広報の重要性、特に危機管理における広報の重要性についての法人全体の認識が著しく低いことに起因するものといえよ

う。

(2) 2023年7月18日の読売新聞及び朝日新聞に対する回答（第1の4(1)）

7月18日、読売新聞及び朝日新聞から、アメフト部の部員の保護者を名乗る者から情報提供を受けたとして、部員の大麻使用に関する問合せのメールが届いた。読売新聞及び朝日新聞の問合せは、その文言からみて7・18保護者告発文と同内容の文書の送付を受けてされたものであることは明らかである。当時、澤田副学長は、f部員から本件缶を預かり、大学本部で保管中であつたところ、本件缶の内容物である植物片が大麻であり、違法なものである可能性が極めて高いことが容易に認識できたことは既に述べたとおりである。しかるに、A競技スポーツ部長は、澤田副学長の承認を得て、広報部をして、読売新聞に対しては、「調査をしている事実はありませんが、植物片が見つかった事実はありません。」との、朝日新聞に対しては、「調査をしている事実はありませんが、大麻が見つかった事実はありません。」との回答をさせた（第2章第3の25）。

本件缶の内容物である植物片が大麻であることは鑑定によって確定される以前であつたとはいえ、大麻である可能性が極めて高いことは容易に認識できたのである。そのような植物片が保管された本件缶を預かり保管しながら、「大麻が見つかった事実はない。」と回答することは、鑑定の結果が出ていない以上大麻である事実はないことにするという誤った判断基準に基づく回答であり、「植物片が見つかった事実はありません。」という回答に至っては、虚偽回答と評価するよりほかはない。広報部にこのような回答をさせた澤田副学長及びA競技スポーツ部長の行為は、本法人の理事であり、副学長である者の行為として、正確な広報を行うという職務上の義務に反し、又は本法人の教職員としての上記義務に違反するものと評価せざるを得ない。

ちなみに、澤田副学長自身は、当委員会のヒアリング調査において、読売新聞に対する上記回答について、8月7日に開催された臨時執行部会において、「植物細片であり、植物片ではないという趣旨で回答したと思う。」と説明したが、上記説明が詭弁であることを認める趣旨の供述をしている。

(3) 8月2日のプレスリリース（第1の4(2)）

8月1日にインターネット上でアメフト部の大麻使用疑惑について初めて報道されたのを受け、本法人は、同月2日、文科省記者クラブ宛てのプレスリリースを行った。そのリリース文は、「現時点では、一部マスコミで報道されたように、本学アメリカンフットボール部の寮内において、違法な薬物が発見されたとの事実は、確認できておりません。」というものであつたことは、第2章第3の32に認定したとおりである。

上記プレスリリースは、同日開催された第1回専門部会で議論の未確定されたものであるが、f部員の所持品から大麻である可能性が極めて高い植物片が保管されていた本件缶が発見され、それが警視庁に押収されているにもかかわらず、それが大麻であるという鑑定

結果を聞いていない中で、明白な虚偽にならない範囲で、事実をできる限り矮小化した回答を行ったものと評価せざるを得ない。そのような姿勢が、同日実施された林理事長の囲み取材における失言ともいえる発言の誘因になったものといえるし、後に鑑定結果が出て、それが公表された段階で、本法人が事実を隠蔽していたとの印象を与え、その対応が非難される要因の一つにもなったといえる。正確に、「大麻である可能性の高い植物片が入った缶を寮で発見し、大学が預かっていたが、まだそれが大麻であるとの鑑定結果は知らされていない。」ことをプレスリリースしていれば、更なる失敗や、社会的信頼の失墜を回避できた可能性が高い。

(4) 8月2日の林理事長の囲み取材（第1の4(3)）

8月2日、林理事長は、囲み取材に応じ、違法な薬物が見つかったとか、そういうことは一切ないと述べ、また、大学の寮から大麻を押収したということはあるかとの趣旨の質問に対し、それはないと重ねて断言したことは、第2章第3の33に認定したとおりである。これは事前に、本件缶は押収されたものの鑑定結果が出ていないから、「違法な薬物は確認できておりません。」というプレスリリースの案文が決定されていたため、林理事長は、それと同じ回答をしようとして、「違法な薬物が見つかったとか、そういうことは一切ございません。」という失言に近い発言をしてしまった。一種の失言とはいえ、理事長という立場にある者の発言としては、正確な広報を行うという職務上の義務に反する行為と評価せざるを得ない。

この発言の直後である8月3日、2回目の捜索差押えがあり、同月5日、大麻取締法違反等で逮捕者が出る結果となって、本法人が事実を隠蔽していたとの印象を与え、社会からの信用を大きく失った。囲み取材のときに、正確に、「大麻である可能性の高い植物片が入った缶を寮で発見し、大学が預かっていたが、まだそれが大麻であるとの鑑定結果は知らされていない。」と述べていけば、世の中を誤解させることもなかったし、本法人が問題を隠蔽しようとしているという印象を与えることもなかった。

4 8月8日記者会見（第1の5）

8月8日の記者会見も、基本的な広報の姿勢に問題がある。組織内で不祥事が発生した場合の広報は、危機管理広報と呼ばれ、最終的に当該組織の信頼が回復されることを目標にその行動を決めることが求められる。そのためには、事実関係を徹底的に究明すること、その情報を包み隠さず開示すること、責任の所在を明確にし、改善策を施すことが肝要である。事実関係を隠したり、小出しにしたりすれば、開示情報の信用性がなくなり、その組織が真に反省してはいないと評価されてしまう。また言い訳をしたり、正当化をしたりすれば、それは悪いことをしたという認識がないという印象を与えてしまう。問題があったことを認めていない以上、組織は改善されないであろうと評価されるのである。

不祥事を起こした組織は、関係者の心情として、批判やバッシングを受けたくないという

気持ちから、問題事実を矮小化したり、発覚していないものは隠したりしたくなるものであるが、それはかえって最終的に組織の信頼をより大きく低下させてしまう。近視眼的な責任回避は禁物なのである。

しかしながら、8月8日の記者会見は、正しい危機管理広報とはかけ離れたものとなってしまった。記者会見前の学内の会議における林理事長らの発言をみると、マスコミに対する不満や警察、その他の関係者に対する不満が集積し、対決姿勢で記者会見に臨んでおり、その結果、前日である8月7日に開催された臨時理事会における学外理事からの適切な助言も受け入れず、外部アドバイザーが作成したQ&Aからも外れて「悪いことは何一つしていない」と言い張る会見になってしまったといえよう。社会的に注目されている記者会見に臨むに当たっては、本法人の役職者として、危機管理広報のあり方について十分に理解し、その発言について慎重に検討すべきであるにもかかわらず、これを怠ったまま記者会見に臨んだ点で、登壇者は、その職務上の義務を十分に果たしたものとはいえないと考えられる。

記者会見に臨む姿勢の問題点と、特に本法人の社会的信用を棄損したと判断される主要な発言を以下に記載する。

(1) 記者会見に臨む姿勢

記者会見の前日である8月7日に開催された臨時理事会においては、学外理事から証拠物を約2週間にわたって保管していたことについては記者会見で問題視されるであろうこと、危機管理の要点は、情報の正確性、透明性、迅速性、簡潔な説明であり、責任転嫁をしないことが大切であるなどの適切な助言がされていた上、危機管理のために本法人から委任を受けた外部アドバイザーが作成したQ&Aには、強気一辺倒の姿勢ではなく、情報共有が遅れたことについて対応が不十分であったと認める、本件缶をすぐに警察に届けて鑑定すべきでなかったのかという想定質問に対しても、真摯に受け止めるなどの回答が用意されており、2022年11月の警察関係者への相談についても、部の関係者が経験豊富な警察官に個人的に相談したものだとして回答することとしていたことは、第2章第3の40、41に認定したとおりである。これは社会からの疑問や指摘を受け入れ、弁解したり自己を正当化したりするのではなく、反省すべき点は反省し、正確な事実を開示する姿勢で記者会見に臨むことを助言するものであったといえる。

しかるに、記者会見に臨む林理事長は、8月7日11時から開催された執行部会において、「悪いことは何もしていないし嘘もついていないから、堂々と臨もうと思う」と述べ、酒井学長も、「何一つ恥じることはないと思う」と述べており、その後に行われた上記助言等にもかかわらず、上記発言にみられる何ら反省することがない強気の姿勢を改めることなく記者会見に臨んだことは、第2章第3の39、42に認定したところから明らかである。このような姿勢は、上記の危機管理広報の本質を全く理解しないものであったというほかはない。

(2) 本件缶の預かり保管に関する発言

f 部員のベッドに備え付けられた鍵付き収納庫の中から、大麻である可能性が極めて高い植物片（後に鑑定により大麻であることが判明）が入った本件缶を発見しながら、大学本部において警察に報告するまで12日間も保管を続けてきたことの是非を問う質問に対し、澤田副学長は、その非を認めることなく、自分は、警察から、取り敢えず大学の調査に委ねたい、もし大麻所持等の犯罪事実が認められた場合には自首させてほしいと言われており、f 部員が大麻所持を認めて自首できる状態にない以上は、すぐに警察に届け出るべきではないと判断した旨、自らの行為を正当化する自説を述べ、判断は間違っていなかったと断言した。林理事長もこれを支持する発言を行った上、警察と協議していることである（林理事長）、7月6日から警察と副学長が連携を取りながら進めてきた（酒井学長）などと、あたかも本件缶の保管継続が警視庁との協議の上で行われたと受け取られかねない発言を続けたことは第2章第3の42(1)に認定したとおりである。

このような発言は、本件缶の預かり保管に関する自己の非を認めることなく、警視庁係官の個人的発言を歪曲し、到底社会の納得が得られない独自の見解に基づき、自らを正当化しようとしたものと評価せざるを得ない。

(3) 警察関係者に対する相談に関する発言

11・27c 部員自己使用申告があった際のD元監督の警察関係者への相談は、アメフト部OBで、自身と大学の同期であった警察庁所属の警視正に電話をかけ、11・27c 部員自己使用申告への対応について個人的に相談をしたにすぎず、その際、同警視正は、D元監督が説明した11・27c 部員自己使用申告の事実関係を聞き、この種の犯罪の捜査は難しいこと、心配なら所轄警察署に相談するようにとのアドバイスをしたにすぎないことは、第2章第3の6に認定したところに加え、当委員会におけるD元監督のヒアリング結果から明らかである。しかるに、酒井学長は、D元監督から相談の内容や相手の回答を確認することもなく、「この申告についてアメフト部としては警察関係者に相談いたしました、本人の申告のみで物的証拠がないことや、4か月という期間が経過しており、吸ったとされるものが大麻かどうか確認できないことなどから、事実の立証は困難であるとの回答がございました。」「自己申告した学生に関しては、十分指導するよう警察関係者よりご指導いただいたため、本人に対してはアメフト部の判断で部の指導者より厳重注意をいたしました」などと真実に反する発言をした（同42(2)ア）。また、澤田副学長も、11・27c 部員自己使用申告当時、所轄警察署に相談をしなかった理由を問われ、「関係者の方に確認をし、アドバイスをいただいて、それで納得したからだろうというふうに思います。」と答えた（同42(2)イ）。これらの発言は、真実を正しく把握することなく、警察関係者に責任を転嫁するものと評価されてもやむを得ないものであったということができ、後に、警察関係者からの激しい反論がされ、本法人が会見で虚偽を述べたかのような評価を受ける結果となった。

(4) 情報共有に関する発言

林理事長は、法人内の報告に問題がなかったかを問う質問に対し、適切な時期に適切な情報を上げてもらっていると強弁し続け、学長に上がった情報については、学長が精査して、よほど重要なことだけが理事長に上がってくる、11・27c部員自己使用申告などの大麻使用に関する情報は理事長に上がるべき情報ではないなどと回答したことは、第2章第342(3)アに認定したとおりである。この回答は、危機管理規程に抵触し、理事長の責任を自覚しない発言といわざるを得ない。

(5) 複数のアメフト部員による大麻使用の疑いに関する発言

記者会見の時点では、少なくとも、澤田副学長は、複数名の氏名を挙げて先輩部員と大麻を使用した旨をその内容とする11・27c部員自己使用申告を把握していたこと、7月6日から開始したヒアリングにより、複数のアメフト部員の大麻使用を疑わせる情報が収集されており、しかも、警視庁が寮生の半数以上又は半数近くが大麻使用に関与しているかf部員の大麻使用を知っていることを疑っているとの8・3係官情報までも得ていたにもかかわらず、ほかに薬物事案として把握しているものはないと断言し、林理事長は、十分な情報収集もしないまま一人の学生の不幸事であるかのような発言を行ったことは、第2章第3の42(4)に認定したとおりである。このような発言は、公になっていない事実や有罪の立証の可能性を低いとみなした事実を矮小化し、あるいはないものとし、事態の深刻さに目を背けるものである。このような発言が、後に、複数のアメフト部員が警察の事情聴取を受けたり、アメフト部の学生寮で2回目の搜索差押えがされたりしたことが報道され、これが公になった際に、本法人が、事実を隠蔽したものとして、社会的非難を受ける原因になったといえる。

5 アメフト部の活動停止処分の解除の判断（第1の8）

(1) 学生の不適切行為と部活動の停止等の処分の在り方

学校のスポーツ部で部員が不幸事を起こした場合に、当該部が活動を停止したり、対外試合を自粛したりすることの是非については、多様な意見がある。しかし、学校のスポーツ部の活動は、学校教育の一環として行われているのであって（競技部規程1条2項参照）、スポーツ部において広く犯罪行為等の不適切な行為が拡散していた場合には、それが、立件されたかどうか、有罪となったかどうかにかかわらず、教育機関としては、そのままその部の活動を容認することは到底できない。大学には、事実関係をきちんと調査し、不適切な行為が拡散しているかどうか等状況を明らかにし、それに応じて不適切な行為を排除し、かつ、再発防止策を適切に講じて、学生達が健全に部活動に注力できる環境を整える責務がある。

(2) 関東学生連盟に対する回答の状況

関東学生連盟は、8月10日にアメフト部に対して「当面の間の出場資格の停止」の処分

を行ったが、その理由として述べられているのも、①逮捕された部員以外の部関係者全員が違法薬物に潔白であると保証できない旨がアメフト部側から示されたこと、②逮捕された部員以外の部関係者が違法薬物を使用した者が存在している疑いが払拭できないこと、③再発防止策の提示並びにその実施がなされていないこと、④部関係者（指導者、学生を含む）の責任の所在が明らかでないこと、という4点であり（第2章第3の45）、これは上記(1)の考えと軌を一にするものである。

これに対し、アメフト部は、関東学生連盟からの3回にわたる質問に対し、4回回答をしているが、8月7日付けの再々回答で、氏名は伏せたものの、複数部員による大麻使用の事実を含む11・27c部員自己使用申告の内容をほぼ正確に報告していたところ、8月9日の非公式打合せにおいて、これまでc部員による自己使用申告はその者1名の自己使用の申告と聞いていたのに関東学生連盟に対する上記回答はそれと異なっていることなどが問題となった。しかし、澤田副学長から、調査の結果、複数名の使用は認められなかったのだから、関東学生連盟への報告と記者会見での回答とは矛盾しないなどの発言があり、この流れで話は関東学生連盟への回答を追加する方向に進み、「関係する学生全員から再聴取するなどの調査をした結果、自己申告した学生の申告どおりの事実関係は確認できなかった」と回答することが合意されたことは、第2章第3の43(2)に認定したとおりである。

以上のようなアメフト部の回答は、立証できない事実や立証の可能性が少ない事実は確認できないものとして矮小化するものであって、事実関係をきちんと調査し、不適切な行為が拡散しているかどうか等の状況を明らかにし、それに応じて不適切な行為を排除し、かつ、再発防止策を適切に策定して、学生達が健全に部活動に注力できる環境を整えるという大学本来の責務を忘れたものであったというほかはない。

(3) 活動停止処分解除の意思決定に至る議論の経緯

アメフト部の活動停止処分及びその解除の決裁権限は、学長にある。本部決裁要項及び「本部における決裁手続及び会議付議事項に関する申合せ」とその基準表によると、基準表8項競技スポーツ部として、大項目「競技部の運営に関する事項」の小項目として「競技部の新設又は廃部」が掲げられており、この項目の決裁権者は学長であると定められている。他に明確に活動停止処分について定めている項目がないので、「運営に関する事項」として本項目によることとなる。諸会議については常務理事会、学部長会議、理事会に、必要に応じて付議することとされている。

アメフト部の活動停止処分の解除の意思決定に至る経緯については、第2章第2の43(3)、44に認定したとおりであるが、8月9日の非公式打合せを経て、8月10日の臨時執行部会において実質的にその決定がされ、酒井学長がこれを決裁したものとして（決裁文書は作成されていない）、アメフト部の無期限活動停止処分が解除された。

(4) 活動停止処分解除の意思決定の問題点

まず、8月9日の非公式打合せにおける澤田副学長、林理事長、酒井学長らの説明や発言をみると、いかなる場合に競技部の活動を停止し、または活動停止を解除するのかという基本的な考え方や方針などは決められていないし、審議の中で整理もされていない。前述のとおり、部員の不適切行為により部活動の停止等をすべきか否かという議論はあるが、ここで大切なのは(1)で述べた視点である。教育機関としては、部員による不適切行為が発覚したとき、その広がり等の状況をしっかり調査し、不適切行為の排除、再発防止策をしっかりとって、教育の一環としてのスポーツ部活動が健全に行える環境が整ったかどうかを見定めて、活動再開の意思決定をすべきであった。

この点、上記、執行部会議資料のプレスリリース案文においても、「今回の問題は部員1名による薬物単所持という個人犯罪であり、現時点では、その他の部員等に及ぶ問題ではないと考えられること」とあり、解除理由の第1として、大麻の広がりが無いことを確認した旨の記述があるから、同様の考慮があったことは窺われる。

しかし、ここで問題となるのは、必要な情報が適切に提供され、その情報に基づき、適切な判断がなされたかどうかという点である。

執行部会の議論では、現時点で自己使用の申告が確認できているのは2名だけであり、f部員の逮捕は、単独犯であることが強調されている。しかし、この時点で、澤田副学長やA競技スポーツ部長は、①11・27c部員自己使用申告からは、d元部員ら他に7名の者が大麻を使用していたとの情報を、②7・7f部員ヒアリング結果からは、d元部員ら複数名が大麻を吸っていたとの情報を、③7・14c部員ヒアリング結果からは、d元部員ら複数名とともに大麻を吸ったとの情報を、④寮生の半数以上又は半数近くが大麻を使用しているかf部員の大麻使用を知っているのではないかと8・3係官情報からは、警察が相当多数の学生の関与を疑っているとの情報を把握していた。11・27c部員自己使用申告、7・14c部員ヒアリング結果及び7・7f部員ヒアリング結果は、大麻を使用していたとする者の氏名が特定されているなど具体性もあり、両名の供述内容が合致している点でその信ぴょう性はかなり高い。氏名が挙げられた者の多くが、2023年4月に卒業した者であったとしても、アメフト部内における大麻使用の広がりが否定されるものではなく、もとより、アメフト部内における大麻使用が根絶されたことにはならないことは明らかである。加えて、8・3係官情報に至っては、f部員のスマホの解析をした結果の判断と推認され、非常に信ぴょう性が高い。それなのに、澤田副学長は、8月9日の非公式打合せにおいても、同月10日の執行部会においても、これらの情報について全く説明をしていない。f部員とは別に自己使用を申告していたc部員の使用については、使用したとは認定していないと説明し、7・18保護者告発文に記載されていた複数名使用の情報についても、確認できていないという説明をした。

澤田副学長の説明の基準は、立証されたかどうか、立証の可能性はあるか、あるいは逮捕者が出るかどうかというものであり、立証されていない疑惑は、「立証されていないから事

実としては存在しない」ということになるというものであったとみるほかはない。そのような基本姿勢を持つ澤田副学長によって議論がリードされ、それが、本法人の意思決定の基準となってしまうものといわざるを得ない。上記の情報が提供されていれば、執行部会の判断は変わっていたのではないかと強く推測される。澤田副学長が、これらの情報があるにもかかわらず、それらの情報を会議の参加者に提供せず、結果的に出席者の判断を誤らせたことは極めて重大といわざるを得ない。8・3係官情報を知っていたA競技スポーツ部長は、解除は適切でない判断して、この議案に反対していることからしても、これらの情報が提供されていれば、出席者の判断は異なっていた可能性が高いことが分かる。

繰り返すが、執行部会のメンバーに必要なのは、活動停止解除に当たって、大学として、問題の広がりやどの程度あるのか、それが根絶されているのかを徹底的に調査し、再発防止策が適切に実施されているか、ということをしつかり検証することであったはずである。疑いがあるけれど、本人が否定したというだけで不適切な事実はないと結論付けるのであれば、全く意味はないし、誠実な職務執行とはいえない。特に、必要な情報を提供せずに、上記の議論を主導した澤田副学長と活動停止処分の解除の決裁権限を有する酒井学長については、その責任は大きい。

なお、澤田副学長は、当委員会のヒアリングにおいて、8・3係官情報については、8月3日午後4時30分から行われた第2回専門部会において説明したと述べているが、立証されていない疑惑は、「立証されていないから事実としては存在しない」という姿勢の下に、その深刻さや重大性が十分に伝わるような説明ではなかったものというべきことは、第2章第3の36に認定したとおりである。

以上によれば、8月10日の執行部会でのアメフト部の活動停止処分の解除の判断は、適切な情報が提供されず、単に今後さらなる逮捕者が出るかどうかという点だけを判断基準としてしまった不適切な判断であったというほかはない。

第3 学生・部員への教育的配慮に欠けた対応姿勢

学校教育法では、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とするとされている（83条）。本法人の寄附行為においても、本法人の目的は、学校・研究所を設置して教育、研究及び保育を行うこととされ（4条）、日本大学教育憲章では、教育理念として、「自主創造」の三つの構成要素及びその能力を掲げ、その一つに「自ら学ぶ 豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる」能力を身につけることを目標としている。アメフト部などの競技部は、日大が設置するものであり、学生の教育活動の一環として管理されている（競技部規程1条2項）。競技部規程によれば、競技部は、日本大学教育憲章及び日本大学競技スポーツ宣言に基づき、競技スポーツ活動を通じ、心身ともに健全な学生を育成することを目的としている（2条）。

また、学校保健安全法によれば、「学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び

職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされ（４条）、学校安全に関する学校の設置者の責務（２６条）及び学校環境の安全の確保（２８条）も定められている。

本法人において、本事案が発生したアメフト部の学生寮は、アメフト部の専用の寮として位置付けられ、その管理運営は、アメフト部に一任され、本法人が直接管理運営するものではない。そのため本法人として、当該寮の運営管理に関する規則を制定することはなかった。しかし、本部事務分掌規程によれば、競技スポーツ部には、スポーツプロモーション課が設置され、その分掌業務として、競技部学生の生活指導に関する事項と競技部学生寮に関する事項が挙げられている（９条）。そして競技部規程１６条によれば、競技部に関する事務は競技スポーツ部が行うこととされているので、アメフト部の運営に関しても、寮の管理を含めて、競技スポーツ部が指導や支援を行う立場にあったと解される。

他方、競技部には部長が置かれて、部長が競技部を統括するとともに、担当の副学長が学長の命によりこれを管理する責任を負う。すなわち、競技部には、心身ともに健全な学生を育成し、倫理観を高める能力を育むために、競技部の管理運営及び学生への指導監督を行うべき職責がある。アメフト部は、学生寮の管理に関しては、条項の形で明確化された寮規則は設けていなかったが、PHOENIX Rule Book Ver. 2.0 を作成し、その中で、寮に関するルールも定めている。同ルールブックでは、薬物に対する意識の徹底として、大麻を含めて薬物は本人だけでなく関係する人、組織のすべてを崩壊させることを強調している。社会的にも、大学生の関与した大麻事件は増加しており、大学構内や学生寮がその現場となる事例も報告されており、大学による情報収集の困難さとともに、さらなる対策が求められる状況である。

以上によると、アメフト部の指導陣や部長、競技スポーツ部、担当副学長らは、アメフト部の運営管理において、適切な薬物（大麻含む）防止策を採ることや、学生寮の適切な管理を求められていたというべきであり、日大の学生に対する保護ないし安全配慮義務は、一定の範囲で在学契約に伴う付随的義務になることもあると考えられる。

しかし、本事案への対応の経緯を検証すると、特に、以下の各対応において、学生・部員の心身の健康という視点や倫理観の向上という視点で対応に当たってこなかったことが際立つものといえる。このことは、第２において述べた基本姿勢の不適切さと表裏の関係にあるともいえる。立証されなければ大麻使用の事実はないと判断するという不適切な基本姿勢、判断基準が、寮内の規律の乱れから学生が犯罪行為等不適切な行為に巻き込まれ、心身の健康が害されるおそれがあっても十分な対応をしないという教育的配慮に欠けた姿勢につながったものともいえよう。

１ ２０２２年１１月から１２月までの対応（第１の１(１)～(３)）

１１月から１２月の本事案への一連の対応が、大麻使用が疑われている者がそれを認め

なければ、また、立証が困難であれば、大麻使用の事実はないものとして事態を収束させようとするものであって、大麻使用が寮内で一定の広がりを持っている可能性があるならば、これに対して採るべき組織的な対応や措置について何ら考慮されていないものであったことは既に第2の1において指摘したとおりである。

10・29保護者情報、a部員情報、b部員情報、11・27c部員自己使用申告、更には12・1警視庁情報など寮内における大麻使用の広がりを疑わせる複数の情報があったのであるから、簡単なヒアリングによって疑わしい者が否定したというだけで大麻使用の事実はないと結論付けたり、立証が困難であれば嚴重注意をするにとどめたりするのではなく、寮内における大麻使用の広がりの有無を徹底的に調査し、その広がりを疑わせる事実が発見されたならば、学生が犯罪行為に巻き込まれ、その健康を害することがないようにするという観点から適切な対策を採ることが、教育的配慮に基づく措置であるといえる。どんなに遅くとも、A競技スポーツ部長が11・27c部員自己使用申告及び12・1警視庁情報を把握した12月1日の時点では、上記のような教育的配慮に基づく措置が必要不可欠であったと思われ、例えば、この時点で、警察に相談をして、大麻使用の広がりを阻止するための組織的な措置を執る、優れた指導者を寮に居住させて教育的配慮に基づく指導に当たらせるなどして寮の管理を徹底していれば、大麻使用の広がりを防止することができた可能性は高いものといえる²⁴。

2 アメフト部の活動停止処分の解除の判断（第1の8）

学校のスポーツ部の活動は、学校教育の一環として行われているのであって、スポーツ部において広く不適切な行為が拡散していた場合には、教育機関としては、そのままその部の活動を容認することは到底できないこと、大学には、事実関係をきちんと調査し、不適切な行為が拡散しているかどうか等状況を明らかにし、それに応じて不適切な行為を排除し、かつ再発防止策を適切に講じて、学生達が健全に部活動に注力できる環境を整える責務があること、このような責務を果たすことが教育的配慮に基づくものといえるが、8月10日の執行部会でのアメフト部の活動停止処分の解除の判断は、このような教育的配慮に欠けるものであったことは、前記第2の5に述べたとおりである。

第4 ガバナンスの機能不全

立証されていない事実や立証される可能性が低いとみなした事実を矮小化し、時にはないものとする、不都合な情報には目をつぶり、得られた情報を自分に都合よく解釈し、自己を正当化するという不適切な基本姿勢により、本事案への対応が行われた結果、本法人にお

²⁴ 8月31日付けで、アメフト部の学生寮が閉鎖された。その際行われた清掃で、屋根裏部屋から大量の酒瓶が発見されたとのことである。いかに寮の管理が不徹底であったのかを明らかにするものであり、このような寮の管理態勢が、複数部員による大麻使用の温床となったことは否定できない。

いては、第2に記載したような不適切な行為が重ねられてきたものといえるが、それを制御し、牽制すべき、学長及び理事長によるガバナンスが全く機能しなかったことも、本法人において不適切な行為が重ねられた原因であったというべきである。

更に、林理事長や酒井学長の役員規程に基づく報告義務（13条）が果たされなかった結果、理事会や監事によるガバナンスが機能しなかったことも、本法人において不適切な行為が重ねられることを制御できなかった原因になったといえる。

仮に、教職員や役員が誤った職務執行を行ったとしても、上位者、最終的には学長や理事長によってそれが制御、牽制されてこそ、適正なガバナンスが実現できることはいうまでもないが、上記対応においては、そのようなガバナンスが機能不全に陥っていたものと評価せざるを得ない。

1 学長によるガバナンス

第2章第3に認定した事実関係によれば、本事案への対応を主導したのは澤田副学長であるが、その直属の上司は酒井学長である。教学に関しては学長が権限と責任を負う立場にあり（教育職組織規程2条2項）、副学長を監督する立場でもある（同規程3条2項）。

また、本法人との関係では、学長は、危機管理規程に基づく報告義務のほか、役員及び教職員における不正、違法、著しい不当事実が生じたとき、又はこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を理事会及び監事に報告しなければならないものとされ（役員規程13条）、特段の規定はないものの、委任契約に従い、重要な事項について法人組織上の上席者である理事長に速やかに報告すべき注意義務があるものと考えられる。

しかるに、酒井学長は、以下のとおり、澤田副学長に対する監督責任を果たすことなく、また理事長並びに理事会及び監事に対する報告義務を怠ったものといわざるを得ない。特に6月30日以降の対応について、そのことは顕著である²⁵。

(1) 6・30警視庁情報への対応（第1の2(1)）

2023年6月30日、来校した警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官から、対応に当たった澤田副学長らに対し、6・30警視庁情報が伝えられた。6・30警視庁情報は、アメフト部に大麻部屋があり、指導者も知っていると言及されるなど、アメフト部員による

²⁵ 12月1日、来校した警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官から、対応に当たった澤田副学長らに対し、12・1警視庁情報が伝えられ、澤田副学長からその報告を受けた時点においても、酒井学長は、警察にまでアメフト部員による大麻使用に関する通報があったという事態を受けて、澤田副学長に対し、通報の内容が事実であるかどうか、又は調査をしたのか若しくはするののかということについては、確認すべきであったし、調査をするよう指示をすべきであったともいえる。しかし、上記時点における澤田副学長の報告が、警視庁による講習会開催に重点を置いたものであったことが窺われるので、敢えて、この点についての酒井学長のガバナンス不全を指摘することはしない。

大麻使用に関する深刻な情報であり、同係官からはこれに適切に対処するよう求められた。澤田副学長は、同日、酒井学長に対して、その内容を口頭で報告したが、その際、澤田副学長は、酒井学長に対し、調査をする考えであること、警視庁から秘密保持を徹底するよう指示を受けたので、アメフト部員による大麻使用の疑いについては、酒井学長と澤田副学長及び競技スポーツ部で対応したいとの方針を報告した（第2章第3の11、12）。

澤田副学長の上記報告は、危機管理規程に従って、危機管理総括責任者である村井常務理事に報告することはしないことを含意しており、ひいては危機管理規程に違反することであった。また、問題を指摘されたアメフト部を所管する競技スポーツ部で対応を独占すれば、調査方法や情報の伝達、処分等に利害関係を生じるなど、牽制が有効に効かないおそれがある上、本法人の社会的信頼の保持、レピュテーションリスクへの法人としての危機管理の観点からの対応が十分になされないことになるおそれがあるから、妥当性の問題としても、適切ではないと考えられる。しかし、酒井学長は、この方針を了承して澤田副学長に本事案への対応を委ねてしまった。明らかな監督義務の懈怠であり、自らも危機管理規程に違反する行為に加担したものと評価せざるを得ない。

(2) 7・6警視庁情報及び本件缶の預かり保管への対応（第1の2(2)ウ）

7月6日には、澤田副学長らが警視庁を訪問して、7・6警視庁情報を知るとともに、警視庁への通報は信ぴょう性が高く、警視庁において強制捜査をする可能性にも言及された。そこで、澤田副学長は、アメフト部の学生寮において持ち物検査を開始し、f部員から大麻である可能性が極めて高い植物片が保管されていた本件缶を預かり、本部における保管を開始した。翌7日、澤田副学長は、A競技スポーツ部長と共に、酒井学長に対し、前日の検査の状況や本件缶を預かったこと等を報告した（第2章第3の17、18(1)）。

本件缶を大学で預かることは、証拠の隠蔽の疑いや大麻所持の嫌疑を受ける可能性があり、またその紛失等のリスクがあることであり、そのことには容易に気付き得るし、ましてや警察にそのことを報告しないことは大きな問題であることは、第2の2に述べたとおりである。しかし、酒井学長は、澤田副学長に対し、本件缶を警察に提出し、又は警察に保管の事実を報告するよう指示をしなかった。また、本件缶の預かり保管のような本法人が大きなリスクを伴う事態となったにもかかわらず、危機管理総括責任者である村井常務理事に報告するよう指示することなく、自らも報告をしなかったし、役員規程に基づく理事会及び監事に対する報告もしなかった。このような対応は、本法人が社会的信用を大きく棄損する可能性のある事態への対応としては、著しく不適切であり、澤田副学長に対する監督義務を懈怠するものであるだけでなく、理事長並びに理事会及び監事に対する報告義務を怠ったものといわざるを得ない。

(3) 7・19 f部員自己使用申告後の対応（第1の2(3)）

7月18日深夜、f部員が大麻の所持などを認める供述をしたので、澤田副学長は、同月

19日、林理事長と酒井学長にf部員を自首させる旨具申するとともに、大麻だけでなく、違法性が疑われる錠剤も本件缶に保管されていた事実も伝えた。それでも、林理事長及び酒井学長は、危機管理規程に基づく村井常務理事への報告を指示せず、役員規程に基づく理事会への報告もしなかった。酒井学長は、7月20日、A競技スポーツ部長から、f部員の取調べの状況や本件缶について警視庁が差押えを行う可能性などについて書面で報告を受けたにもかかわらず、その対応に変化はなかった（第2章第2の26、30）。

f部員が大麻や違法性が疑われる錠剤を所持していた事実を認める供述をした以上、そのような違法薬物が保管された本件缶をいずれ警視庁に引き渡すことが不可避なことは明白であり、そうなれば、学生の犯罪行為が明らかになる可能性が高いばかりか、違法薬物が保管された本件缶を長く本部において預かり保管していたことについても、証拠の隠蔽の疑いや大麻所持の嫌疑を受ける可能性があるなど、本法人の重大なレピュテーションリスクが現実化した状況であったといえる。それにもかかわらず、酒井学長が、危機管理の観点からの調査や準備の指示を出すように林理事長に進言することもなく、役員規程に基づく理事会及び監事への報告もしなかったことは、著しく不適切であったし、役員規程に反するものであったといえる。

(4) 8・8記者会見（第1の5）

8月8日の記者会見は、その基本的な方針が危機管理広報の在り方として不適切であった上、個別の回答内容にも不適切なものが多々あったことは第2の4において述べたとおりである。酒井学長は、自らも記者会見に出席し、かかる不適切な記者会見を行った結果、本法人は著しく社会的信用を低下させる結果となった。前日である8月7日に開催された臨時理事会における学外理事の助言、広報スタッフや専門アドバイザーの助言などを得て、正しく危機管理広報が行えるように主導するのが学長の責務であったというべきである。

(5) アメフト部の活動停止処分の解除（第1の8）

8月9日及び8月10日のアメフト部の活動停止処分の解除の決定に当たっては、いかなる場合に競技部の活動を停止し、又は活動停止を解除するのかという基本的な考え方や方針などを決めることなく、十分な情報が提供されていないにもかかわらず、その点を問い質すこともなく、むしろ酒井学長自らが、連帯責任否定論を述べ、逮捕者が出ない限り活動を再開させるべきだとして、この判断を推進したことは、第2の5に述べたとおりである。このときには、アメフト部内における大麻使用の広がりをも十分調査させ、その改善策等の対処が十分整ったかどうかを勘案すべきであったのに、そうはしなかった。活動停止処分の解除の決裁権者は酒井学長であり、その責任は最も重い。言い換えれば、澤田副学長が説明していた「立証されていないから事実としては存在しない」という特異な判断基準について、まったく異を唱えず、それを是正せず、活動停止処分の解除を決定したことは、その決裁権者としての責務を果たしたものとはいえず、善管注意義務に違反したとの誹りを免れない。

(6) ガバナンス不全を生む報告態勢の不備

学長によるガバナンスが機能しなかった場面は以上のとおりであるが、澤田副学長らから酒井学長に対する報告は、ほとんどが口頭で行われており、その報告の有無や内容が証跡化されていない。内部統制の観点からは、報告は報告者の義務の履行であり、また、報告を受けた者のその後の義務を裏付けるものであって、それが適切になされたかどうかは後日検証できる体制でないと、内部統制は機能しない。したがって、そのような証跡が残らない業務運営の方法を採っていること自体が内部統制上問題であり、ガバナンス不全を生む背景となったものといえる。

2 理事長によるガバナンス

理事長は、本法人を代表し本法人の業務を総理する最高位の業務執行者である（寄附行為7条4項）。そのような重責を負っているため、理事長は、学校法人の管理運営に必要なして十分な知識と経験を有し、かつ、この法人の目的及び使命を深く理解し、社会的信望をもって健全な運営のために職責を果たしうる者でなければならない（寄附行為7条1項）。理事長は、諸規程に定めるもののほか、特に重要な法人の業務等管理運営に関する事項の最終決裁権者である（本部決裁要項1項1号）。

理事長が、役員規程13条に基づき、理事会及び監事に対する報告義務を負うことは、学長と同様である。

また、危機管理に関しては、危機管理規程15条に基づき、危機事象が発生した場合又は発生するおそれが高い場合において、本法人として危機対策を講ずる必要があると判断した場合には、危機対策本部を設置しなければならない。危機対策本部の本部長は、理事長である（同規程16条2項）。

(1) 林理事長に対する報告がされなかったこと

林理事長が、初めてアメフト部員による大麻使用に関する情報の報告を受けたのは、7月13日である。しかも同日の澤田副学長による報告は、別件の報告のついでに、預かり保管中の本件缶の中身を確認できる写真を見せて、その内容物について簡単な説明をしたにとどまる（第2章第3の21）。6・30警視庁情報や7・6警視庁情報が極めて深刻なものであるだけでなく、大麻である可能性が極めて高い植物片が保管された本件缶を本部において預かり保管した行為は、本法人の管理運営上著しく不適切な行為であり、その社会的信用、レピュテーションを低下させるおそれがあることは既に述べたとおりである。このような事態が発生していたにもかかわらず、7月13日まで林理事長に報告が上がっていなかったこと、しかも林理事長に対する報告が上記のような不完全なものであったこと、それ自体がまず問題である。一義的には、酒井学長及び澤田副学長らが危機管理規程にある報告義務を履行せず、村井常務理事から報告が上がって来なかったという点が問題であるが、より一

般的な業務執行状況に関する報告という観点からみても、酒井学長や澤田副学長から林理事長に対する報告がされなかったことは、極めて大きな問題である。これは、林理事長によるガバナンスの前提となる情報収集態勢、報告ルールの不備というほかない。

また林理事長に対する報告もほとんど口頭報告で、書面報告がなされていないことの問題は、上述した酒井学長に関する問題と同様である。

(2) 7・18保護者告発文受領後の対応（第1の3）

7・18保護者告発文には、アメフト部の学生寮で持ち物検査が実施され、植物片が入ったパケが発見されたが、それを職員が本部に持ち帰った、そのことを警察にも通報していないなど、詳細で重要な事実関係が記載されており、しかも末尾に報道機関を含む関係先にも同文書を送っているとの記載があったのであるから（第2章第3の23）、同文書の内容を報道機関や警察が知るところになり、本法人にとって極めて大きなレピュテーションリスクとなることは明白であった。林理事長は、7・18保護者告発文を受領した時点で、直ちに事実関係の把握を指示するとともに、危機管理総括責任者である村井常務理事に連絡し、総務部や広報部に対して、法人としての危機管理の観点からの調査や準備に当たらせるべきであったし、役員規程に基づき、直ちに理事会と監事に報告すべきであった。しかし、林理事長は、7・18保護者告発文をA競技スポーツ部長に渡して7月13日に見せられた本件缶の写真との関連について調査を依頼しただけで、村井常務理事との情報共有を図ることも、それにより危機管理態勢を整えることもなかったし、役員規程に基づく理事会及び監事に対する報告もしなかった。このことは、著しく不適切な対応であり、危機管理規程及び役員規程に違反するものであったといわざるを得ない。

(3) 7・19 f部員自己使用申告への対応（第1の2(3)）

林理事長は、7月19日、酒井学長と共に、澤田副学長から、f部員が大麻の使用を認めたのでf部員を自首させる旨の具申を受け、大麻だけでなく、違法性が疑われる錠剤も本件缶に保管されていた事実も伝えられた。

それにもかかわらず、林理事長が、村井常務理事や総務部、広報部に対して、法人としての危機管理の観点からの調査や準備の指示を出さず、役員規程に基づく理事会及び監事への報告もしなかったことは、著しく不適切な対応であり、危機管理規程及び役員規程に違反するものであったといわざるを得ない。

(4) 8・3理事会報告（第1の7）

8月3日に開催された理事会における本事案に関する林理事長の説明は、澤田副学長が調査をしていることや持ち物検査をしたが違法な薬物は見つからないことばかりを強調するもので、f部員の持ち物から本件缶が発見され本部で預かり保管していたが、これが警視庁によって押収されたこと、f部員が大麻の所持、使用を認めたことなど、その時点で

理事長が把握していたことが明らかな事実さえ、理事会において報告をしなかった。上記の説明は、本件缶の内容物である植物片は、カスのようなもので、大麻であることの鑑定結果が出ていない以上違法な薬物は見つかっていないといえるとの澤田副学長の考えに依拠したものであることが窺われるが、f 部員が大麻の所持、使用を認めたことすら報告しなかったことを正当化する余地はない。

上記のような報告は、役員規程が理事に対して理事会に対する報告義務を定めた趣旨に抵触するものというほかはない。

(5) 8・8記者会見（第1の5）

この点については、酒井学長について述べたところと同様であり、林理事長は、不適切な方針の下で、多々不適切な発言が続いた記者会見に、自らも出席し、かかる不適切な記者会見を行った結果、本法人は著しく信用を低下させる結果となった。前日である8月7日に開催された臨時理事会における学外理事の助言、広報スタッフや専門アドバイザーの助言などを得て、正しく危機管理広報が行えるように主導するのが理事長の責務であったというべきであるのに、「悪いことは何一つしていないし嘘もついていないから、堂々と臨もうと思う。」と宣言するなど、何ら反省することがない強気の姿勢による記者会見を主導したものとすらいえる。

(6) アメフト部の活動停止処分の解除（第1の8）

この点についても酒井学長について述べたところと同様であり、いかなる場合に競技部の活動を停止し、又は活動停止を解除するのかという基本的な考え方や方針などを決めることなく、十分な情報が提供されていないにもかかわらず、澤田副学長が説明していた「立証されていないから事実としては存在しない」という特異な判断基準について、まったく異を唱えず、それを是正しなかったものといえる。アメフト部の活動停止処分の解除の決裁権者が学長であることを考慮しても、その上位者である理事長としての責務を十分に果たしたものとはいえない。

(7) 林理事長の理事長としての責務に対する理解不足

まず、林理事長に対して、誰がどのような情報を報告すべきなのか、特に教学側からはどうすべきなのか、規定上、明確でない。

また、8・8記者会見で、法人内の報告に問題がなかったかを問う質問に対し、適切な時期に適切な情報を上げてもらっていると強弁し続け、学長に上がった情報については、学長が精査して、よほど重要なことだけが理事長に上がってくる、11・27c部員自己使用申告などの大麻使用に関する情報は理事長に上がるべき情報ではないなどと回答したことは（第2章第3の42）、危機管理規程を理解せず、これに反するのみならず、理事長の責務に対する理解が不足していたことを表すものというほかはない。

林理事長が、理事長の責務を正しく認識し、それを果たすことができる態勢を整えることは、本法人のガバナンスを機能させる上で不可欠であるといえよう。本法人が巨大な組織であることに鑑みれば、これは理事長個人の責任というよりは、理事長が正しく判断をすることができるよう体制を整備するという組織的対応の問題であるともいえる。

3 理事会及び監事によるガバナンス

役員規程13条は、理事の報告義務として、「理事は、役員及び教職員における不正、違法、著しい不当事実が生じたとき、又はこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見したときは、直ちに、当該事実を理事会及び監事に報告しなければならない。」と定める。この報告義務は、違法行為や著しい損害のおそれという事態に対し、理事会という会議体が迅速に対処できるように、また、監事が適切にその権限を行使するためには情報の入手が極めて重要であることから定められたものである。この報告義務は、違法行為や著しい損害のおそれという事態に対して、理事会や監事によるガバナンスを機能させる前提となるものといえる。

既にみてきたように、本事案については、6・30警視庁情報、7・6警視庁情報、7月6日の本件缶の発見、7・18保護者告発文の受領、7・19f部員自己使用申告等、本法人に著しい損害を及ぼすおそれがあることを認識すべき事象は何度も生じている。

それなのに、6月30日に酒井学長と澤田副学長が、秘密保持の名の下に、本事案に係る情報を彼らだけで独占し、他に漏らさないことを申し合わせたことは、危機管理規程や役員規程に基づき法人としてのガバナンスを機能させることを阻害するものであって、明らかに危機管理規程や役員規程に違反するものといえる。

7月20日に、危機管理総括責任者である村井常務理事に報告がされた後になっても酒井学長が、執行部会や常任理事会との情報共有をすべきではないとの澤田副学長の意見を支持した結果、およそ組織的な情報共有が図られず、理事会や監事によるガバナンスが機能することはなかった。

林理事長及び酒井学長は、本法人の理事でもあるので、それぞれ上記の事象を認識した時点で、直ちに、理事会の招集をして報告したり、監事に報告したりすべきであったところ、それをしなかったことが、田中前理事長の専制体制の破棄を主眼として、学外理事を選任するなど理事会や監事の体制を刷新したにもかかわらず、これらが十分機能しなかった原因となったものといえるべきである。

第5 情報が独占され、又は報告が適切になされなかったこと

本事案への対応においては、危機管理規程に基づき義務付けられた報告や業務管理上必要な報告がされず、必要な情報が澤田副学長及び競技スポーツ部において独占されたことが、早期の危機管理態勢の構築を妨げ、意思決定の誤りにつながったものといえる。その主要なものは以下のとおりである。これらの行為の多くは、危機管理規程に違反するだけでな

く、その結果、法人としての組織的な危機管理が阻害された点で、法人のガバナンス上看過し難いものというほかはない。

1 11・27c 部員自己使用申告の報告懈怠（第1の1(2)）

11・27c 部員自己使用申告は、信ぴょう性が高く、具体性を持つものであったことは既に述べたとおりである。C監督は、11月28日アメフト部の上長であるBアメフト部長に、12月1日危機管理規程に基づく所管部長であるA競技スポーツ部長に、それぞれ、11・27c 部員自己使用申告があったことを報告している。しかるに、Bアメフト部長も、A競技スポーツ部長も、危機管理総括責任者である村井常務理事に報告をしなかった。

また、事務職組織規程57条によれば、A競技スポーツ部長は、競技スポーツ部を所管する副学長である澤田副学長に対し、この重要な情報を報告すべき義務があると考えられるが、その報告も怠った。A競技スポーツ部長によれば、澤田副学長への報告を失念したなどというが、にわかに信じ難く、12月1日当時、警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課の係官から、アメフト部内で大麻の使用者がいるとの情報があったことへの対応として、講習会の実施を提案されていることを奇貨として、講習会の実施により、アメフト部員による大麻使用の疑いについて幕引きを図り、競技スポーツ部内で事態の收拾を図ろうとしたものとみるのが相当である。

この時点で、A競技スポーツ部長が、村井常務理事に報告をし、危機管理所管部署と連携をしていれば、所轄警察署又は警視庁該当窓口への相談の是非を検討するなど、事態が拡大することを防止できた可能性がなかったとはいえない。

2 広報課への虚偽報告等（第1の1(5)、4(1)）

2022年12月21日の毎日新聞からの問合せ並びに2023年7月18日の読売新聞及び朝日新聞からの問合せがあった際に、A競技スポーツ部長が澤田副学長の承認を得て広報部に対して送付した回答案は、虚偽報告であるか、又は大学本部で保管中である本件缶の内容物である植物片について、鑑定結果が出ていない以上大麻である事実はないことにするという誤った判断基準に基づくものであったことは前述したとおりである。このような回答がまかり通ったのは、澤田副学長及び競技スポーツ部が報道機関からの問合せに係る情報を独占していたからである。広報課では、回答案に疑問を抱いても、事実確認の手段がなかったものということができ、このことが、適切な広報活動を阻害したことは明らかである。

3 6・30警視庁情報、7・6警視庁情報の伝達禁止（第1の2(1)、(2)ア）

6・30警視庁情報、7・6警視庁情報について、澤田副学長は、A競技スポーツ部長以下の同部の職員に対し、秘密保持の名の下に他者への伝達を禁止するとともに、本事案については、酒井学長、澤田副学長及び競技スポーツ部で対応に当たる方針について酒井学長の

了解を得て、自らも村井常務理事に報告をしなかったのはもちろん、A競技スポーツ部長も同常務理事への危機管理規程に基づく報告を怠った。その結果、危機管理所管部署である本部総務部が本事案に係る情報の一端を事実上知ったのが7月18日、村井常務理事に対する危機管理規程に基づく報告がされたのは同月20日となってしまう、適切な危機管理対応を行うことに支障が生じたものといえる。

4 重要な面談結果等の囲い込み（第1の6）

澤田副学長は、7・7 f 部員ヒアリング結果、7・14 c 部員ヒアリング結果、7・19 f 部員自己使用申告（C監督から提供された情報を含む。）について、各会議資料として提出せず、文科省に提出した時系列表にも記載しなかった。11・27 c 部員自己使用申告を中心とする2022年におけるアメフト部員の大麻使用に係る情報を時系列でまとめた7・19 C監督経緯書でさえ、これが会議資料として多数が共有できたのは、2023年8月23日になってからであった。8・3係官情報に至っては、その重要性が認識され、共有されることもない間に、複数のアメフト部員の事情聴取、2回目の捜索差押えの実施と事態が拡大していったものといえる。

上記のように重要な情報が共有されなかった原因は、情報が澤田副学長に掌握されていたことにある。学生へのヒアリングの情報、警察とのやり取りに関する情報等、現場の一次情報はすべて澤田副学長が掌握していた。仮に、アメフト部員に対するヒアリングにしても、競技スポーツ部の職員がこれを行い、その課長、部長らが内容をチェックする体制にしていれば、階層的な牽制が可能であるが、当該部の事務を所管する最高位の副学長が自らヒアリングも担当した結果、そのような牽制が働かない事態となった。

また、澤田副学長が報告しなければ、他に報告する者がいない状況である。8月9日の非公式打合せや8月10日の臨時執行部会での意思決定が適切ではなかったことについては、既に述べたとおりであるが（第2の5(4)）、その原因は、上記のような情報の囲い込みにもあったともいえる。特に競技スポーツ部は、問題を起こした原局であり、利益が相反する立場でもあるので、その点の配慮に欠けていたものといえよう。

以上のような情報の囲い込みを隠蔽と評価する余地もないわけではない。しかし、第2章第3において認定した事実関係及び当委員会によるヒアリングにおける澤田副学長の供述を総合すると、澤田副学長が、故意に情報を隠蔽したというよりは、立証されていない事実や立証される可能性が低いとみなした事実を矮小化し、時にはないものとする澤田副学長の判断基準によれば、上記のような情報は重要性がないとの判断の下に、情報提供を怠ったものとみるのが相当であり、情報の隠蔽と評価するには至らなかった。

第6 危機管理規程が遵守されなかったこと

1 報告ルールの無視

本事案への対応においては、危機管理規程に基づく報告義務はほとんど無視されている。

これら、危機管理規程に違反する主要な行為を改めて列記すると、以下のとおりである。

2022年10月29日、Bアメフト部長は、保護者からの通報により、アメフト部員による大麻の使用の可能性を知り、その後a部員及びb部員による情報提供があったことも知り、さらに11月28日には11・27c部員自己使用申告があったことも知ったが、自らは危機管理規程に基づくA競技スポーツ部長への報告をしなかった。

12月1日、A競技スポーツ部長は、12・1警視庁情報に加え、C監督から11・27c部員自己使用申告に係る情報を聞いたにもかかわらず、危機管理総括責任者である村井常務理事への報告をしなかった。

2023年6月30日、澤田副学長が、6・30警視庁情報を酒井学長に報告した際、両名は、本事案については酒井学長、澤田副学長及び競技スポーツ部で対応することとし、村井常務理事を含めた他の役職員に報告しないことを申し合わせた。

7月6日、澤田副学長は、A競技スポーツ部長に対して、秘密保持の名の下に他者への報告を禁止し、それを受けたA競技スポーツ部長は、村井常務理事に対し、7・6警視庁情報はもとより、澤田副学長が開始したアメフト部員に対するヒアリングや荷物検査の状況を報告しなかった。

7月19日、澤田副学長は、7・19f部員自己使用申告を知ったにもかかわらず、これを村井常務理事に報告しなかった。

その結果、総務部や広報部は、7月18日にマスコミからの問合せなどでその一端を知るまで、全く本事案について了知していなかった。A競技スポーツ部長が村井常務理事に本事案を報告したのは、警視庁による本件缶の差押えも終了した後である7月20日である。

2 危機管理規程が全く機能しなかったこと

本事案への対応では、危機管理規程に基づく対策は、適切な危機管理のためにほとんど機能を果たさなかった。

まず、上記のとおり同規程に基づく報告が適切になされなかったことに加え、危機管理総括責任者である村井常務理事に本事案について報告を受けた後も、執行部会及び常任理事会における本事案についての情報共有に反対する澤田副学長の意見を酒井学長が支持した結果、危機管理態勢が構築は進まず、同規程に基づく対応は、8月2日の専門部会の設置まで遅れてしまった。この時点では、既に本件缶の預かり保管(7月6日)やその押収(7月20日)、澤田副学長によるアメフト部員に対するヒアリングによる情報収集(7月6日開始)、理事長への7・18保護者告発文の送付(7月18日)など様々な事態の進展があり、8月1日にはインターネット上で本事案が既に報道されていた(第2章第3の15~17、20、22、23、31)。

専門部会では、8月2日から連日広報の準備がなされていたが、情報不足もあって、有効に機能せず、適切な広報が行えなかったことはすでに述べたとおりである(第2の3(2)~(4)、同4)。そもそも専門部会というのは、危機管理規程上、危機管理委員会が設置するも

のであるが（14条）、危機管理委員会は、危機事象発生時においては、危機管理総括責任者が対応部署を決定し、対応内容を指示するに際し、意見を聞くための機関であり（7条2項）、危機管理委員会、ひいては同委員会が設置する専門部会自らが危機管理対策そのものを行うことは想定されていない。しかも、専門部会の設置は、危機管理委員会を開催して決定すべきところ、事後に、8月4日になって開催された危機管理委員会において、専門部会の設置を追認するという手順になってしまった。要は、泥縄式に、まずは主だった構成員が集まることができる専門部会で目先の危機対応（報道対応）の議論を始め、後付けでその設置を正当化していたというほかない対応であったといわなければならない。その間、本事案の事実関係の解明など必要不可欠な作業は、原局であり、本事案の当事者でもある競技スポーツ部に委ねざるを得ず、適切な事実関係の解明が進まなかったものといえる。

危機対策本部が設置されたのは、8月10日になってしまい、8月8日の記者会見まで終わってしまった後である。本章で指摘した多くの不適切な行為が既に終わってしまった段階である。そのため、危機管理の方針の是正をするなどの有効な機能を発揮することはできず、危機管理を主導する主体とはなり得なかった。

3 関連規程の曖昧さ

危機管理規程には、以下のとおり、その内容に不明確な点があり、そのことが、危機管理規程が機能しなかった上記のような状況を生んだ原因の一つともいえる。

(1) 教学に関わる危機管理の在り方の不明確さ

まず教学と法人の危機管理の関係が不明瞭である。危機管理規程によると、6条1項の報告を受けた本部の所管部署の長は、重大性の程度にかかわらず、これを危機管理総括責任者に直ちに報告しなければならない（同条3項）。そのとき、学校教育法に基づく学長権限によって対応すべき事案は、学長へ報告した上で、危機管理総括責任者に報告するとされている。そして、報告を受けた危機管理総括責任者は、重大でない場合を除き、理事長に報告する（7条1項）。その後、理事長が危機対策本部を設置するか（15条1項）、しなければ、危機管理総括責任者が対応部署の決定等をする。これは教学案件でも同じ流れが定められている。学長が何かを決定することにはなっていない。しかし、危機管理基本マニュアル及び不正・不祥事案等対応マニュアルでは、教学案件については、本部所管部署の長は、副学長を通じて学長に報告することとされ、学長は本部所管部署の長に事案対応を指示し、所管部署が対応に当たることとされている（危機管理基本マニュアル第3章2、不正・不祥事案等対応マニュアル8項）。

これでは、本件のように、教学に関わる問題でもあるが、法人の危機管理の問題でもある場合に、危機管理総括責任者が対応するのか、学長が指示するのか、規程とマニュアルで齟

齟齬がある。本事案への対応については、教学側でこれを主導した結果²⁶、法人としての危機管理の対応が遅れているが、その権限の所在の不明確さがその一因になっていると思われる。

(2) 競技部、競技スポーツ部の組織的位置付けの不明確さ

危機管理規程に基づく教職員等の報告は、本部においては所管部署の長に対してされることとなっているが、競技部の場合、そのラインが規程上明確ではない。競技部規程1条2項には、「競技部は、学生教育の一環として、学長の命により副学長が管理するものとする」とあり、同規程16条は、「競技部に関する事務は、競技スポーツ部が行う。」とある。これらによれば、競技部部长（本件でいえばBアメフト部長）の直属の上司は担当副学長（本件でいえば澤田副学長）であり、競技スポーツ部は、競技部の事務のサポートをしているだけである（ライン上にはない）とも読める。しかし、職員向けの研修資料では、競技部において不正や事故があった場合には、競技スポーツ部部长に報告するように求めており、またホームページに掲載されている組織図によれば、競技部の上に競技スポーツ部があり、その上に担当副学長があると示されている。つまり運用上は、競技部部长（本件でいえばBアメフト部長）の上に競技スポーツ部部长（本件でいえばA競技スポーツ部部长）がいるものとされているのである。これまでの実際の運用もそう行われているし、関係者の認識もそうである。

本報告書においても、競技部規程16条を根拠として、上記の実際の運用に即して報告義務についての検討をしてきたが、規程の整備が必要なことは指摘しておかなければならないし、規程の不明確さが、競技部の問題は、それが本法人の危機管理に関わるものであっても、学長の命を受けた副学長が管理するとの理解を生んだものともいえる。

4 従来からの運用実態

危機管理規程の従来からの運用であるが、同規程に基づいて危機対策本部が設置されたのは、元理事、田中前理事長の逮捕案件が初めてであったとのことであり、過去の競技部の不祥事案を見ても、それぞれの原局が対応している。

A競技スポーツ部部长によると、なぜ今回、危機管理総括責任者である村井常務理事に報告をしなかったのかという問いに対して、従前から競技部内での対応を優先しており、澤田副学長に報告相談していて、村井常務理事には報告していなかったというのである。危機管理規程とは全く異なる対応をしており、それに疑問も抱いていないということである。

なお、危機管理を所管している総務部（安全管理課）においても、2022年12月21日に毎日新聞から問合せがあった際、2023年7月18日に読売新聞及び朝日新聞から

²⁶ 本事案についての対応を澤田副学長がほぼ独占してきたことについても、A競技スポーツ部部长は、危機管理基本マニュアルに従い、澤田副学長を通じて酒井学長に報告をし、酒井学長が競技スポーツ部及び同部を所管する澤田副学長に対応を指示したとみる余地がないわけではないが、危機管理基本マニュアルの上位規範である危機管理規程に抵触する上記対応を是認することは困難である。

問合せがあった際、報道機関から問合せがあったことや問合せの内容を広報部から知らされていたにもかかわらず、競技スポーツ部が事実関係を確認して対応するものとの姿勢で、取材内容から危機情報を察知して、積極的に情報を収集する姿勢には欠けていた。このことは、不適切であるとまでは評価しなかったものの、積極性に欠ける点については、反省する余地があるものといえよう。

以上の次第であり、危機管理の体制は、法人内で十分浸透しておらず、運用も不十分で、規程自体にも問題があったというほかない。

第7 権限と責任の所在が明確でなかったこと

本事案への対応を通じていえることは、権限と責任の所在が明確でないということである。組織の内部統制の基本は、横の分掌の明確化と縦の意思決定権限の分配の明確化にある。権限の所在を明確にし、その権限行使に関わる責任の帰属を明確にすることが、組織の効率的で適正な運営に不可欠なのである。本事案において、不適切な対応が重なった原因として、以下に述べるような権限と責任の所在の不明確さがあったことを指摘することができる。

1 教学事案と法人の危機管理

本事案は、酒井学長及び澤田副学長によって、教学案件と位置付けられ、対応が進められてきた。犯罪行為を行った競技部学生や当該競技部への対応は、大学による退学処分等の懲戒処分、当該競技部における退部処分等、当該競技部の活動停止や廃部など、いずれも学長が権限を有し責任を負う教学事案であり（教育組織規程2条2項）、その限りでは、学長の承認の下、副学長が本事案への対応に当たることは適切である。

しかし、本事案のように本法人全体の社会的信用に関わり、その管理運営に重大な影響を与える事案については、法人としての危機管理の方針は欠かせない。私立学校の場合、その設置者は学校法人であり、学校はその組織の一部である。学校法人は、「自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければなら」ず（私立学校法24条）、学校法人の役員は当該学校法人の管理を適切に行う責務がある（寄附行為6条以下）。したがって、教学の範囲を超え、学校法人全体のリスクや管理の問題となる場合には、学校法人の役員において対応すべき責務がある。その面では、本事案は法人として対処すべき事案であったといわなければならない。また、教学の範囲であっても、学校法人は、学長ら学校管理機関に対する監督者として、学長らが適切に管理を行っているかどうかを指揮監督する責務がある（鈴木勲編著「逐条学校教育法第9次改訂版」388頁）。しかし、当委員会のヒアリング調査においても、本事案への対応に係る権限と責任の所在に関する各人の意見は様々であり、学内・法人内でも、何が教学であり、何が法人の管理であるか、本事案に係る危機管理の最高責任者が誰であるのか、誰が判断するのかについて一致した考えがあるようには見受けられなかった。

以上のことが明確でなかったため、6月30日に6・30警視庁情報がもたらされ、誰の目からみても、学生の不正・不祥事案件が発生している可能性があることが明らかになった時点以降においてさえ、危機管理対応部署を軽視する傾向の下に、適切に危機管理規程に従った対応が行われなかったものと思われる。

2 競技部と競技スポーツ部の権限分配の不明確さ

10・29保護者情報への対応、11・27c部員自己使用申告等への対応がアメフト部指導陣だけの判断で行われたことが不適切であったことは第1の1(1)、(2)において指摘したところである。これらの情報についての危機管理規程上の報告義務の問題とは別に、このように不適切な対応が行われた原因として、競技部と競技スポーツ部との権限分掌が明確でないことにも原因があったものと考えられる。

まず、10・29保護者情報への対応であるが、これに対応して、アメフト部では簡単な部員のヒアリング調査を実施し、大麻使用を認める者がいなかったため、大麻使用の事実は認められなかったと結論付けてしまい、そのことはその時点で競技スポーツ部に事前、事後に報告、相談していない(第2章第3の1～3)。

競技部には、特段、総務的な管理部門は設けられておらず、部長と場合により副部長、監督、コーチが置かれているだけである(競技部規程5条以下)。彼らの権限分掌については、部長につき、「当該競技部を統括する」とこととされているが、監督は、「競技部学生を管理監督するとともに、その競技指導に当たる」、コーチについては「競技部学生の技術指導に当たる」とされているだけである。

他方、競技スポーツ部は、競技部に関する事務を行うものとされ(競技部規程16条)、競技部の運営に関する事項は競技スポーツ部スポーツマネジメント課が(本部事務分掌規程9条1項2号)、競技部の学生の生活指導に関する事項、競技部学生寮に関する事項は、同部スポーツプロモーション課が(同条2項4号、6号)分掌するものとされている。

これらの規定によると、10・29保護者情報は、本法人にとって、重要性の高い内容であり、競技スポーツ部に報告すべきであったと考えられる(事務職組織規程57条)。また当時、部員約120名に対してヒアリング調査をするということであれば、そもそもそのような調査をするかどうかの意思決定権限がアメフト部部長又は監督にあったかどうか疑問であり、少なくとも調査するかどうか、調査の方法等、競技スポーツ部に報告・相談すべきであったといえよう。

次に、11・27c部員自己使用申告が得られたときの対応であるが、これも、部内でヒアリング調査をし、部内でのみ相談して、c部員を嚴重注意処分として終結させてしまった(第2章第3の5、6)。この件は、12月1日にA競技スポーツ部長に報告されたが、それはたまたま同日に警視庁が来校したため、C監督がその用件で本部に呼ばれたからであった。

このようにアメフト部においては、その指導陣にいかなる権限があるのか、いかなる事項

について競技スポーツ部に速やかに報告すべきであるのかについて、理解が不十分であったというほかない。

このことは、日大や本法人における競技部や競技スポーツ部自体の位置付けの曖昧さにも由来するものと思われる。

競技スポーツ部は、学生部や学務部などと同列に教学部門に属する本部内の一部局であるが、他の教学部門部局は学部や付属校といった各教育組織の存在を前提とし、その各教育組織には一定の独立性を持った運営体制が整えられ（学部長、学部次長、学務担当などの教員職及び局長、局次長などの事務職）、本部部局はその統括的業務を取り扱うことが比較的明瞭である。これに対し、競技スポーツ部は、前記のとおり競技部に関する事務を行うとされてはいるものの、競技部には総務的な管理部門が置かれているわけではない一方で、その活動資金の獲得は各競技部独自に行われるなど、そもそもにおいて競技部と競技スポーツ部との関係、もっといえば競技部と日大や本法人との関係が不明確なものとなっている。このことをもって、競技部関連の組織は全体として、法人でも教学でもない第三極を構成しているかのような点の指摘も聞かれたところである。

こうした実態は、本事案への対応に係る各場面において関係者が適切な行動を選択できなかったことの一因でもあると考えられる。

3 執行部会における重要事項の決定

本法人において、第1回専門部会が開催され、不十分ながらも本事案に対する危機管理態勢が執られたとみられる8月2日以降、執行部会で大半の問題が実質的に決められている。

しかし、執行部会の設置根拠規定はない。根拠規定がないから、その会議の性格も不明で、教学側の組織なのか、法人側の組織なのかも曖昧である。上述のとおり、執行部会では、学長に決裁権限がある教学事項であるアメフト部の活動停止などを決めている一方で、理事長に設置の権限のある法人の所管事項である危機対策本部の設置も決めている。執行部会のメンバーも、理事長、学長、副学長、常務理事となっており、どちらの組織か不明である。

このように規定上の根拠のない会議体を設けること自体が不適切というわけではないが、このような会議は、事実上意思決定をする場になることがあり、その場合には提出資料の作成保存や議事録の作成保存等について根拠がないことになる。また、このような会議は、権限と責任に基づかないものであり、責任ある職務執行の観点から問題を生じることもある。例えば、アメフト部の活動停止の解除も執行部会で決定されており、本来の決裁権者である酒井学長の決裁書は作成されていない。このような状況では、本来の決裁権者である学長の責任感の希薄化につながりかねない。また、8月10日の執行部会では、活動停止処分の解除に対して反対した者があるが、同会議で採決がされた形跡はなく、各メンバーの賛成反対の意思表示が明確に記録されていない。このようなルーズな方法によると、各人の責任感は一層希薄化する。重要な意思決定をするのであれば、根拠規程を明確化し、その意思決定の手順、提供される資料の作成、議事録の作成保管等、意思決定プロセスの適正さを後から検

証できるように整備すべきである。

4 意思決定・報告の書面化の欠如

本事案への対応の特徴の一つとして、意思決定や報告の証跡が非常に少ないことが挙げられる。

重要な意思決定に限っていくつか指摘すると、危機対策本部会議の設置は、理事長の権限であるが（危機管理規程15条）、8月10日に設置された際のその意思決定の証跡は残されていない。その設置は事実上同日の執行部会で決定されているが、本法人の説明によると、理事長の口頭による指示により設置可能であるからとのことである。

アメフト部の活動停止やその解除は、学長の権限事項であると解されるが、酒井学長による決裁書あるいは決定書のようなものは作成されていない。

重要な意思決定について、それを文書化（オンラインによる意思決定も含む）するのは、いつ、誰が、どのような内容の意思決定をしたのか、その理由は何か、その稟議申立てをしたのは誰で、誰に回付されているか、といった内容を明確にするため、それは業務運営の効率化・正確さ確保のためだけでなく、内部統制上も、組織内における意思決定が適切になされたかどうかを後に内部監査部門や監事、その他においてしっかり検証できるようにする意味がある。法律上、口頭で有効に決定できるからそれでよいという理解は、内部統制についての理解を欠いたものというほかない。

さらに、本事案への対応をめぐっては、報告がなされたという主張が各所にあるが、それが文書や電子メールなどで証跡化されたものはほとんどない。酒井学長への報告や林理事長への報告など、ほとんど書面がないし、酒井学長から林理事長への報告もそうである。

組織における業務の執行で、報告というのは極めて重要である。組織の意思決定と組織管理は、すべて情報に基づくからである。報告義務を明確に定め、報告の方法（書面か、記載事項は何か、回覧先、添付資料、報告義務が生じる場合等）を定めなければならない。また報告を受領したものは、必ずその報告の内容に応じて、必要な措置を執るかどうか検討し、必要があれば措置を執らなければならない。報告は、報告を受けた者が適切に、かつ、速やかにその対応を執ったかどうかを検証するために最も重要な証跡でもある。

つまり報告ルールやその文書化（電子保存を含む。）は、報告する者と報告を受ける者の業務執行の適正さを確保するために不可欠の要素である。これがなければ内部統制は成立しない。上記対応に当たった関係者の全てが、この内部統制の視点を全く理解していなかったとしかいえない。

第8 組織風土

最後に、本法人の組織風土について指摘する。

1 コンプライアンス意識の欠如

これまで述べてきたとおり、学長や副学長といった本法人の最高レベルの管理者が、危機

管理規程を無視して報告をしなかったり、時には、危機管理規程に基づく報告をしないことを申し合わせたり、部長クラスの管理者が恒常的に危機管理部門への報告をしていなかったり、競技スポーツ部では、広報部からの問合せに対して虚偽の回答をしたりするなど、随所に明白な規程違反行為がある。

何よりも、不都合な事象が生じたときに、それに正面から向き合うのではなく、立証されていない事実や立証される可能性が低いとみなした事実を矮小化し、時にはないものとする、不都合な情報には目をつぶり、得られた情報を自分に都合よく解釈し、自己を正当化するという姿勢は、コンプライアンス意識の欠如を如実に表すものといえよう。

このようにトップ層にまでコンプライアンスの意識が欠けていることは、当委員会にとって驚きでもあった。本法人は巨大な組織であり、日本最大の教育機関であって、社会的な影響も極めて大きい。近年も大きな不祥事を起こしている。それにもかかわらず、コンプライアンスの意識が乏しいのは、到底理解できないことである。

従前、権限と責任についての認識が希薄で、違反に対しても適切なペナルティが科されてこなかったのではないかと推測される。本事案への対応でもそうであるが、上位者の意向にそのまま従う傾向が強く、横の牽制関係も縦の牽制関係も働いていなかったものと思われる。

ちなみに、本委員会のヒアリングにおいて、自己の正しい疑問を関係部署に対してぶつけたことを述べたのは、広報課長（当時）ただ一人であった。

2 危機管理の在り方の認識がまったくないこと

危機管理についての知見、認識も大きく欠けている。本事案への対応の最大の問題は、繰り返すようであるが、立証されていない事実や立証される可能性が低いとみなした事実を矮小化し、時にはないものとする、不都合な情報には目をつぶり、得られた情報を自分に都合よく解釈し、自己を正当化するという姿勢である。誰の目からみても社会的な常識から外れた行動についてさえ、自己正当化や責任回避の意識もあってか、林理事長も酒井学長も、澤田副学長の説明や見解をいわば鵜呑みにして、それを批判的に検証することもなく許容してきたものといえる。その結果、本件缶の長期間にわたる預かり保管についても、記者会見での発言についても、アメフト部の活動停止処分の解除についても、社会から大きな批判を受けることとなった。

本事案への対応においては、記者会見や活動停止処分の解除など、基本的な考え方をきちんと整理せずに、場当たりのその時点の心理で行動してしまっている。8月2日の囲み取材は、その直前に林理事長が言い出して突然行われたものである。8月8日の記者会見も、原稿とQ&Aは作成したが、その要点も理解しないまま自己正当化の会見にしてしまった。アメフト部の活動停止処分は、部員の逮捕を受けて即日持ち回りの執行部会で決めているが、どういう場合に部の活動を停止すべきなのか、整理がされていない。その結果、活動停止処分の解除の判断とも整合性がとれていない。

不祥事を起こした場合には、その事実を徹底的に調査し、その事実をすべて社会に公表し、適切な処分と再発防止策を実施する、という当然のことが理解されていなかった。目先の責任追及やバッシングを避けるため、自己を正当化し、時には虚偽と評価される報道対応をし、何よりも、学生の健康を損ない、大学の基盤を揺るがしかねない大麻が拡散しているリスクにも目をつぶってきたといわざるを得ない。

危機管理の最大の目標は、目先のダメージ回避ではなく、最終的な信頼の回復である。その点を全く理解していなかったというほかない。

第4章 改善策の提言

本章では、第3章で述べた不適切な行為の改善策として考えられる方向性を述べる。

本法人は、昨年来、田中英壽前理事長の専制体制がもたらした問題への対応として、当時の第三者委員会と日本大学再生会議の提言に従って、経営改革を実行中である。そのさなかに本事案は発生した。経営改革には相応の時間を要するものであり、本事案への不適切な対応をもって直ちに実行中の経営改革に対して否定的な評価をすることはできない。当該改革は、田中前理事長の専制体制の破棄を主眼とするものであり、今回の事案は新しい体制において、組織的対応の不十分な点が露呈したといえることができる。以下では、改善策の視点を提供するが、具体的な対応については、実務的な課題や障害もあろうし、何より本法人の理事会をはじめとする経営機関の自主的、自律的対応が重要であるから、その詳細までは示さないこととする。

また、組織風土の問題については、第3章第8でコンプライアンスと危機管理の意識の欠如について指摘しており、その具体的改善策は、以下の第2において述べる。しかし、それ以上に組織風土について言及していない。その理由であるが、本法人においては、田中前理事長の専制体制がもたらした問題が発生し、昨年3月に第三者委員会の報告と日本大学再生会議の提言が出され、従前の田中前理事長の専制体制は破棄され、関係する役員の交代、理事会の定員減少や学外者、女性の理事就任など制度的な改革も行われ、理事長にはそれまで本法人の経営に関与したことのなかった林氏が就任し、学長も酒井氏に代わった。本事案への対応の中心となった澤田副学長もこの経緯の中で副学長に就任した。それは昨年7月のことであり、アメフト部員による大麻使用の問題はその直後に発覚した。組織風土は、人事権による統制や人事評価基準、組織トップの考え方などによって大きく左右される。しかし本法人では外部から就任した林理事長が人事権を強力に統制しているといった状況にはないとみられる。組織内部でも、そのような意味での心理的統制が働いているわけではないように見受けられる。いわば、田中前理事長の専制体制が崩壊し、その後の体制は手探りの状態であったのではないかと思われる。また、学外理事などが複数就任し、外部の意見も理事会で出されるようになったにもかかわらず、本事案への対応に当たって彼らの意見が十分に意思決定に反映されていないのは、何らかの閉鎖性というよりは、学外者が多様な意見を述べることに対して、それをどのように取り扱ってよいのか戸惑った結果とも思われた。本事案への不適切な対応も、関係した執行部の個人的特性や考え方による要因が大きい。本事案の発生した時期は、田中前理事長の専制体制が破棄され、従前の組織風土が排除されつつある時期であり、その意味で組織風土はいわば空白の時期であるとも考えられる。そこで、その点を考慮して、証拠上明確なコンプライアンス意識の欠如や危機管理意識の欠如などの点は指摘しているが、それを超える組織風土上の課題については指摘していないことを付言する。

第1 社会と調和する理念の確立

第一に、本事案への対応においては、世の中の価値観と大きく乖離した行動が、世の中からの信頼を損ね、本法人の社会的な評価を著しく低下させる原因となった。このような事態を再び招かないために最も重要な視点は、世の中の公正な価値観を理解し、それに沿った事業のあり方を確立することである。

大学や企業など、社会に存在する組織では、社会で果たすべき役割と、その活動のあり方の基本方針を定めることが重要である。「役割」は、何をすることで社会に貢献するかということであり、「あり方」は、単に法律に違反しないだけでなく、社会の価値観と調和して社会から信頼を得るための活動指針である。それが社会で恒久的に存在していく基盤となる。前者は、ミッションとかパーパスなどということもあり、後者はフィロソフィーとかバリューと呼ばれることもある。

本法人においては、「あり方」について明確な方針が定められていない。したがって、まずはどのような活動をして社会からの信頼を得ていくのか、その行動の指針を明確にし、法人全体に浸透させていく必要がある。

「役割」については、本法人は、理念としての「目的および使命」と日本大学教育憲章を定めている。しかし、本事案への対応では、危機に瀕したとき、教育機関としての自覚より、責任回避行動や自己正当化が優先してしまった。その結果、場当たりの対応に終始し、判断は二転三転して世の中の信頼を大きく損ねた。したがって、教育機関としての役割を再度徹底することも必要である。

この新しい役割とあり方(理念)は、組織内にある従前の常識を変革するものであり、それには相当の努力と時間を要する。それがしっかり組織内部に定着するためには、単に美辞麗句を経営トップが作成してそれを通達するようなことでは足りない²⁷。やはり、組織の各人各層が自ら考えて作り上げていくプロセスが重要である。学生や教職員等、組織内のさまざまな人たちが、時間をかけて議論し、上記対応を自らにも起こりうるものとして反省し、本法人や日大がこれからどういうあり方を目指していくべきか考えることが必要である。

第2 コンプライアンス・内部統制・危機管理等知見の徹底

1 コンプライアンスの徹底

本事案への対応では、随所にルール違反が見られる。危機管理規程に従って報告をしないことが常態化していたり、本事案への対応も、酒井学長、澤田副学長自らが、承認し、又は指示して、競技スポーツ部が独占したり、危機管理所管部署である総務部門に報告をしなかったりした。広報部に対して誤った情報を提供することも行われ、役員規程に基づく理事と

²⁷ 「Do the right thing」を行動指針とするとしても、何が「right thing」であるのかを納得するまで各人、各層が考察しなければ、行動指針は絵にかいた餅になってしまうだろう。そのような考察の積み重ねが、世の中の価値観と大きく乖離した行動について、おかしいと声を上げる組織風土を作っていく原動力となるものと考えている。

しての報告義務は全く忘れ去られていた。

つまり、本法人においては、コンプライアンスということが、行動の基準となっていないのである。それも組織内各層にわたり、継続してそのような状態であったことが窺える。これは重大な組織上の欠陥である。組織として社会に持続的に存在していくためには、コンプライアンスは不可欠な要件である。ましてや、教育機関である本法人がコンプライアンスを軽視あるいは無視していたのでは、その存立の基礎を崩壊させる。そのためコンプライアンスの徹底は絶対的に必要である。

2 権限と責任の所在の明確化（内部統制）

本法人では、学長と執行部会の関係等、多くの場面で権限と責任の所在が明確でなく、経営層においても主体的な責任感が希薄である。組織における経営とは、意思決定の積み重ねであり、それが適切かつ効率的に行われるためには、意思決定権限の明確な分配が必要である。そして、その権限には明確な責任を伴う。それが内部統制の基礎である。その意思決定は、明確に行われなければならないが、本法人では、何らの証跡もなしにアメフト部の活動停止やその解除の意思決定が行われたことになっている。後から検証できない意思決定の仕組みは、内部統制の観点からして重大な欠陥というほかない。各種の報告についても同様であり、何らの証跡も残さず、ルールも整備されていない報告では、無責任体制を助長するばかりである。

以上のような内部統制上の知見や考え方が、本法人においては全く欠落している。したがって、内部統制の知見や考え方を組織内に十分浸透させていく必要がある。

3 危機管理についての知見の獲得

さらに、本事案への対応では、危機管理と危機管理に際しての広報のあり方に関しても、経営層を含め、全く理解が足りていないことが明らかである。場当たりの、責任回避・自己正当化に終始した近視眼的な対応が、世の中の反発を招き、本法人の信用を大きく棄損することになった。したがって、危機管理や危機管理広報についての知見を浸透させ、透明で世の中から信頼される組織運営を実現させていく必要がある。

4 改革の方策

以上のとおり、コンプライアンス、内部統制、危機管理という3つの視点で、本法人の意識を改革し、その知見を深め、それを判断の基準としていかなければならない。

そのためには、本法人として、これらの視点の重要性を明確にし、それを多くの時間をかけて周知徹底していく必要がある。単に座学の研修を数時間受けただけでは、全く意識の変革には及ばない。経営層を含め、各人が自ら考え、調査し、議論して、それらの考え方を内面化していかなければならない。そのためには多くの時間を投入する必要があるし、自発的な取り組みが必要である。研修の手法も、より主体的、効果的なものを工夫する必要がある。

また、コンプライアンスは、教職員全員の行動規範となることが必要であり、そのためには人事制度の見直しも重要である。人事評価基準においてコンプライアンスを重要な要素の一つとし、単なる減点要因とするだけでなく積極評価要因とする工夫も検討すべきである。またコンプライアンス違反に対しては、適切なペナルティが科されることも必要である。人事異動の際の評価においても同様である。それらによって、コンプライアンスへの適切なインセンティブの仕組みが構築される必要がある。

第3 ガバナンスの改善

本事案への対応では、澤田副学長の対応の基本姿勢・判断基準に重大な問題があるにもかかわらず、直属の上司である酒井学長による有効な監督や牽制は行われず、また、その上位者である林理事長による監督や牽制も適切に行われなかった。その要因は、澤田副学長任せで自ら当事者意識を持って責任ある判断をしようという姿勢がなかったことや、危機管理やコンプライアンス、教育機関としてのミッションに思い至らなかったことなどが挙げられる。

経営層によるガバナンスを機能させるためには、指名の際の適格性の検討、経営方針に対する監督、日々の業務執行に対する監督、重要事象が発生したときの監督、定期的な実績評価、再任の可否の判断などが適切に行われる必要がある。これを大きく分けると、人事上の対応と、経営方針等業務執行状況の監督となる。その監督を有効に行えるのは、独立性のある理事、監事である。

田中前理事長の問題の後、役員資格の限定、理事長選考委員会の設置等、理事会や評議員会、監事の選任手続については一定の改革は行われたが、本事案への対応をみると、理事長、学長の選任手続について、客観的に必要とされる能力・経験等の要件を明示し、候補者につきその評価をし、合理的なプロセスを経ていたかどうかを検証し直す必要がある。

また、理事長及び学長に対する日常の定期的監督、そして重要事象が発生した場合の適時の監督は、理事会が行う必要があるが、そのためには、適時に理事会が開催され、その理事会には職務の執行状況や重要事象についての情報が適切に報告されなければならない。本事案への対応においては、役員規程に基づく報告義務が忘れ去られており、本事案に関する理事会への報告が著しく遅れたことを考慮すると、定期的な職務執行状況の報告や重要事象が発生したときの報告義務など、理事会自らが監督のために必要な情報を入手する仕組みを構築する必要がある。

加えて、田中前理事長の問題の後の改革で、理事長と学長に対する評価制度も導入されているが、それが適切に運用されるように注視することも必要である。

最後に、本事案への不適切な対応により、本法人の社会的信用やレピュテーションを棄損したことについての、経営層の責任とその処分についてである。この点については、事実関係を正確に把握し、不適切な行為を生んだ原因や背景を十分に検討した上で、適正な手続に基づき、関係者の責任を明確にすることが必要である。ここでは、社会の批判を回避するた

めに場当たりの処分を決定するのではなく、適正な手続が踏まれることが何より大切であることを強調しておきたい。

第4 組織の見直し

本事案への対応からは、組織のあり方にも多くの問題があることが窺える。

1 法人の管理運営と教学の関係の明確化

まず、法人の管理運営と教学の関係の整理が必要である。当委員会の調査においても、教学の範囲について、ヒアリング対象者によって大きく意見が分かれていた。また、執行部会という会議体があり、アメフト部の活動停止などの判断を実質的に行っていたのであるが、その構成員を見ると、理事長ほか法人側の者が主導しており、教学事項について法人サイドが直接的に介入していたとみられる余地がある。他方で、本事案については、教学側で情報と対応を独占していたことが、法人としての危機管理が遅れる大きな要因になったという事実もある。したがって、法人の管理運営と教学の明確な整理も必要であるし、組織的にも適正化が必要であり、それに伴う責任の所在の明確化も必要である。そして、法人の管理運営に係る情報と教学に係る情報の相互間での伝達のルールも明確に定める必要がある。さらには、教学に関わる事項なのか法人の管理運営に関わる事項であるのかが曖昧な場合に誰がどのようにしてその判断をするかという解決の仕組みも必要である。

2 執行部会の位置付け

次に執行部会という会議体が多くの重要な事項を実質的に決定しているが、この会議には、法的な根拠が全くない。意思決定権限も有していなければ、構成員や決議方法についての手続も定められていない。法人側の機関なのか、教学側の機関なのかも明確にされていない。このような法的責任を負わない事実上の機関が多くの重要な事項を決定しているということは、組織としてはあってはならないことである。この執行部会は、もとは「常任会」という会議体であり、田中前理事長の問題の後の改革で名称を執行部会と改めたということである。それは常務理事会の活性化を目的にした改革であったというが、さらなる改革が必要である。

その改革に当たっては、学外理事・監事の適時な関与が可能となる仕組みを検討することが重要である。本事案では世の中の常識から大きく外れた対応がなされてしまったのであるが、その要因の一つは、学内者だけでことを進めてきたことにある。8月7日の理事会では、学外理事らから大学の対応に批判的な意見も出されているが、その指摘を受け入れずに翌日の記者会見に進んでしまった。仮に、もう少し早くに、学外理事からの指摘を受けて、問題に気付いていれば、これほど大きな社会的信用の低下には至らなかったであろう。世の中の常識を理解し、それに対応した意思決定をするためには、学外者が適切にその意思決定に関与できることは重要である。執行部会を解消するか、単なる情報共有の場とするか、法人の管理運営と教学の別を明確にして法的根拠を持った審議機関等にするか、選択肢は

種々あるが、学外者の意見を反映するという視点は重要である。

3 指揮命令系統の明確化

指揮命令系統の明確化も必要である。特に、競技部と競技スポーツ部との関係は、意思決定ラインとなっているのか、競技スポーツ部は事務的なサポート機関にすぎないのか、規程上は明確でない。競技部部長の直属の上司が競技スポーツ部長なのか、担当副学長なのか、規程上は明確でない。教学に係る事項についての意思決定ラインと、法人の管理運営に係る事項についての意思決定ラインが明確にされておらず、本件でも競技スポーツ部長や競技部部長が、法人の管理運営に関する案件について、総務部など法人側に対し、危機管理規程に基づく報告義務とは別に、その職務権限に基づいて処理した事項についての報告義務を負うのが明確でない。

そもそも、競技部には総務的な管理部門が置かれているわけではない一方で、その活動資金の獲得は各競技部独自に行われるなど、競技部と競技スポーツ部との関係、もっといえば競技部と日大や本法人との関係が不明確なものとなっていることは既に指摘したところである。このことが、競技部におけるガバナンスのあり方を不明瞭なものとしているものともいえる。競技部に対する、教学側、さらに法人側からの指導監督の根拠を明瞭にすることは必要不可欠であろう。

4 理事長・学長のスタッフの充実

組織の問題としては、本事案への対応をみるに、理事長、学長を、専門的知識を持ったスタッフがサポートしていないということも指摘すべきである。仮に、法務部門や広報、経営企画など、相応の知識をもったスタッフが秘書室なり理事長室、学長室などの組織としてサポートしていれば、早い段階で、本事案への対応が、法人としての危機管理の問題であるということに気付いたであろうし、本件缶の預かり保管を続けた行為が極めてリスクの高い行為であることの指摘もなされたであろう。澤田副学長らに任せきりの無責任態勢となることもなかったのではないかと思われる。

5 広報機能の充実

危機管理の広報が非常に重要であるにもかかわらず、広報部には十分な調査権限もなく、本事案への対応でも主導的な役割を發揮することはできなかった。それが、報道機関に対する不適切な回答やプレスリリース、本法人の社会的信用を失墜させるような記者会見の実施などの一連の報道対応につながったものといえる。田中前理事長の事案の後の改革で、もともと「業者主体の広告」であった広報を、必要な情報発信をする「広報」に転換したということであり、まだ上記改革後日も浅いのであるが、本法人として、広報活動の重要性を認識し、さらに広報機能を充実させていく必要がある。

6 危機管理体制の整備

危機管理規程が制定され、そのマニュアル（危機管理基本マニュアル及び不正・不祥事案等対応マニュアル）も作成されているにもかかわらず、その重要性について、経営層を含めて理解がなされていなかった。本事案でも、問題の発生した原局である競技スポーツ部とその所管副学長である澤田副学長が問題の対応に当たり、情報の収集を行い、収集した情報も独占するなどしており、中立的で公正な対応ができなかった要因になっている。危機管理規程に基づく危機対策所管部署である総務部が、危機対策本部や広報部とともに主体的に活動できるように原局との関係などを明確にすべきであろう。

第5 情報伝達・共有化の整備

本事案への対応における大きな問題の一つは、情報が適時に報告され、共有されなかったことである。速やかに、危機管理規程に基づく村井常務理事に対する報告がなされなかったし、林理事長への伝達も遅かった。これは、危機管理規程と危機管理基本マニュアル及び不正・不祥事案等対応マニュアルとの不整合など規程の整備が不十分であったことに加え、危機管理の体制が法人内で十分に浸透しておらず、運用も不十分であったことに原因がある。ただそれだけではなく、危機管理規程に基づく報告義務や役員規程に基づく報告義務より一般的に、職務権限に基づき処理した事務についての下位者から上位者に対して必要な事項の報告義務（職務事務についてのライン上の報告義務）を定める規程（業務規程のようなもの）がなく、例えば、副学長が学長に何を報告すべきなのか、学長は理事長に何を報告すべきなのか、あるいは競技部は競技スポーツ部に対して何を報告すべきなのかといったことについてのルールがないことにも大きな問題があると考えられる。また報告の方法やプロセスについての定めもなく、後から検証可能な文書化とその保存のルールもない。

したがって、処理をした職務事務についての一般的な報告のあり方について、誰が誰に何を報告すべきなのか、その手続、後からの検証の方法など、ルールを整備する必要がある。

また本事案をめぐっては、理事会や執行部会、その他の会議体に対して、必要な情報が適時適切に提供されていない。これは適切な意思決定を確保するためには、重大な欠陥というほかない。各会議体のサポートをするスタッフ部門を設置し、各会議に提供される議案書、資料等を事前にしっかりチェックし、必要な調査を指示したり、議案書等の見直しをしたりするなど、正確で十分な情報が確保される仕組みを構築すべきである。

以 上